

佐 賀 市
一般廃棄物処理基本計画
(案)

【令和6年11月作成中】

令和7年3月

佐 賀 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の背景と目的	1-1
第2節 計画の位置づけ	1-2
第3節 計画の期間	1-3
第4節 計画対象廃棄物	1-3

第2章 地域概況

第1節 自然環境	2-1
第2節 社会環境	2-3
第3節 上位計画	2-8

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況と課題	3-1
第2節 ごみ処理の評価	3-16
第3節 これまでの取組	3-22
第4節 ごみ処理や取組に関する課題	3-23
第5節 ごみ処理の目標	3-25
第6節 目標達成に向けた取組	3-32
第7節 食品ロス削減推進計画	3-50
第8節 その他	3-58

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況と課題	4-1
第2節 生活排水処理の目標	4-13
第3節 生活排水処理計画	4-16
第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	4-18
第5節 その他	4-21

第1章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の背景と目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的な視点に立った基本方針を示すものです。

計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や処理体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

また、策定期間については、目標年次を10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に、見直しを行うことが適切であるとされています。

佐賀市（以下「本市」とする。）は、平成17年10月と平成19年10月に2度の市町村合併により、ごみ処理施設を順次統廃合し、令和6年度には本市全域のごみ処理体制を統一しました。循環型社会の実現に向けて、平成26年度に計画期間を10年とした「一般廃棄物処理基本計画」（以下「既定計画」という。）を策定以降、清掃工場の焼却炉から発生する二酸化炭素や熱を回収し、周辺の農業施設等へ供給を開始したほか、発電した電力を市内の公共施設に送電するなど廃棄物エネルギーの活用を行っています。

既定計画の策定以降、令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

また、気候変動の主な原因である二酸化炭素排出量を2050年までに実質ゼロにすることを目指して、本市は、令和2年10月20日に「ゼロカーボンシティさがし」を表明しました。目標達成に向け、これまで取り組んできたごみ減量や資源の有効活用、再生可能エネルギーの普及など環境配慮の取り組みをさらに発展させ、地球温暖化の防止に取り組んでいくこととしています。

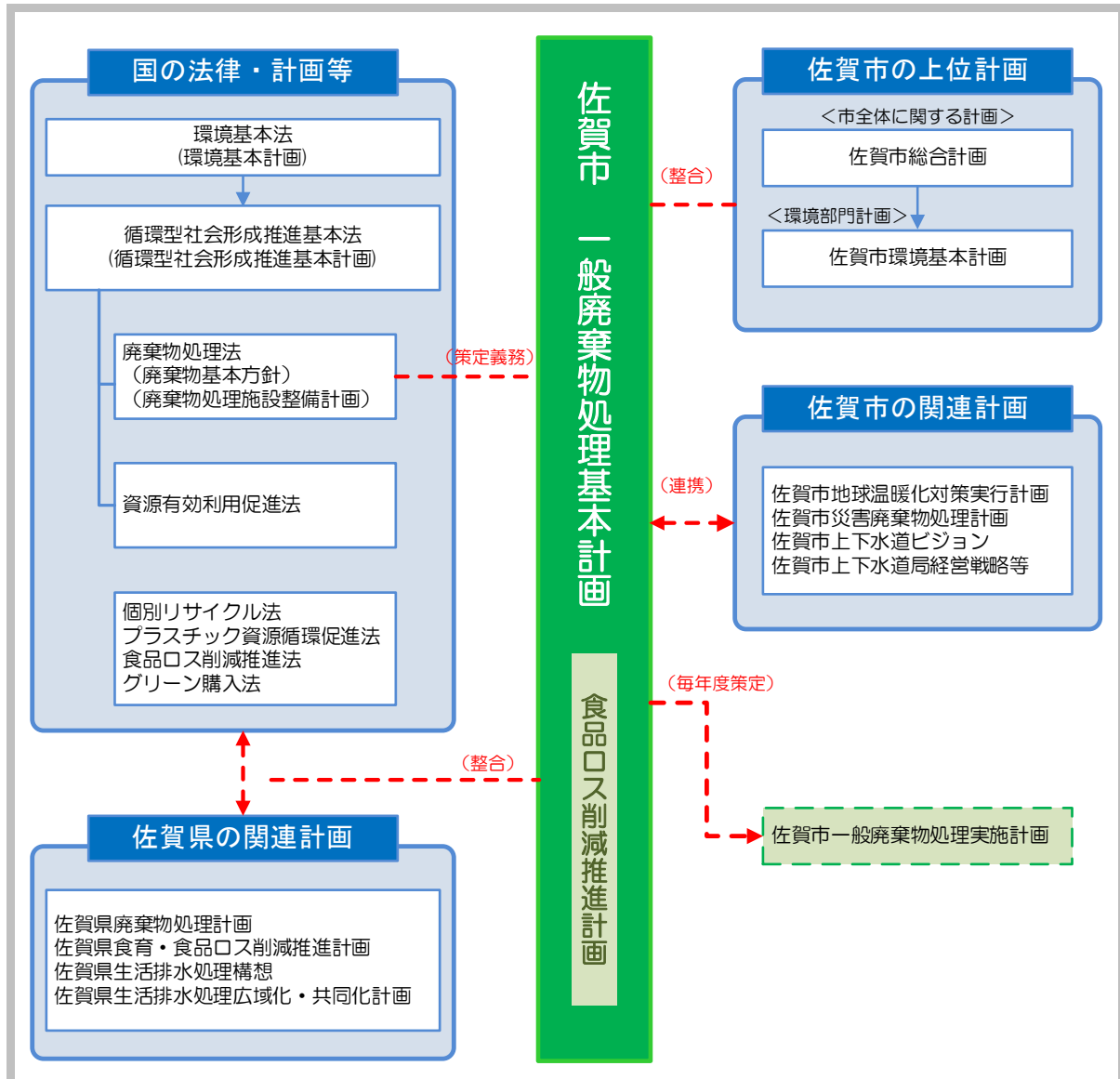
このように、国の廃棄物行政や社会情勢が大きく変化していることや、既定計画における10年間の計画期間が満了となることから、近年の社会の変化や本市の実情を考慮した新たな「一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、国の法律制度や県の計画等との整合を図るとともに、本市の「第3次佐賀市総合計画」、「佐賀市環境基本計画」などの関連する諸計画との整合を図る必要があります。

また、食品ロスの削減の推進は、本計画で定める施策と密接に関連することから、食品ロス削減推進法に規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を本計画に内包して策定します。

◆図表 1-1 本計画の位置づけ



※ 法律名は略称とした。

第3節 計画の期間

計画期間は、令和7年度を初年度とし、令和16年度を目標年度とする10年間とします。

本計画の中間目標年度である令和11年度には、計画の進捗状況の検証・評価を行い、社会情勢の変化等を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行います。

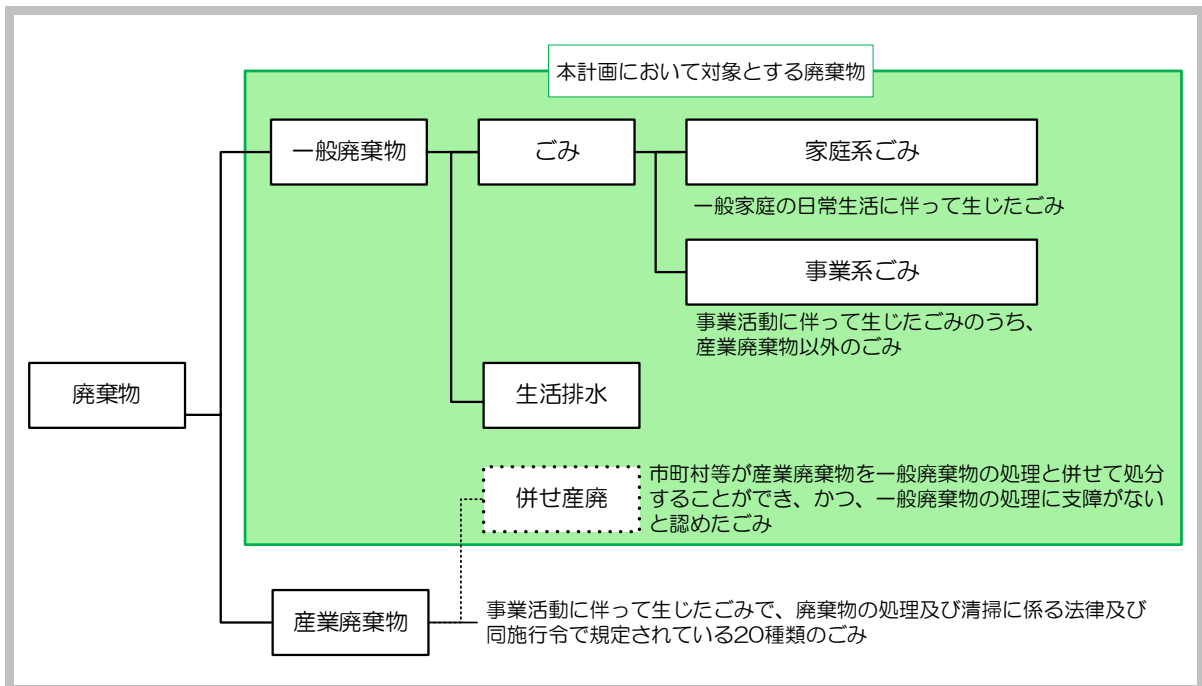
◆図表 1-2 計画の期間



第4節 計画対象廃棄物

本計画は、市内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物



第2章 地域概況

第2章 地域概況

第1節 自然環境

1. 位置

本市は、佐賀県のほぼ中央部に位置しており、福岡市と隣接していること、九州各地を結ぶ東西・南北の高速道路が交流する鳥栖ジャンクションに近接していること、また、九州佐賀国際空港を通じて首都圏や東アジアなどの国内外とのアクセスが可能であるため、広域交流を拡大できる条件を備えています。

本市は、平成17年の佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村の合併、平成19年の佐賀市、川副町、東与賀町、久保田町の合併を経て、山から海まで多様な環境を有する現在の佐賀市となりました。

◆図表 2-1 本市の位置



2. 地勢

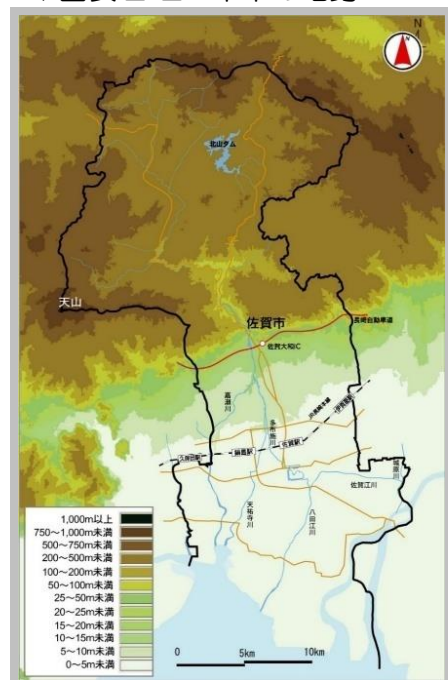
本市は、平成17年及び平成19年における2度の市町村合併を経て、東西約22km、南北約38km、面積は431.81km²となっています。市域は南北に長く、南は有明海に面し、北は脊振・天山山系により福岡県と接しています。北部の山間地から平野を下り有明海に注ぐ嘉瀬川、また、南東部には筑後川が流れており、中南部の平野部は、クリークが縦横に巡る肥沃な佐賀平野が形成されています。

山地は殆どが花崗岩からなる断層山地で、無数の断層に沿って深い谷が走り、高原状のなだらかな山頂が各地に見られます。山地南麓の標高40~15m付近には小規模な台地が発達し、舌状あるいは樹枝状をなし南へ延びています。標高10~6mでは台地そのものが水田面に潜り込み、複雑な微地形を形成しています。

市域中部以南の大部分を占める低地はきわめて平坦で、北から南へ緩やかに傾斜しています。市域の最南端には干拓地及び埋立地が広く分布しています。

佐賀平野は、九州最大の筑紫平野の西半を占め、北を脊振山地に、東を筑後川に、西を牛津川に、そして南を有明海最北岸に囲まれた区域を指し、河川の山地浸食による大量の土砂運搬や有明海の潮汐作用によって沿岸に形成された肥沃な沖積平野となっています。

◆図表 2-2 本市の地勢



資料：佐賀市

3. 気 候

本市の気候は、年度によって差はあるものの過去5年間の年間降水量は、1,300~2,900mm前後、平均気温は16~18℃前後で推移しています。令和5年の平均気温では、夏は27.5℃、冬は7.9℃となっています。

過去5年間の降水量を比較すると、令和2年が最も多く、直近では、令和5年7月に高い数値を記録しています。令和元年、令和3年及び令和5年には、記録的な大雨により発生した浸水被害や土砂崩れのために、災害廃棄物が発生しています。

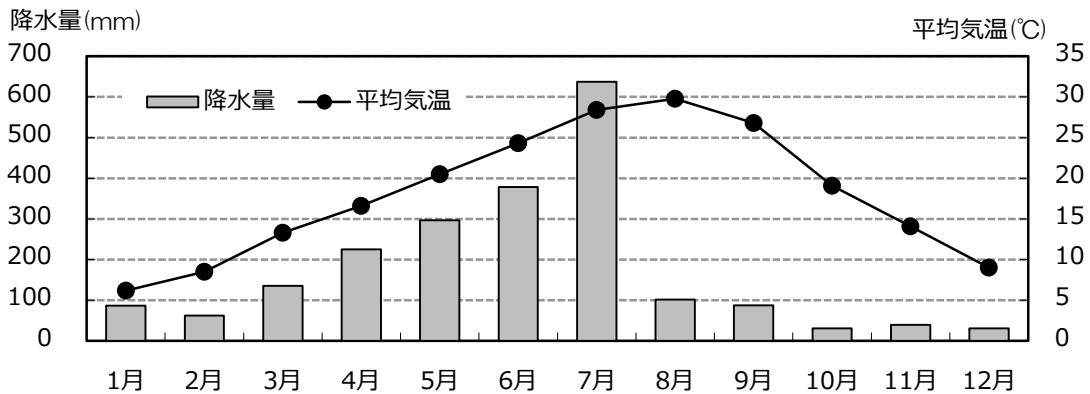
◆図表 2-3 気象概要（観測地点 佐賀・川副）

【観測地点 佐賀】

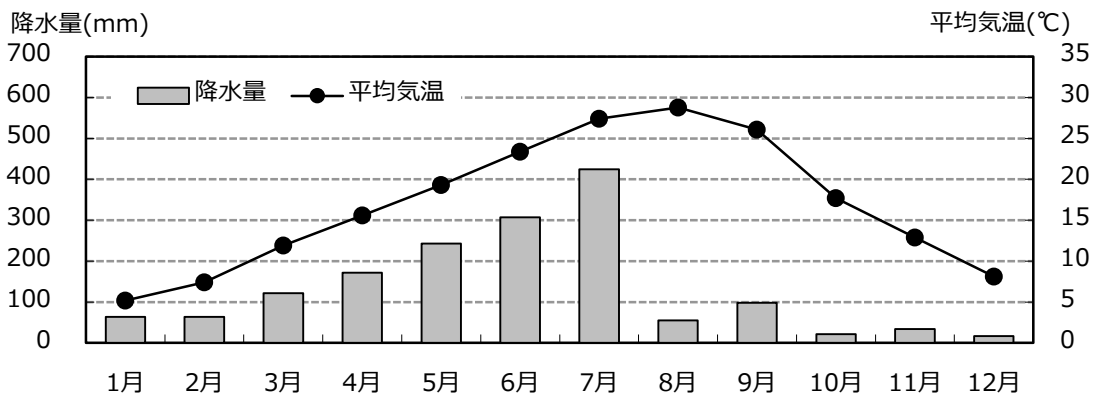
年月	気温(℃)			降水量(mm)	
	日平均	日最高	日最低	合計	日最大
令和1年	17.7	22.4	13.6	2,078.5	283.0
令和2年	17.5	22.3	13.4	2,876.0	209.0
令和3年	17.9	22.8	13.7	2,480.5	306.0
令和4年	17.7	22.5	13.6	1,664.5	155.5
令和5年	18.1	22.9	13.9	2,113.0	171.0
1	6.2	10.9	2.2	86.5	41.0
2	8.5	13.3	4.2	62.5	15.5
3	13.3	18.9	8.4	135.5	42.5
4	16.6	21.8	11.8	225.0	71.5
5	20.5	25.7	15.8	297.0	74.0
6	24.3	28.6	21.0	378.5	171.0
7	28.4	32.5	25.2	637.0	152.0
8	29.8	34.7	26.3	102.0	40.0
9	26.8	31.4	23.5	87.5	26.0
10	19.1	24.5	14.5	31.0	23.5
11	14.1	19.2	9.2	39.5	13.5
12	9.0	13.2	5.2	31.0	16.5

【観測地点 川副】

年月	気温(℃)			降水量(mm)	
	日平均	日最高	日最低	合計	日最大
令和1年	16.7	21.4	12.2	1,558.5	182.5
令和2年	16.5	21.3	11.9	2,428.0	262.5
令和3年	16.8	21.7	12.0	1,924.0	205.5
令和4年	16.6	21.5	11.9	1,289.0	89.0
令和5年	17.0	21.8	12.3	1,621.5	102.0
1	5.2	10.2	0.3	64.0	22.0
2	7.4	12.4	2.2	63.5	27.0
3	11.9	17.5	6.1	121.5	43.0
4	15.6	20.7	10.1	171.5	48.5
5	19.3	24.1	14.5	243.0	58.0
6	23.4	27.0	20.1	307.5	86.0
7	27.4	30.7	24.7	424.5	102.0
8	28.8	33.2	25.5	55.5	22.5
9	26.1	30.7	22.4	98.5	26.0
10	17.7	24.2	11.9	21.5	18.0
11	12.9	18.4	6.8	34.0	11.0
12	8.1	12.7	3.1	16.5	7.0



【観測地点 佐賀 (R5)】



【観測地点 川副 (R5)】

出典：気象庁「気象統計情報」

第2節 社会環境

1. 人口等の推移及び分布

本市の人口は緩やかな減少傾向ですが、世帯数は増加傾向となっています。1世帯当たりの人員は令和5年度において2.20人/世帯まで減少しています。世帯数は、令和元年度の100,830世帯と比べ、令和5年度では103,888世帯と3,058世帯増加しており、人口は4,335人減少しています。

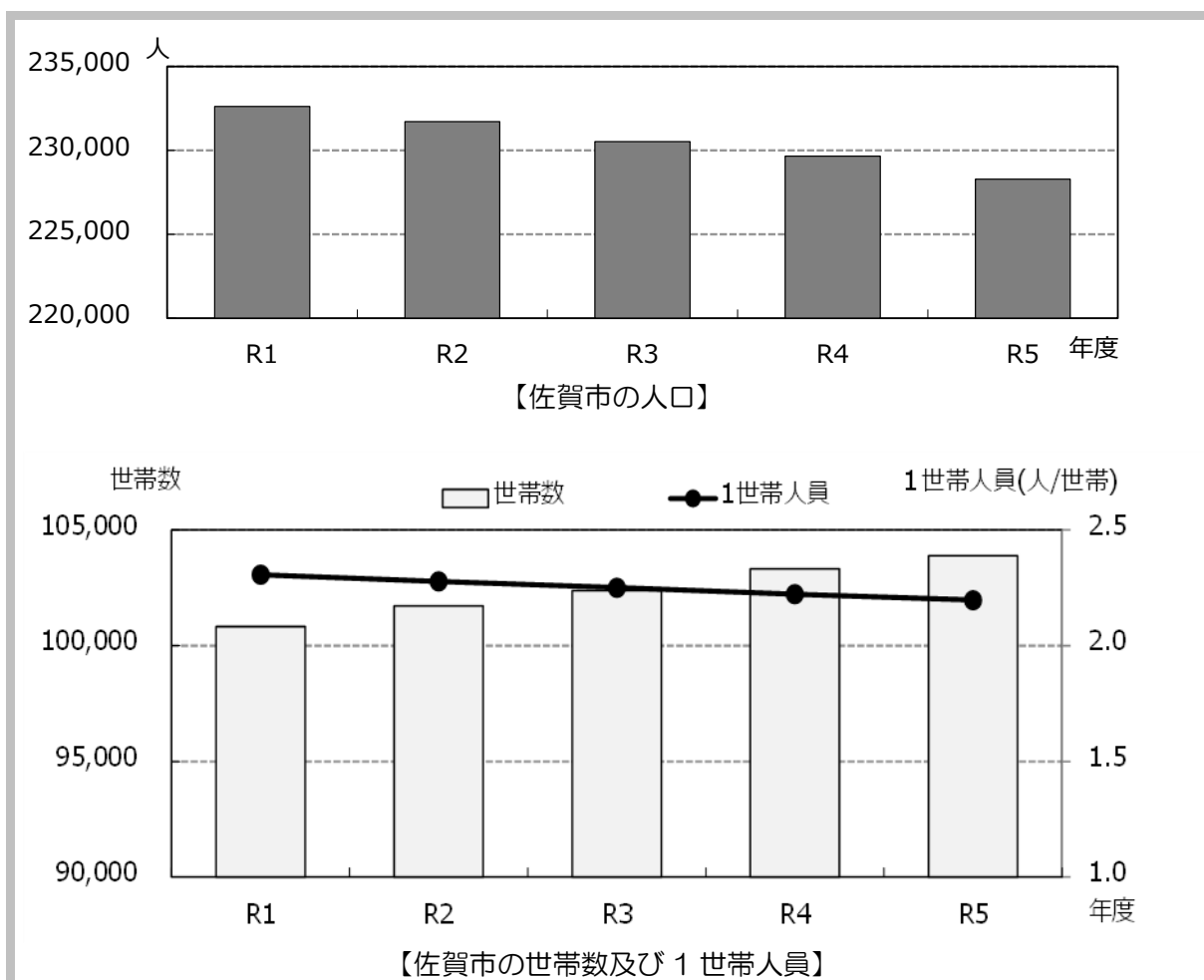
年齢階層別人口割合は、0～14歳、15歳～64歳の割合が減少しています。一方、65歳以上の高齢者の割合が増加しています。こうした状況を踏まえると、核家族化の進行や単身世帯、単身高齢世帯が増加しているものと推察されます。

また、留学や技能実習などによる在留外国人の割合も増加を続けており、生活に密着したごみの取り扱いについて、きめ細かい周知や対応が必要となっています。

◆図表 2-4 人口及び世帯数

区分	年度	単位	R1	R2	R3	R4	R5
人口		人	232,624	231,725	230,531	229,662	228,289
世帯数		世帯	100,830	101,720	102,390	103,317	103,888
1世帯人員		人/世帯	2.31	2.28	2.25	2.22	2.20

出典：佐賀市「住民基本台帳 各年9月末日」



◆図表 2-5 外国人人口 (人)

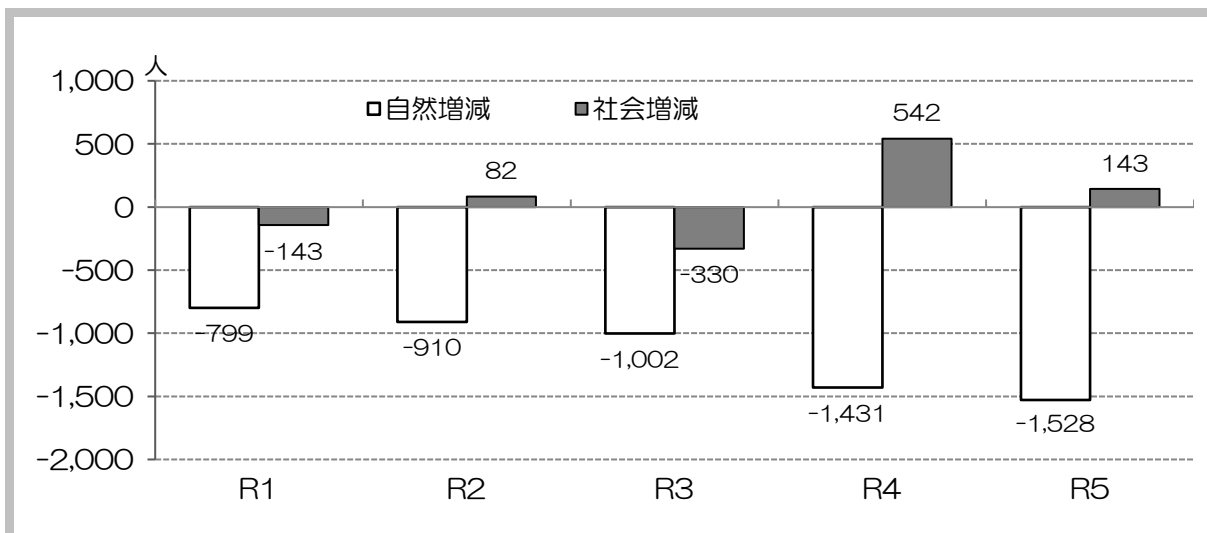
区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
男	852	803	743	892	1,114
女	989	935	926	1,133	1,298
合計	1,841	1,738	1,669	2,025	2,412

出典：佐賀市「令和5年度版佐賀市統計データ」

◆図表 2-6 人口動態の推移 (人)

区分 \ 年	R1	R2	R3	R4	R5
自然増減	-799	-910	-1,002	-1,431	-1,528
社会増減	-143	82	-330	542	143
人口増減	-942	-828	-1,332	-889	-1,385

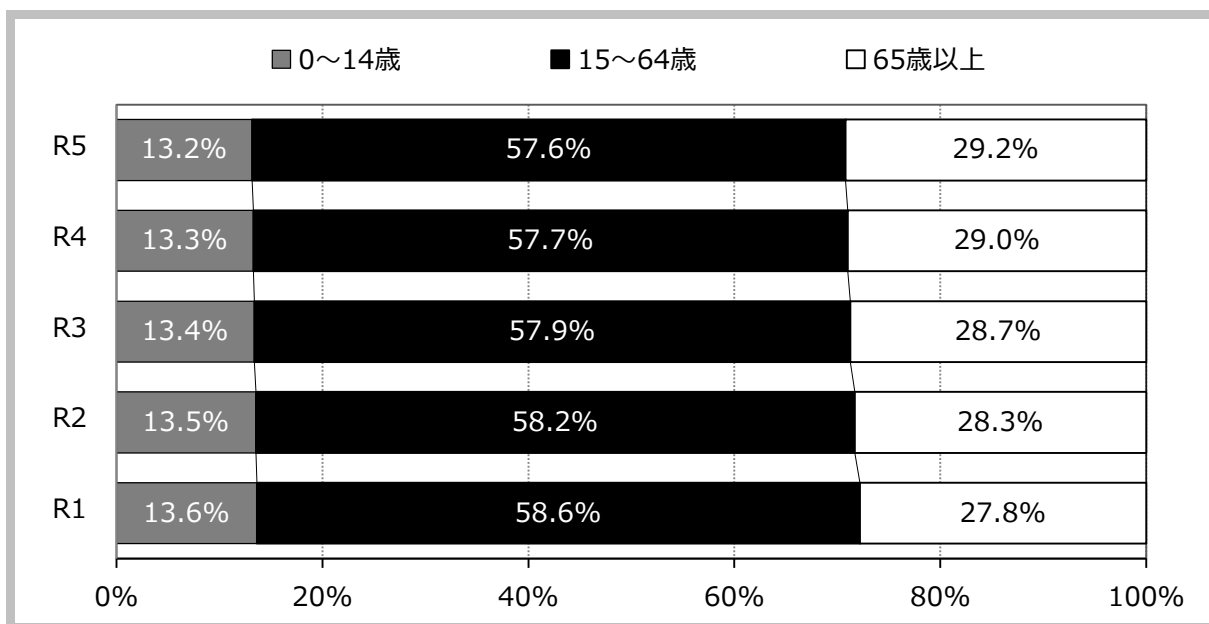
出典：佐賀市「令和5年度版佐賀市統計データ」



◆図表 2-7 年齢階層別人口割合の推移

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
0～14 歳	31,731	31,341	30,877	30,538	30,057
15～64 歳	136,206	134,805	133,430	132,596	131,583
65 歳以上	64,687	65,579	66,224	66,528	66,649
合計	232,624	231,725	230,531	229,662	228,289

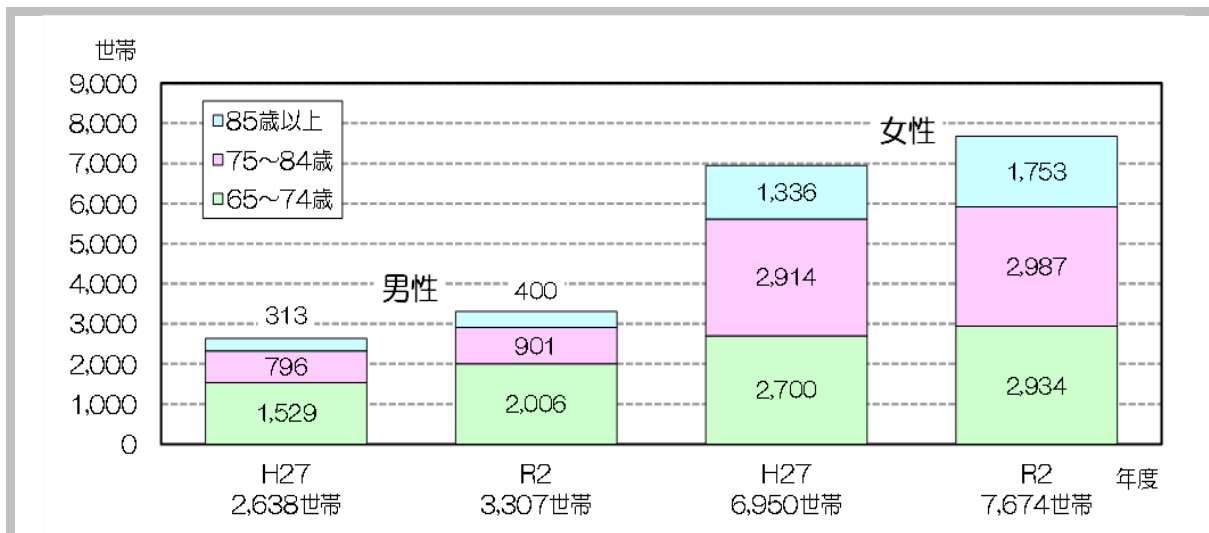
出典：佐賀市「住民基本台帳」 各年 9 月 30 日現在



◆図表 2-8 高齢単独世帯の男女及び年齢階層別世帯数 (世帯)

区分 \ 年度・性別	男性		女性	
	H27	R2	H27	R2
85 歳以上	313	400	1,336	1,753
75～84 歳	796	901	2,914	2,987
65～74 歳	1,529	2,006	2,700	2,934

出典：総務省統計局「国勢調査」

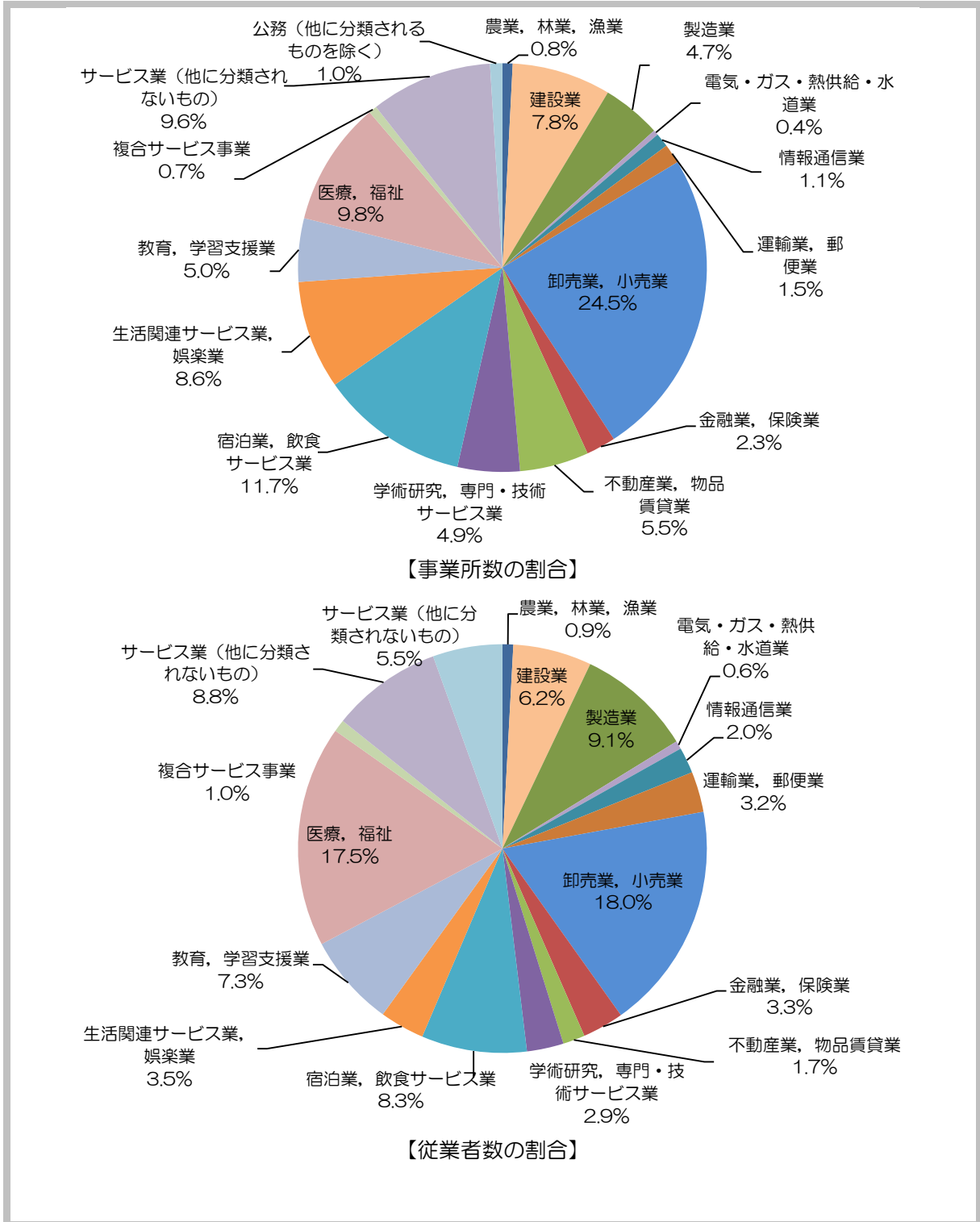


2. 産 業

本市の産業大分類別事業所数と従業者数の割合は、卸売・小売業がどちらも最も高い割合を示しており、次いで、宿泊業・飲食サービス業や、医療・福祉が高い割合となっています。

佐賀県の中心都市として多くの商業施設が集まり、また、幹線道路沿いに大型商業施設が整備されていることが産業構造に影響しているものと考えられます。

◆図表 2-9 産業大分類別事業所数と従業者数の割合（令和3年度）



注) 公務、分類不能の産業を除く

出典：総務省統計局「令和3年経済センサス」

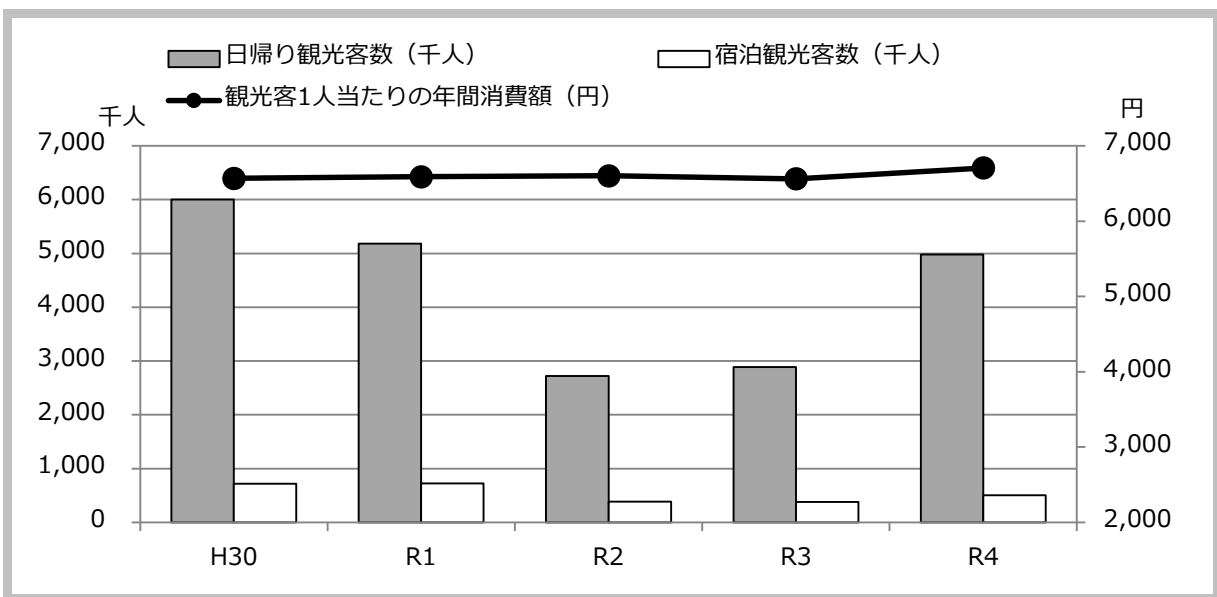
3. 観 光

本市の主な観光イベントとしては、佐賀インターナショナルバルーンフェスタ、佐賀城下ひなまつりなどがあります。令和2年及び令和3年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、観光客数が大きく減少しています。

◆図表 2-10 主要観光施設利用者数

項 目	年	H30	R1	R2	R3	R4
日帰り観光客数（千人）		6,002	5,180	2,720	2,888	4,978
宿泊観光客数（千人）		718	726	388	382	504
観光客1人当たりの年間消費額（円）		6,568	6,588	6,601	6,561	6,705

出典：佐賀市「令和5年版 佐賀市統計データ」観光振興課



主要イベント	時 期	概 要
佐賀インターナショナルバルーンフェスタ	11月	嘉瀬川河川敷で開催されるアジア最大級の熱気球大会。
佐賀城下ひなまつり	2月中旬～3月下旬	鍋島家伝来の格調高いお雛さま、鍋島小紋や佐賀錦をまとったお雛さまを展示。
みつせ高原キャンペーン	7月～12月	福岡市に隣接する“みつせ高原”で、スタンプラリーキャンペーンを開催。抽選でみつせ高原ならではの特産品などが当たる。

第3節 上位計画

1. 佐賀市の計画

(1)佐賀市総合計画

本市では、2025年度から2040年度までの16年間を計画期間とした「第3次佐賀市総合計画」を2024年度に策定しています。この計画は、本市が“長期的な視点に立って、どのような姿を目指し、何を行っていくのか”をまとめた計画です。「佐賀らしさでみんなが上を向くまち」を2040年に目指す将来像に掲げ、2040年における「佐賀らしさ」が「みんながこのまちのことを好きで、一人ひとりが自分らしく暮らせること」となることを目指してまちづくりを進めていきます。

◆図表 2-11 佐賀市総合計画の概要

計画名称：第3次佐賀市総合計画
策定年月：2024年度
計画期間：2025年度～2040年度
推計人口：20.1万人（2040年）

■ごみ処理分野

目指す姿	市民や事業者は、3Rの大切さを理解し、自ら進んで取り組んでいる。
主なポイント	① 市民一人ひとりが3Rに取り組むことができる環境があること
	② プラスチックの資源循環をはじめとして持続的に資源を利用する循環経済へ移行すること
	③ ごみ発電など地域の再生可能エネルギーが地域内で利用されること

(2)佐賀市環境基本計画

本市では、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とした「第3次佐賀市環境基本計画」を令和6年度に策定しています。この計画は、佐賀市環境基本条例第9条に基づく環境の保全等に関する基本的な計画として位置づけられるもので、「第3次佐賀市総合計画」に定められた本市の将来像を環境の面から実現することを目指したものです。

本市の環境将来像を「みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが」と掲げ環境将来像の実現のための取組を行っていきます。

◆図表 2-12 佐賀市環境基本計画の概要

■ごみ処理分野

基本目標	環境項目	施策の方向
持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち	3Rの推進	3Rの推進 市民・事業者の意識啓発及び取組 食品ロス削減対策
	循環経済システムの構築	プラスチックの資源循環の促進 バイオマスの有効利用 廃棄物等エネルギーの活用促進
	ごみの適正処理	処理施設の安定的運用及び適正な収集体制の維持

■生活排水処理分野

基本目標	環境項目	施策の方向
安全で快適な生活環境のまち	生活排水の対策	下水・し尿の処理

2. 国の計画

(1)循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法では、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものとしており、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されています。

「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略としての計画として改定されています。

◆図表 2-13 第五次循環型社会形成推進計画における一般廃棄物の指標（抜粋）

指標	目標年度	数値目標
1人1日当たりのごみ焼却量	令和12年度	約580g
廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合	令和9年度	46%
長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合	令和9年度	100%
一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数	令和12年度	令和2年度の水準（22年分）を維持

(2)国の基本方針

廃棄物処理法の第5条の2第1項の規定に基づき廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の全部が令和5年6月に変更されました。

◆図表 2-14 廃棄物処理法に基づく基本方針（令和5年6月30日閣議決定）

区分	目標年度	目標値
最終処分量	令和7年度	約31%削減（平成24年度比）
出口側の循環利用率	令和9年度	約28%
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	令和7年度	約404g

注) 1.家庭系ごみ排出量には、資源ごみ及び資源物団体回収量は含まれません。なお、本計画内の家庭系ごみは、資源ごみ及び資源物団体回収量を含みます。

2.一般廃棄物の出口側の循環利用率：一般廃棄物の排出量に対する資源の循環利用量の割合

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、令和5年6月に廃棄物処理法に基づき、令和5年度から令和9年度までの廃棄物処理施設整備計画が策定されています。

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づき、5年ごとに策定されるものです。

当該計画は、気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化しました。「3R・適正処理の推進」については、災害時を含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加しました。また、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させました。

◆図表 2-15 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

【基本的理念】

- ◇基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- ◇災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- ◇脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

【一般廃棄物に係る目標及び指標】

- ◇ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）
20%（令和2年度）→28%（令和9年度）
- ◇一般廃棄物最終処分場の残余年数 2020年度の水準（22年分）を維持
- ◇期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値
20%（令和2年度）→22%（令和9年度）
- ◇廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合
41%（令和2年度）→46%（令和9年度）
- ◇浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 58%（令和2年度）→76%以上（令和9年度）
- ◇先進的省エネ型浄化槽導入基数
家庭用 33万基（令和2年度）→75万基（令和9年度）、
中・大型 9千基（令和2年度）→27千基（令和9年度）

3. 佐賀県の計画

(1) 佐賀県廃棄物処理計画

佐賀県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、県内で発生する廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）及び適正処理の推進を図るため、「第5次佐賀県廃棄物処理計画」を令和3年3月に策定しています。

◆図表 2-16 計画の概要

【計画名】	第5次佐賀県廃棄物処理計画 ～人・社会・自然が結び合う生活 さが～
【策定年月】	令和3年3月
【計画期間】	令和3年度～令和7年度
【一般廃棄物（ごみ）に係る目標（令和7年度）】	
	<ul style="list-style-type: none">● ごみ総排出量：249千トン● 1人1日当たりごみ排出量を848g● 1人1日当たり家庭系ごみ排出量を500g● リサイクル率を排出量の22.1%● 最終処分量を10千トン

資料：佐賀県「第5次佐賀県廃棄物処理計画 ～人・社会・自然が結び合う生活 さが～」R3.3

(2) 佐賀県食育・食品ロス削減推進計画

佐賀県では、食育基本法第17条及び食品ロス削減推進法第12条の規定に基づき、生涯を通じた健康づくりを支える食育の推進や食品ロス削減に向けた取組の推進などを重点課題に掲げた「佐賀県食育・食品ロス削減推進計画」を令和3年3月に策定しています。

◆図表 2-17 計画の概要

【計画名】	佐賀県食育・食品ロス削減推進計画
【策定年月】	令和3年3月
【計画期間】	令和3年度～令和7年度
【食品ロス削減に向けた目標（令和7年度）】	
	<ul style="list-style-type: none">● 食品ロスを意識して食品ロスの削減に取り組む人の割合：80%● 家庭から排出される県民1人1日あたりの食品ロス量(推計値)：減らす● 九州食べきり協力店・応援店登録数：増やす● 市町における食品ロス削減推進計画策定率：100%

資料：佐賀県「佐賀県食育・食品ロス削減推進計画」R3.3

(3)佐賀県生活排水処理構想

佐賀県では、下水道や集落排水、浄化槽などの生活排水処理について、どの地域をどの施設（手法）で整備するかを将来像を示した「佐賀県生活排水処理構想」を平成28年3月に策定しています。

生活排水処理施設別の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率は、中間目標年度（令和7年度末）において92.2%とされています。

◆図表 2-18 生活排水処理施設の整備計画

区分	事業名	令和7年度末(中間目標)	
		処理人口	処理普及率
集合処理	公共下水道	525,372人	67.5%
	農業集落排水	52,600人	6.8%
	漁業集落排水	4,497人	0.6%
	小計	582,469人	74.9%
個別処理	浄化槽	135,228人	17.3%
計		717,697人	92.2%

資料：佐賀県「佐賀県生活排水処理構想」H28.3

(4)佐賀県生活排水処理広域化・共同化計画

佐賀県では、生活排水処理事業の効率的な事業運営を進めるための有効な対策の一つである広域化・共同化について、広域的な連携を推進するため、「佐賀県生活排水処理広域化・共同化計画」を策定しています。

ソフト対策では、災害時対応の共同化、人材育成の共同化、維持管理の共同化があり、ハード対策では、汚泥処理の共同化、生活排水処理施設の統廃合などのメニューがあります。

第3章 ごみ処理基本計画

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況と課題

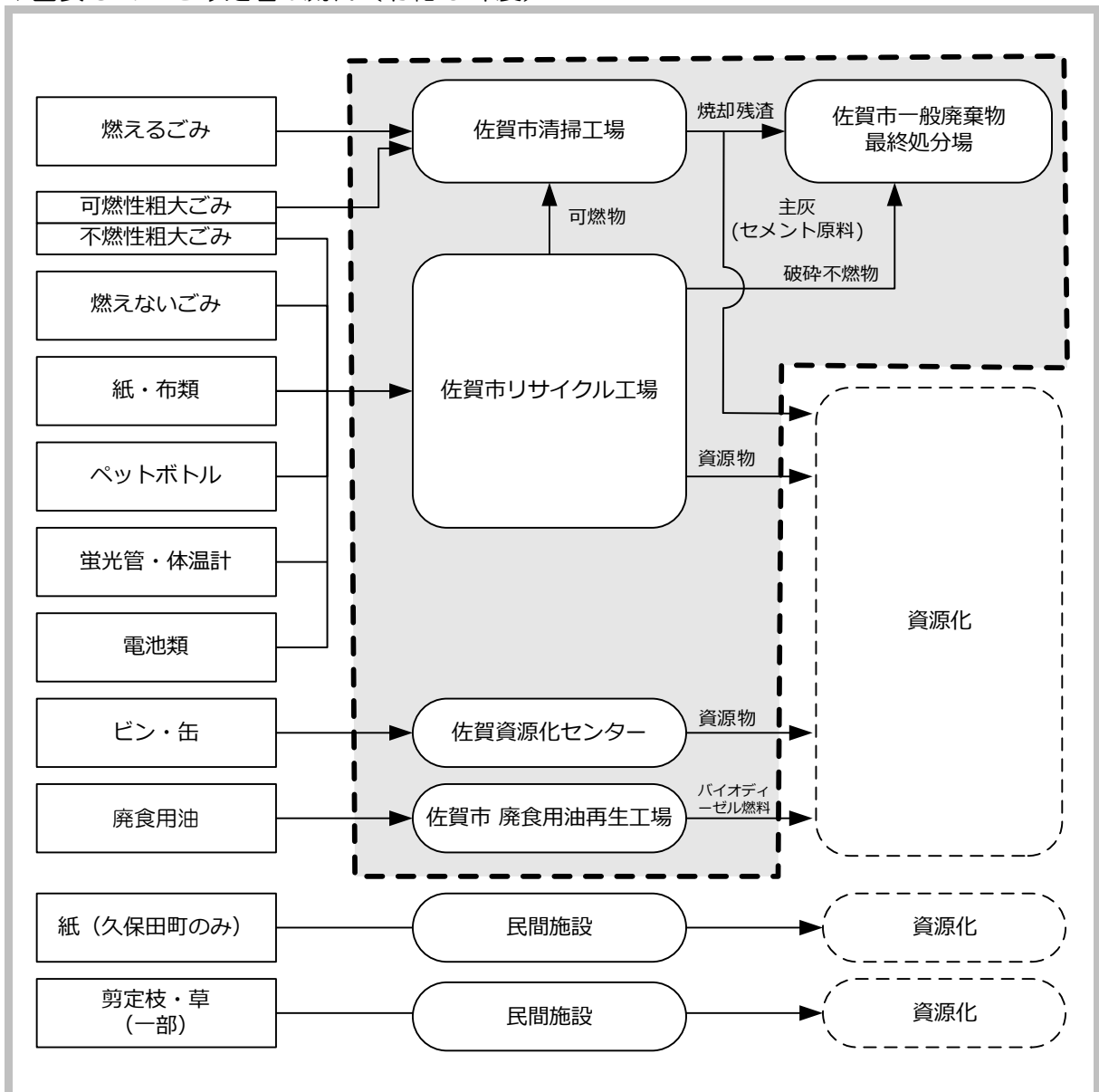
1. ごみの処理体制

(1)ごみ処理の流れ

本市から発生したごみは、佐賀市清掃工場、佐賀市リサイクル工場、佐賀資源化センター及び佐賀市廃食用油再生工場に搬入し、中間処理、一時保管等を行った上で再資源化等を行っています。また、紙類の一部は、製紙会社が収集し資源化を行っています。

種類別のごみ処理フローは図表 3-1 に示すとおりです。

◆図表 3-1 ごみ処理の流れ（令和6年度）



(2)ごみの分別収集

本市の家庭から発生したごみ（以下「収集ごみ」という。）の分別種類は、大きく分けて①燃えるごみ、②燃えないごみ、③資源物、④粗大ごみ、⑤蛍光管・体温計、⑥電池類の6種類に分けられます。

家庭から分別して出されたごみは、市または市が委託する業者が収集します。事業活動に伴って発生したごみは、排出事業者が事業系一般廃棄物（ごみ）の収集運搬の許可を持った業者へ委託し、収集します。

また、市民や事業者自らが施設へ直接持ち込むことも可能としています。

◆図表 3-2 家庭系ごみの分類

分別種類		具 体 例	
燃えるごみ		生ごみ、紙くず、プラスチック製品、木くず、ゴム製品、皮革製品 など	
燃えないごみ		金属、ガラス、陶磁器、小型家電、スプレー缶、ライター など	
資源物	紙類	新聞・ちらし	新聞、ちらし
		牛乳パック	牛乳パック（500ml以上）
		ダンボール	ダンボール
		雑誌・包装紙・紙箱	雑誌、コピー用紙、パンフレット、包装紙、封筒、箱類 など
	布類	衣類、毛布、シーツ、タオルケット	
	ビン・缶	飲食用空缶・空ビン、食品用空缶・空ビン	
	ペットボトル	調味料・飲料用・酒類用のペットボトル	
	廃食用油	不用になった天ぷら油などの植物性油	
粗大ごみ		家具類、家電品、寝具類、自転車 など	
蛍光管、体温計		蛍光管、水銀体温計	
電池類		乾電池、コイン電池、ボタン電池、充電式電池、充電池一体型製品	

◆図表 3-3 収集体制・収集頻度（家庭系ごみ）

分別種類		収集頻度・収集形態	
燃えるごみ		週2回/直営・委託	
燃えないごみ		月2回/委託	
資源物	紙類	新聞・ちらし	月2回/直営・委託
		牛乳パック	
		ダンボール	
		雑誌・包装紙・紙箱	
	布類	月2回/委託	
	ビン・缶		
	ペットボトル		
廃食用油	週1回/直営		
粗大ごみ		月1回または随時/委託	
蛍光管、体温計		月2回/委託	
電池類		月2回/委託	

◆図表 3-4 排出方法及び回収方法（家庭系ごみ）

分別種類		排出方法	回収方法	
燃えるごみ		指定袋	ステーション収集	
燃えないごみ		指定袋		
資源物	紙類	新聞・ちらし		ひもで十文字にしぼる
		牛乳パック		ひもで十文字にしぼる
		ダンボール		ひもで十文字にしぼる
		雑誌・包装紙・紙箱		ひもで十文字にしぼる 雑がみは紙袋に入れてひもで十文字にしぼるか雑誌にはさんでも可
	布類	中身が見えるビニール袋に入れる		
	ビン・缶	指定袋		
	ペットボトル	指定袋		
廃食用油		ふた付の容器に入れる		拠点回収
粗大ごみ		定期収集・臨時収集	戸別収集	
蛍光管、体温計		透明または半透明の袋	ステーション収集	
電池類		透明または半透明の袋	ステーション収集	

燃えるごみ、燃えないごみ、ビン・缶、ペットボトルは、有料指定袋による排出となっています。

粗大ごみについては、ステッカー等を貼って排出する方法（定期収集）と市が委託した業者が2t車で収集に来る方法（臨時収集）があります。

有料指定袋手数料、粗大ごみ手数料は、下表のとおりです。

◆図表 3-5 有料指定袋手数料（令和6年4月現在）

分別種類	容量	手数料
燃えるごみ	大（40ℓ）、小（25ℓ）、極小（15ℓ）	40円/枚、25円/枚、15円/枚
燃えないごみ	中（30ℓ）、極小（15ℓ）	25円/枚、15円/枚
ビン・缶	中（30ℓ）、極小（15ℓ）	20円/枚、10円/枚
ペットボトル	中（30ℓ）、極小（15ℓ）	20円/枚、10円/枚

◆図表 3-6 粗大ごみ手数料（令和6年7月現在）

区分	手数料	
定期収集	1,500円以内で品目ごとに規則で定める額	
臨時収集	2t車の荷台	
	3分の1未満	3,200円
	3分の1以上3分の2未満	6,400円
	3分の2以上	9,600円

(3)ごみ処理施設

本市では合併前に点在していたごみ処理施設を順次統廃合し、令和6年度から佐賀市清掃工場、佐賀市リサイクル工場、佐賀資源化センターにて、市全域から排出されるごみの処理を行っています。

◆図表 3-7 施設の位置



◆図表 3-8 施設の概要

【焼却施設】

施設名	佐賀市清掃工場	
所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地	
敷地面積	50,600m ² (リサイクル工場、洪水調整池含む)	
竣工年月	平成 15 年 3 月	
処理能力	ごみ処理施設：300t/日 (3 炉)	灰溶融設備：23t/日 (2 炉) (休止中)
処理方式	ごみ処理施設：全連続燃焼式ストーカ炉	灰溶融設備：プラズマ式灰溶融炉 (休止中)

【粗大ごみ処理施設及び資源化施設】

施設名	佐賀市リサイクル工場	
所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地	
敷地面積	12,740m ²	
竣工年月	平成 16 年 3 月	
処理能力	24t/日 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ処理設備：13t/日 紙類圧縮梱包設備：9t/日 ペットボトル減容梱包設備：2t/日 古紙、布類等貯留保管設備：約 370m ²	
処理方式	破碎、選別、圧縮・梱包、その他	

施設名	佐賀市廃食用油再生工場	佐賀資源化センター
所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2369 番地	佐賀市嘉瀬町大字十五 2724 番地 1
敷地面積	177.37m ² (建屋)	8,756.1m ² (佐賀市一般廃棄物最終処分場内)
竣工年月	平成 16 年 3 月 (令和 2 年 3 月更新)	平成 4 年 5 月
処理能力	720L/日	20.0t/日

【最終処分場】

施設名	佐賀市一般廃棄物最終処分場	
所在地	佐賀市嘉瀬町大字十五	
埋立面積	146,400m ²	
竣工年月	昭和 56 年 10 月	
埋立容積	450,900m ³	
処理方式	セル工法	
備考	浸出水処理施設 200.0m ³ /日	

【中継施設】

施設名	佐賀市清掃工場南部中継所	
所在地	佐賀市川副町大字犬井道 5727 番地	

2. ごみ排出量

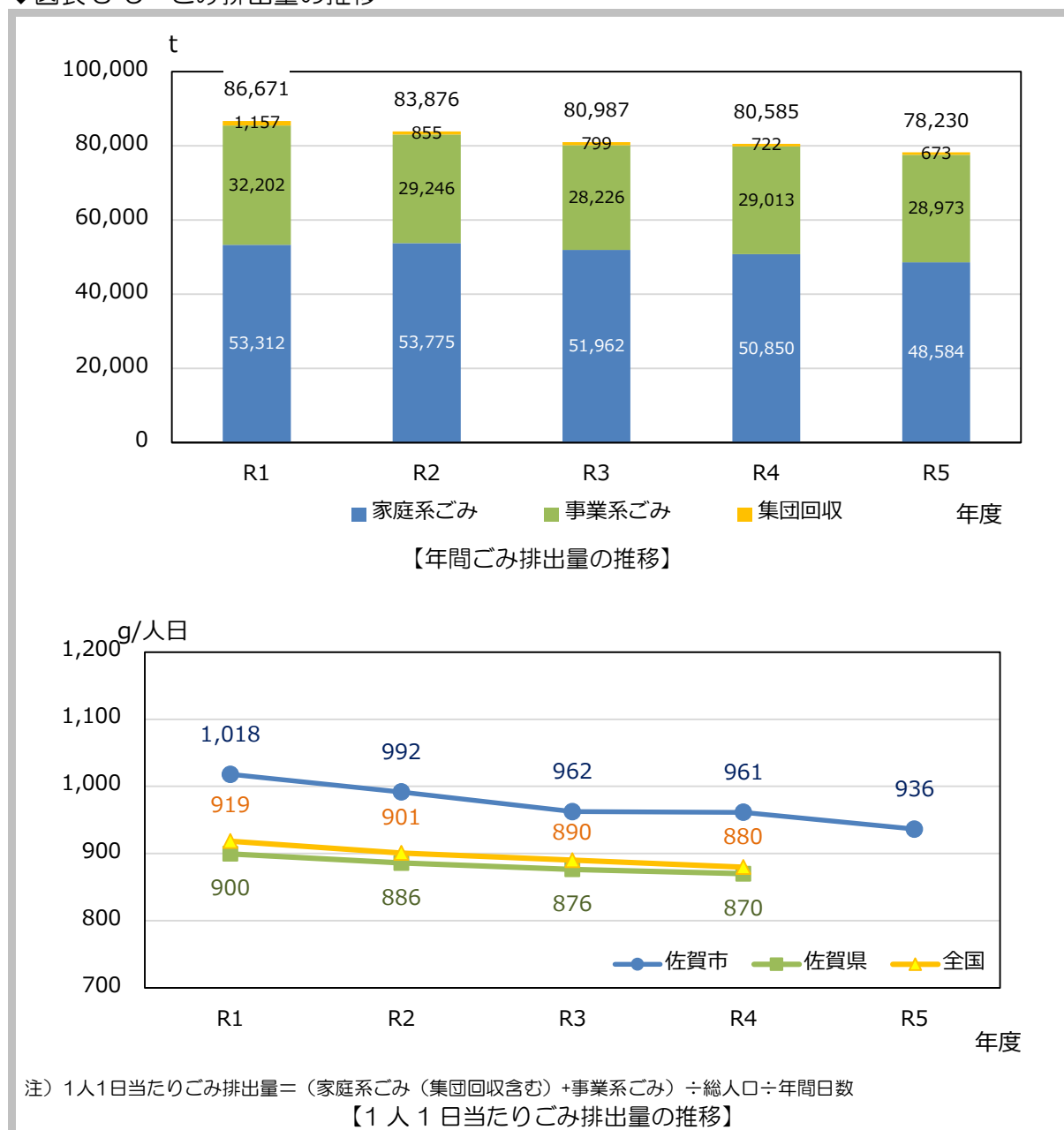
本市のごみ排出量の推移をみると、年々減少傾向となっており、令和5年度では78,230 tまで減少しています。

家庭系ごみについては、人口減少の影響、各種取り組みによる市民のごみ減量意識の高まりのほか、社会情勢やライフスタイルの変化などもあり、減少しています。

また、事業系ごみについては、コロナ禍の影響で令和2年度は大幅減となり、そのまま横ばいの状態です。

1人1日当たりごみ排出量も同様の傾向にあり、令和5年度は936gまで減少しています。しかし、全国平均及び佐賀県平均と比較してみると、いずれも多い状況にあります。

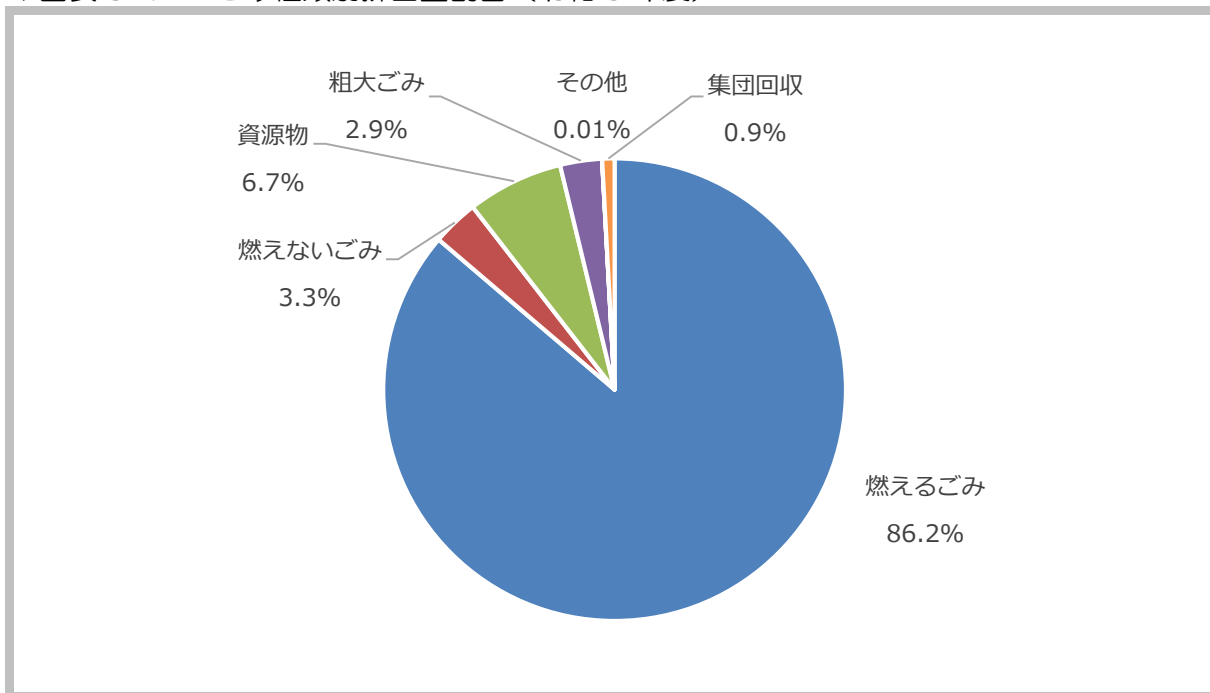
◆図表 3-9 ごみ排出量の推移



資料：佐賀県・全国「一般廃棄物処理事業実態調査結果」

ごみ種類別排出量割合については、令和 5 年度の実績で見ると、燃えるごみが 86.2%と大半を占めており、続いて資源物が 6.7%、燃えないごみが 3.3%、粗大ごみが 2.9%の順となっています。この割合は、近年、概ね同じ割合となっています。

◆図表 3-10 ごみ種類別排出量割合（令和 5 年度）



◆図表 3-11 ごみ種類別排出量割合の推移

年度 ごみ種	単位	R1	R2	R3	R4	R5
燃えるごみ	t	74,347	71,143	69,046	69,351	67,469
	%	85.8%	84.8%	85.3%	86.1%	86.2%
燃えないごみ	t	2,393	2,750	2,537	2,506	2,544
	%	2.8%	3.3%	3.1%	3.1%	3.3%
資源物	t	5,652	5,888	5,803	5,616	5,251
	%	6.5%	7.0%	7.2%	7.0%	6.7%
粗大ごみ	t	3,114	3,231	2,794	2,384	2,287
	%	3.6%	3.9%	3.4%	3.0%	2.9%
その他	t	8	9	8	6	6
	%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%	0.01%
集団回収	t	1,157	855	799	722	673
	%	1.3%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%
合計	t	86,671	83,876	80,987	80,585	78,230

注) 上段は排出量、下段は割合

端数処理のため合計が一致しないことがある。

3. ごみの性状

(1) 家庭系燃えるごみの性状(ごみ組成調査結果)

本市の一般家庭から排出される燃えるごみの性状を把握するため、組成調査を実施しました。調査結果としては、調理くずや食べ残し、手付かず食品などの生ごみであるちゅう芥類(32.7%)の構成割合が最も多く、次いで紙類(29.4%)、プラスチック類、ゴム、皮革類(25.2%)の割合が多くなっています。

排出された燃えるごみの中には、資源物に区分される「紙類」や「ペットボトル」等の資源化が可能なものが混入していました。また、食品ロスなどの手付かず食品や食べ残し、容器包装プラスチックやプラスチック製品が多く見受けられ、これらを削減したり、資源化したりすることで燃えるごみを減らすことが可能となります。

◆図表 3-12 家庭系燃えるごみの組成調査結果【重量割合】

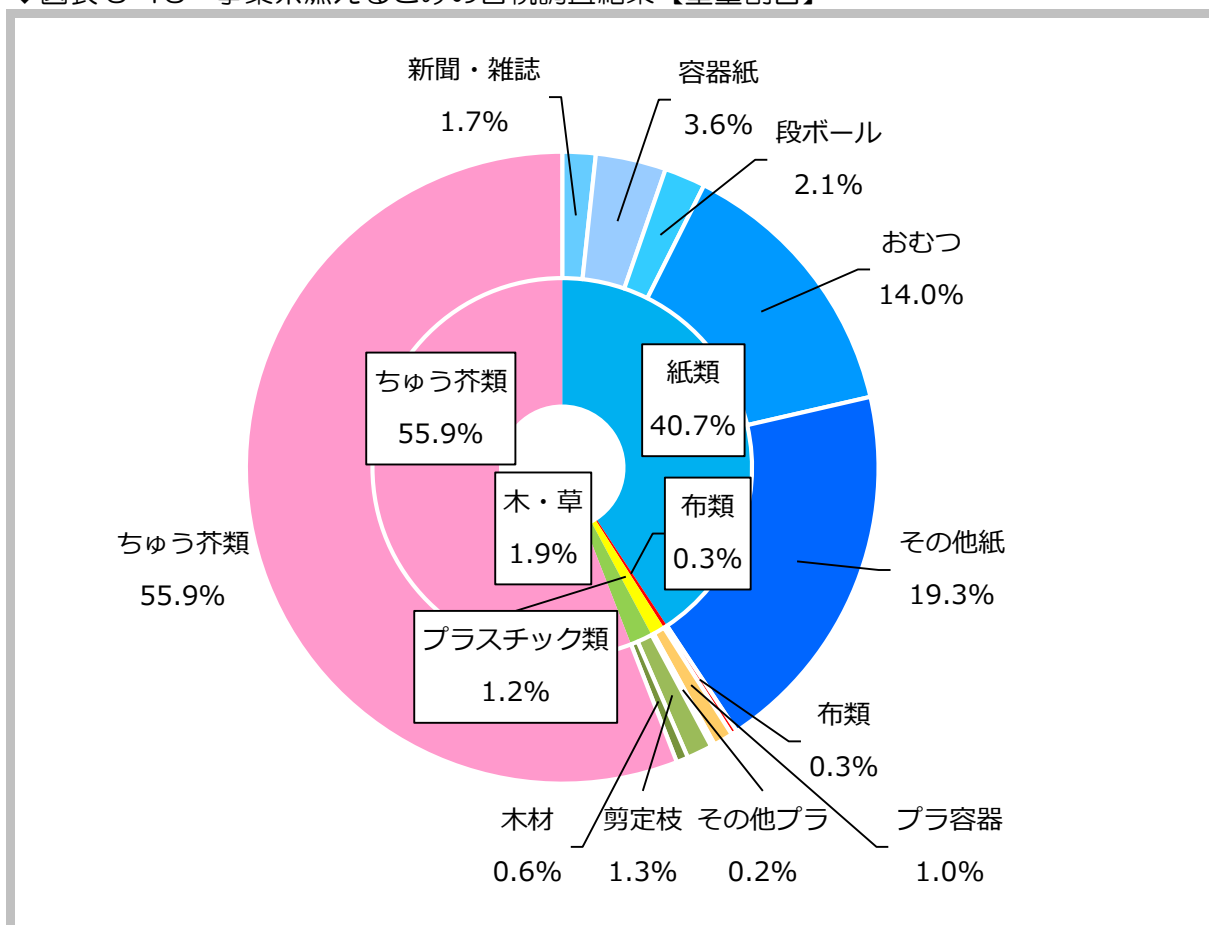


注) 令和6年6月調査結果

(2)事業系燃えるごみの性状(許可搬入ごみの目視調査結果)

佐賀市清掃工場に許可業者が搬入する燃えるごみの性状を目視調査しました。調査結果としては、病院・福祉施設や店舗等からのちゅう芥類(55.9%)と病院・福祉施設からのおむつや事務所や店舗からのその他紙などの紙類(40.7%)が大半を占めています。

◆図表 3-13 事業系燃えるごみの目視調査結果【重量割合】



注) 令和6年6月調査結果

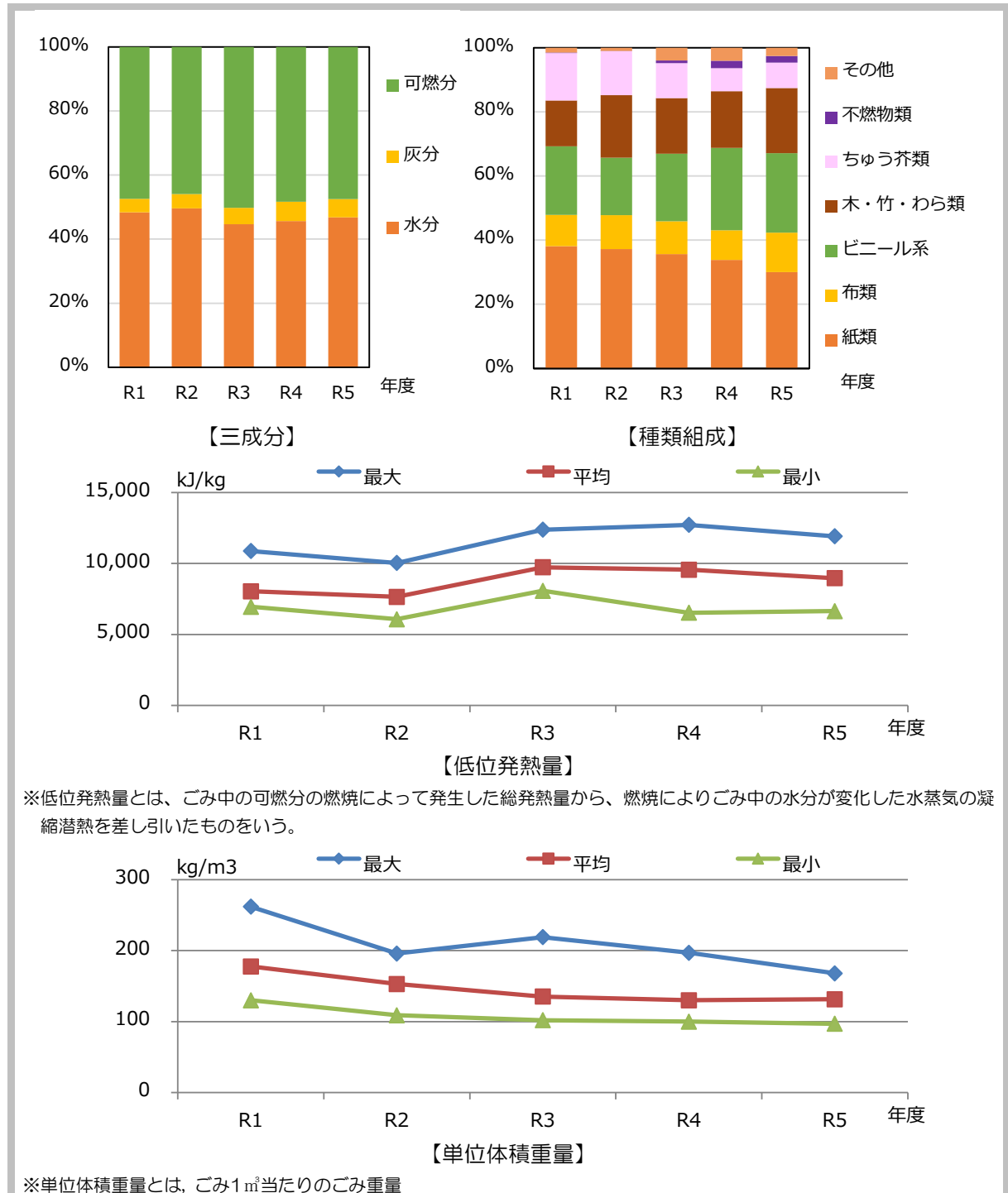
公共工事等の草・剪定枝類は除く

(3)燃えるごみの性状(佐賀市清掃工場の定期検査結果)

佐賀市清掃工場では、定期的にごみピットから採取したごみの性状調査を実施しています。焼却施設は、環整 95 号（昭和 52 年 11 月 4 日「一般廃棄物処理業に対する指導に伴う留意事項について」）にて年 4 回以上の頻度でのごみ質分析が義務付けられおり、分析方法も示されています。

本市の特徴は「紙類」、「ビニール系」、「木・竹・わら類」の構成比が高く、全体の約 70%以上を占めています。

◆図表 3-14 ごみ質調査結果



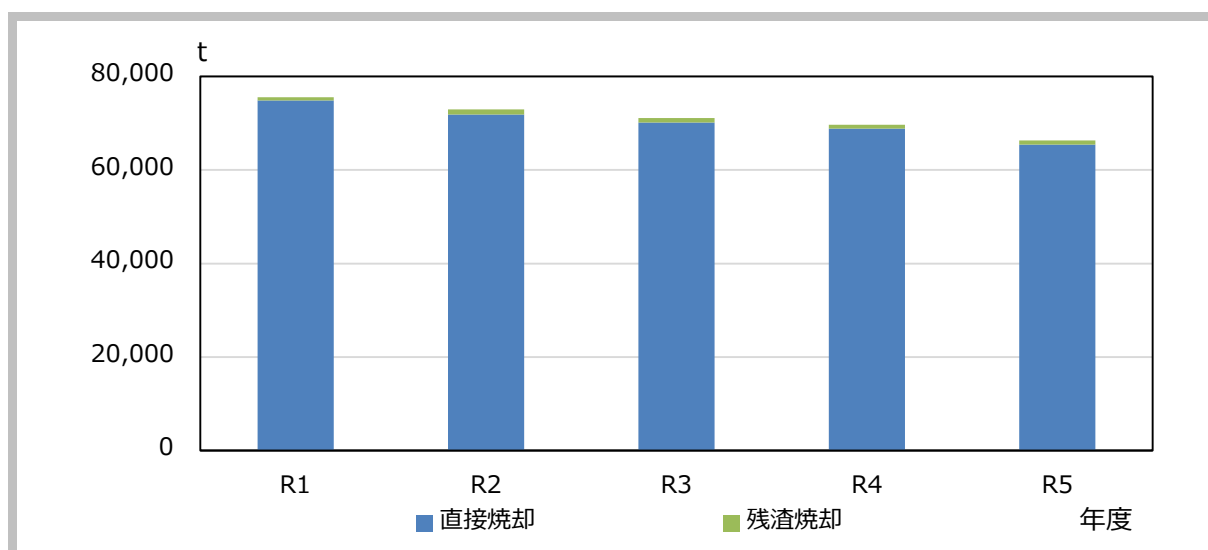
4. 中間処理・最終処分

(1)ごみ焼却量

燃えるごみは、令和5年度まで佐賀市清掃工場及び脊振広域クリーンセンターの2施設にて焼却処理を行っており、佐賀市全体としての焼却処理量はごみ量の減少とともに年々減少しています。

◆図表 3-15 ごみ焼却量の推移

項目	年度	単位	R1	R2	R3	R4	R5
直接焼却		t	74,849	71,881	70,151	68,833	65,358
残渣焼却		t	720	1,112	970	839	935
計		t	75,569	72,993	71,121	69,672	66,293



※脊振広域クリーンセンターについて

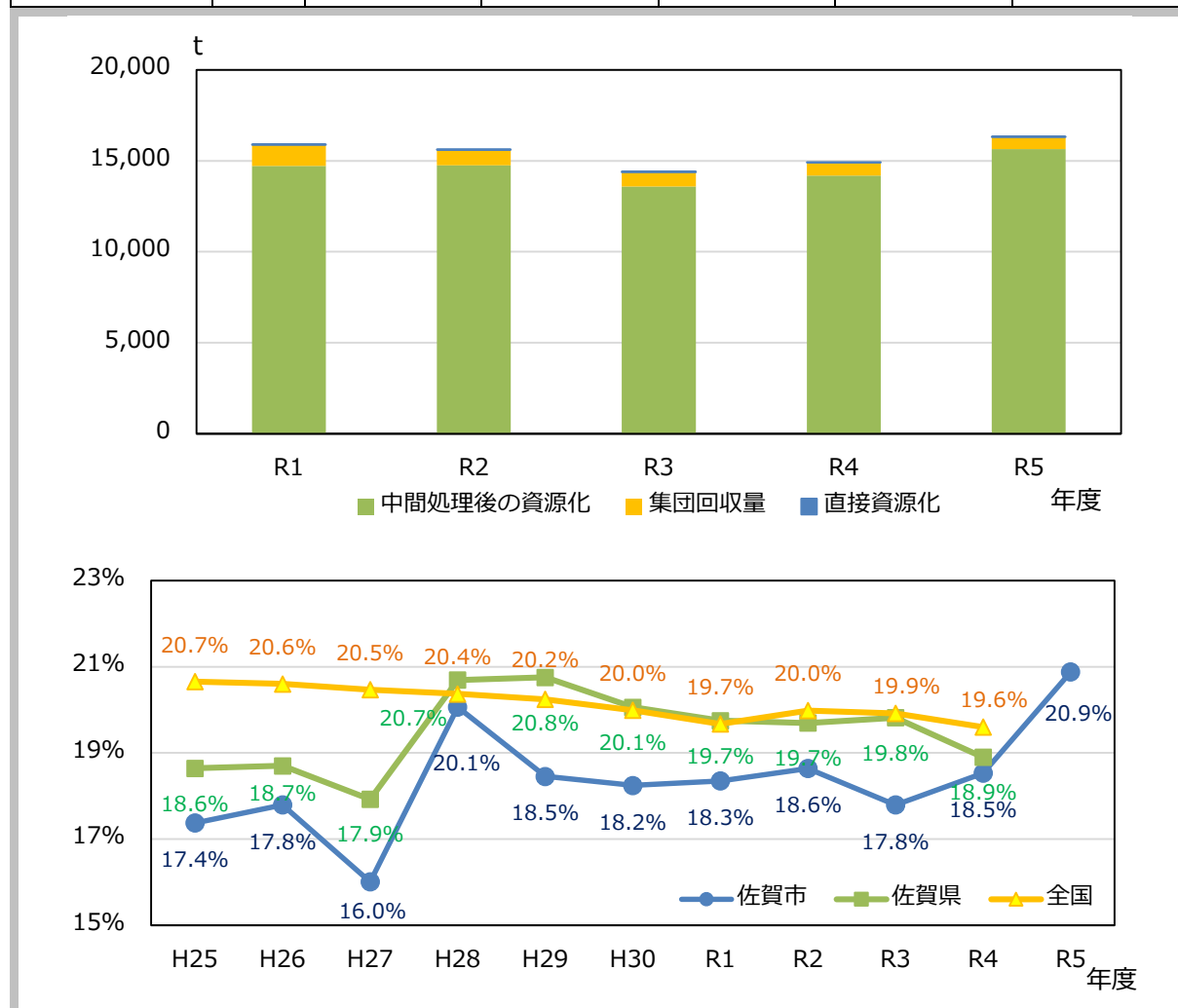
令和5年度まで諸富町・三瀬地区のごみ処理は、脊振広域クリーンセンターで行っていましたが、令和6年3月31日に閉鎖したため、令和6年度からは、諸富町・三瀬地区を含む佐賀市全域のごみ処理を佐賀市清掃工場で行っています。

(2)資源化量

本市におけるごみの資源化としては、資源物の分別収集、リサイクル工場等での中間処理による資源化、焼却残渣の資源化があります。また、民間施設へ剪定枝等を搬入して、チップ化・堆肥化等を行っています。資源化量の推移は、集団回収量が減少していますが、概ね16,000t前後で推移しています。

◆図表 3-16 資源化量等の推移

項目	年度	単位	R1	R2	R3	R4	R5
直接資源化		t	24	25	25	24	22
中間処理後の資源化		t	14,723	14,752	13,586	14,185	15,638
集団回収量		t	1,157	855	799	722	673
合計		t	15,904	15,632	14,410	14,931	16,333
ごみ排出量		t	86,671	83,876	80,987	80,585	78,230
リサイクル率		-	18.3%	18.6%	17.8%	18.5%	20.9%



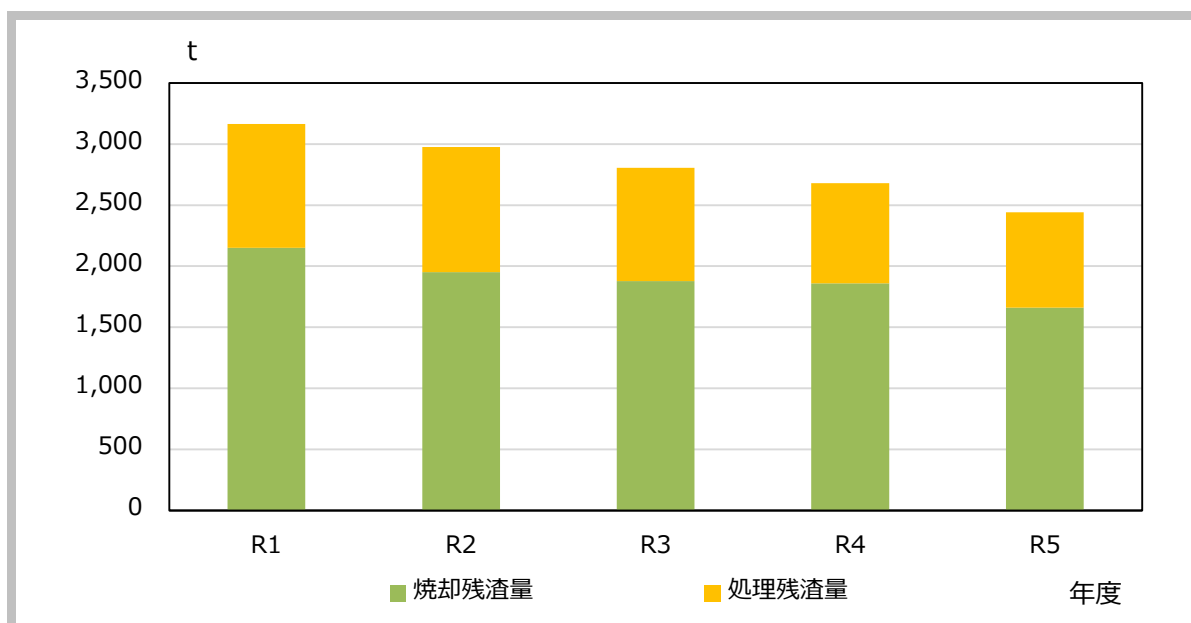
(3)最終処分量

最終処分量については、焼却量や粗大ごみの減少により年々減少しています。

なお、焼却後の主灰は、セメント原料として資源化しているため最終処分場での埋立を行っていません。

◆図表 3-17 最終処分量の推移

項目	年度	単位	R1	R2	R3	R4	R5
焼却残渣		t	2,150	1,950	1,877	1,860	1,660
破碎残渣		t	1,015	1,027	928	819	781
計		t	3,165	2,977	2,805	2,679	2,441



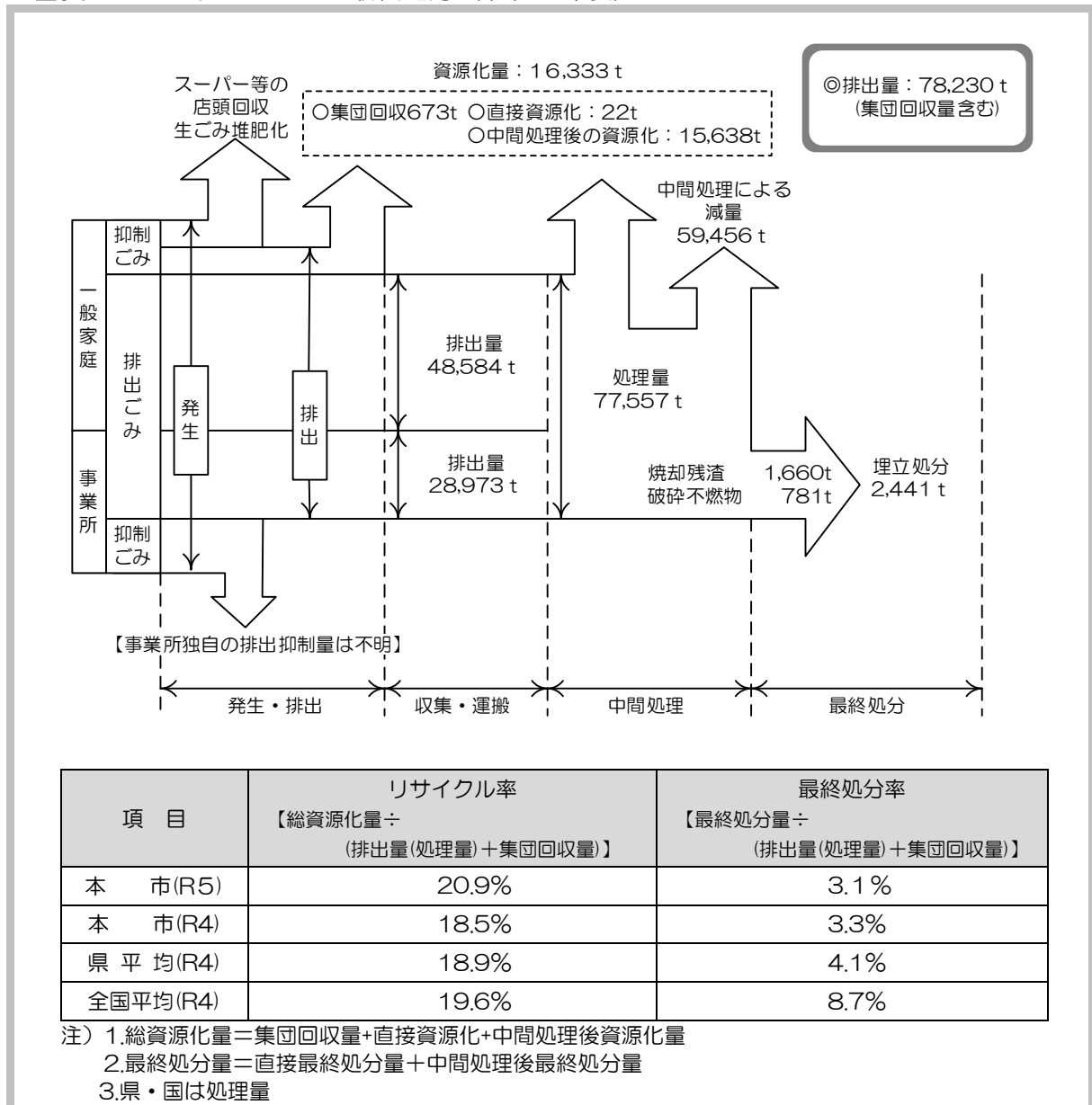
5. リサイクルと最終処分状況

図表 3-18 にごみ発生から埋立処分までのフロー図を示しました。

家庭や事業所での発生抑制の取組や集団回収による資源化を経た後に排出されたごみは、本市の施設などで資源化（リサイクル）や焼却処理などの中間処理による減量を行います。また、どうしても資源化できないもの（焼却残渣の一部、ガラスくず、陶磁器くずなど）は、埋立処分（最終処分）しています。

令和 5 年度実績では、リサイクル量は 16,333t、リサイクル率は 20.9%となっており、最終処分量は 2,441t、最終処分率は 3.1%となっています。

◆図表 3-18 リサイクルと最終処分（令和5年度）



資料：佐賀県・全国「一般廃棄物処理事業実態調査結果」

第2節 ごみ処理の評価

国では、市町村が自らの一般廃棄物処理システムについて循環型社会形成、経済性から客観的な評価を行えるよう、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（以下「支援ツール」という。）」を設けています。本市のごみ処理について支援ツールを利用して、令和4年度実績を基に比較評価を行いました。

◆図表3-20 指標

指標		指数の見方
循環型社会形成	1人1日当たりのごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	1人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

1. 標準的な指標による評価

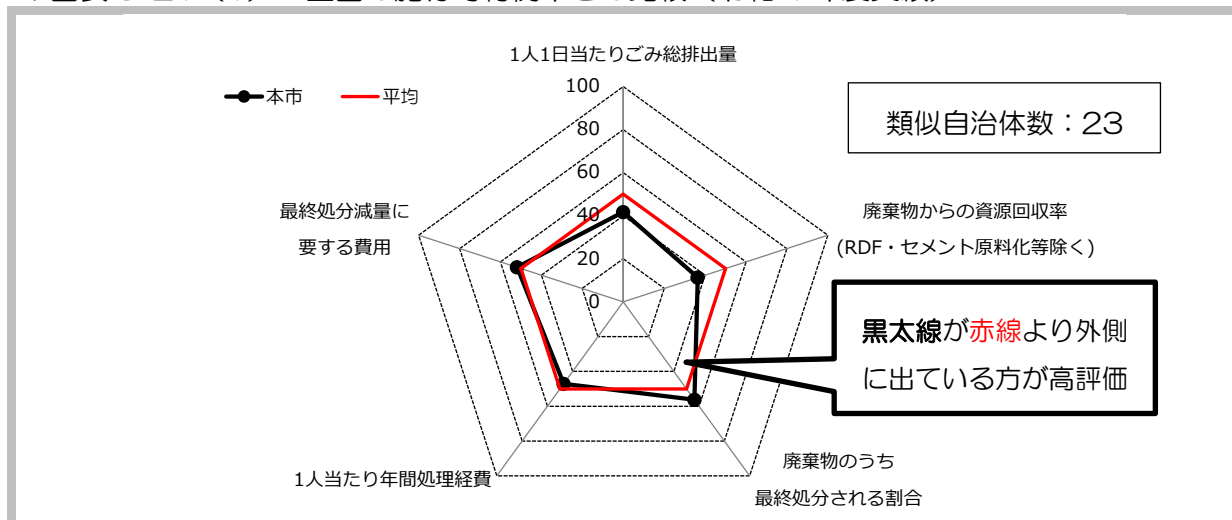
(1) 全国の類似自治体

本市と都市形態が同じ「施行時特例市」の自治体との比較評価を行いました。レーダーチャートに示される面積が大きいほど良好な状態であることを示します。

本市は5つの指標のうち最終処分の項目については平均値以上で良好ですが、それ以外の3つについては、平均値以下となり、ごみ排出量の削減やマテリアルリサイクルの推進する施策が必要です。

マテリアルリサイクル：廃棄物等を製品の原材料として再生利用すること

◆図表3-21 (1) 全国の施行時特例市との比較（令和4年度実績）



◆図表 3-21 (2) 全国の施行時特例市との比較 (令和 4 年度実績)

自治体	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人日)	資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	最終処分 割合	1人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	877	20.0%	5.5%	12,302	38,873
最大	1070	29.7%	12.0%	23,173	81,822
最小	710	9.7%	0.2%	6,173	21,552
標準偏差	101	5.8%	3.5%	3,949	15,207
佐賀市	961	12.1%	3.3%	13,446	35,986
偏差値	41.7	36.4	56.3	47.1	51.9

◆図表 3-22 施行時特例市 (23 市) の状況

自治体	人口 (人)	1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分 される割合	1人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
茨城県つくば市	251,208	1,034	25.0%	7.7%	9,841	23,585
群馬県伊勢崎市	212,305	933	10.0%	10.1%	9,360	28,913
群馬県太田市	222,524	968	16.3%	7.5%	10,472	29,937
埼玉県熊谷市	193,502	1,070	9.7%	1.8%	10,509	26,315
埼玉県所沢市	344,253	739	27.6%	2.1%	23,173	78,166
埼玉県春日部市	232,007	916	16.9%	4.0%	11,877	34,943
埼玉県草加市	251,132	783	18.2%	5.4%	8,993	29,672
神奈川県平塚市	257,713	818	25.0%	0.6%	10,434	33,961
神奈川県小田原市	188,061	936	22.7%	9.0%	12,784	36,696
神奈川県茅ヶ崎市	246,123	710	26.3%	7.5%	13,039	48,847
神奈川県厚木市	224,095	823	25.3%	7.6%	16,172	54,908
神奈川県大和市	244,034	743	25.9%	0.9%	22,131	81,822
新潟県長岡市	261,929	873	24.7%	6.9%	10,055	32,322
新潟県上越市	185,357	938	18.3%	6.7%	12,235	34,441
静岡県沼津市	190,096	821	24.4%	0.2%	11,557	35,409
静岡県富士市	249,549	753	21.1%	1.0%	8,043	29,385
愛知県春日井市	309,220	788	13.1%	8.9%	13,932	51,575
三重県四日市市	310,113	913	18.1%	0.9%	9,427	27,222
大阪府岸和田市	189,684	994	11.6%	12.0%	15,212	46,093
大阪府茨木市	284,536	1,000	19.6%	5.3%	14,294	40,501
兵庫県加古川市	260,311	796	17.5%	5.7%	6,173	21,552
兵庫県宝塚市	231,093	863	29.7%	11.0%	9,793	31,836
佐賀県佐賀市	229,662	961	12.1%	3.3%	13,446	35,986
佐賀市順位	-	18位	20位	8位	17位	15位

注) 人口は 10 月 1 日現在

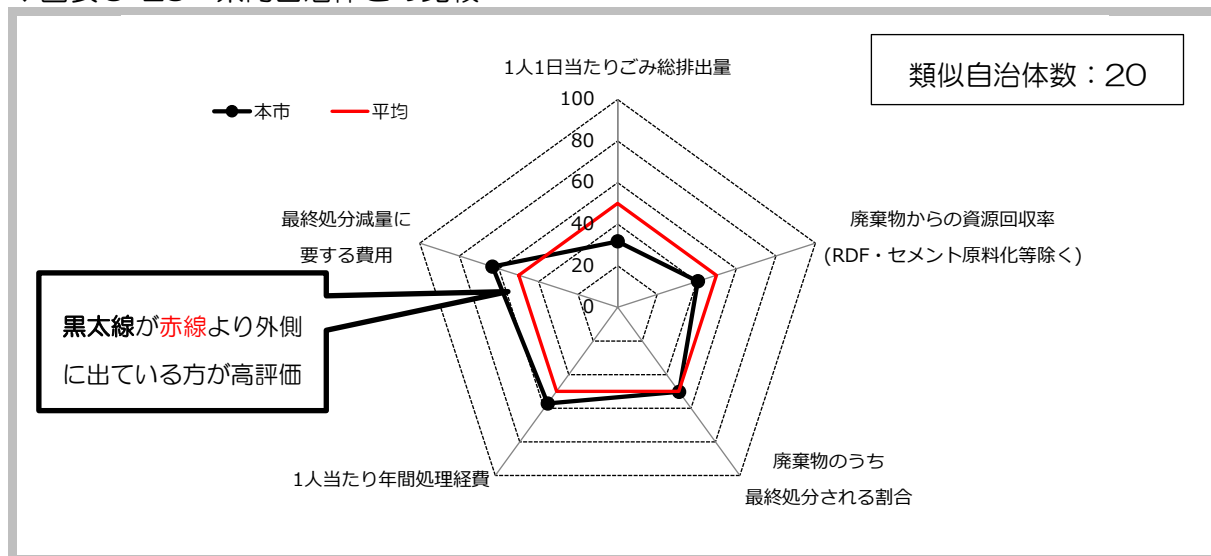
出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

(2) 県内自治体

県内の自治体との比較評価を行いました。

本市は5つの指標のうち経済性については平均値以上で良好ですが、循環型社会形成については「1人1日当たりのごみ総排出量」と「廃棄物からの資源回収率」は平均値以下となり、ごみ排出量や資源化を推進する施策が必要です。

◆図表3-23 県内自治体との比較



自治体	1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	最終処分割合	1人当たり年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	802	17.1%	3.4%	15,762	54,151
最大	991	29.1%	11.1%	23,394	87,736
最小	657	4.8%	0.0%	11,255	35,986
標準偏差	87	5.3%	3.2%	3,235	13,648
佐賀市	961	12.1%	3.3%	13,446	35,986
偏差値	31.7	40.6	50.3	57.2	63.3

◆図表3-24 県内自治体の状況

自治体	人口 (人)	1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分 される割合	1人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
佐賀市	229,662	961	12.1%	3.3%	13,446	35,986
唐津市	117,303	905	15.5%	11.1%	13,624	43,173
鳥栖市	74,475	991	19.3%	0.0%	19,669	53,940
多久市	18,381	789	7.4%	8.4%	14,278	50,790
伊万里市	52,873	792	16.4%	2.9%	11,560	41,195
武雄市	47,740	797	19.6%	2.9%	15,946	55,554
鹿島市	27,692	753	17.3%	2.9%	15,032	55,189
小城市	44,422	772	15.4%	6.7%	11,255	39,665
嬉野市	25,141	891	29.1%	2.5%	15,106	43,804
神埼市	30,712	736	21.1%	0.0%	12,784	44,566
吉野ヶ里町	16,213	791	24.2%	0.0%	12,545	40,673
基山町	17,518	937	22.6%	0.0%	17,796	52,037
上峰町	9,782	736	16.7%	0.0%	20,891	77,076
みやき町	25,701	739	17.1%	0.0%	18,500	68,007
玄海町	5,168	789	4.8%	7.5%	23,394	87,736
有田町	19,121	799	13.4%	7.8%	16,709	50,403
大町町	6,166	792	18.1%	2.9%	18,445	64,482
江北町	9,575	724	15.5%	3.0%	12,702	48,774
白石町	21,829	697	17.0%	3.0%	13,539	53,405
太良町	8,296	657	20.2%	2.8%	18,026	76,560
佐賀市順位	-	19位	18位	15位	6位	1位

注) 人口は10月1日現在

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール

佐賀市のごみ処理の特徴

- ・事業系ごみは、他都市と比較すると受け入れているごみ種が多いことや、搬入手数料が比較的安価であることなどが、本市のごみ排出量が多い要因となっています。
- ・家庭系ごみは、他都市と比較すると資源ごみの分別数が少ない状況です。ごみの分別数が多い都市の方が、ごみ排出量は少なくなる傾向があるため、分別数の少なさが、本市のごみ排出量の多さの一因となっています。
- ・プラスチック製容器包装を資源ごみとして分別収集していない等、資源ごみの分別が少ないため廃棄物からの資源回収率が低くなっています。

2. 目標達成状況

(1) 既定計画の数値目標

既定計画の数値目標は図表 3-25 のとおりです。

◆図表 3-25 既定計画の数値目標

項目	年度	単位	H25 年度	R6 目標値
1人1日当たりごみ排出量		g/人日	1,048	938
リサイクル率		%	17.4	20.5
最終処分量		t	4,356	2,980

(2) ごみ排出量

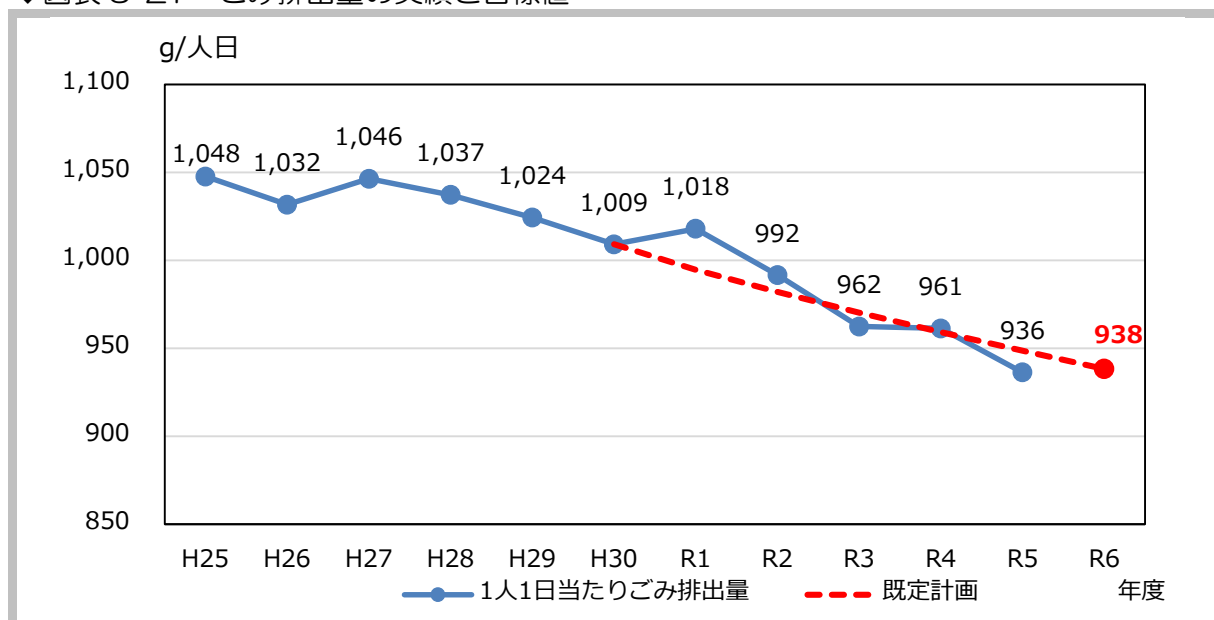
既定計画では、ごみ排出量の目標について、令和 6 年度において 1 人 1 日当たりごみ排出量を 938g/人日としています。

令和 5 年度実績による 1 人 1 日当たりごみ排出量は 936g であり、目標値は達成しています。

◆図表 3-26 既定計画におけるごみ排出抑制目標の達成状況

	単位	H25 年度	R5 年度	R6 目標値
1人1日当たりごみ排出量	g/人日	1,048	936	938
削減率	-	-	△10.7%	△10.5%

◆図表 3-27 ごみ排出量の実績と目標値



(3)リサイクル率

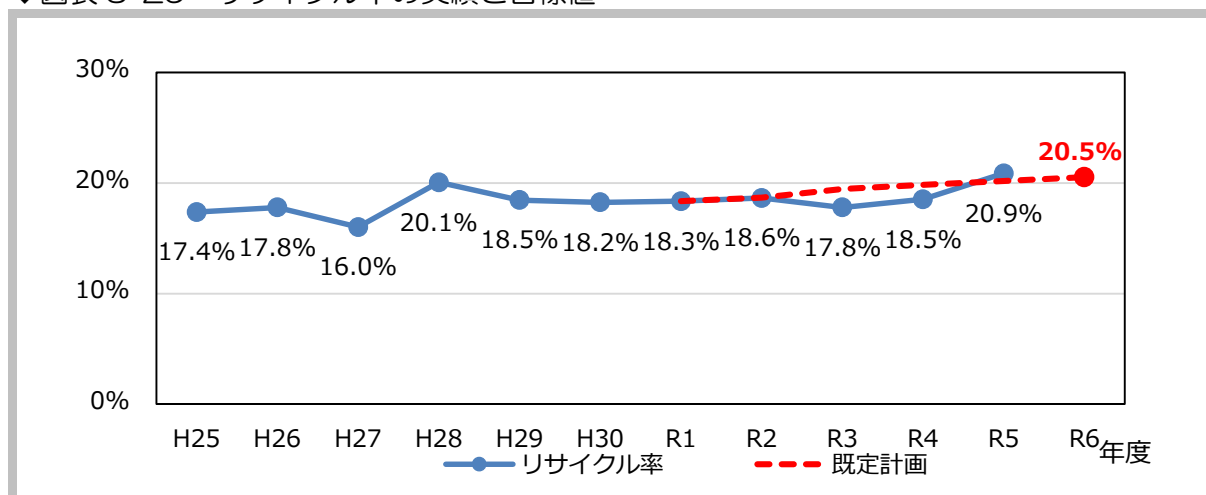
既定計画では、古紙などの分別徹底や剪定枝・草などの資源化推進により、令和6年度においてリサイクル率を20.5%としています。

令和5年度のリサイクル率は20.9%であり、目標値を達成しています。

◆図表 3-28 既定計画におけるリサイクル目標

項目	単位	H25年度	R5年度	R6目標値
リサイクル率	%	17.4	20.9	20.5

◆図表 3-29 リサイクル率の実績と目標値



(4)最終処分量

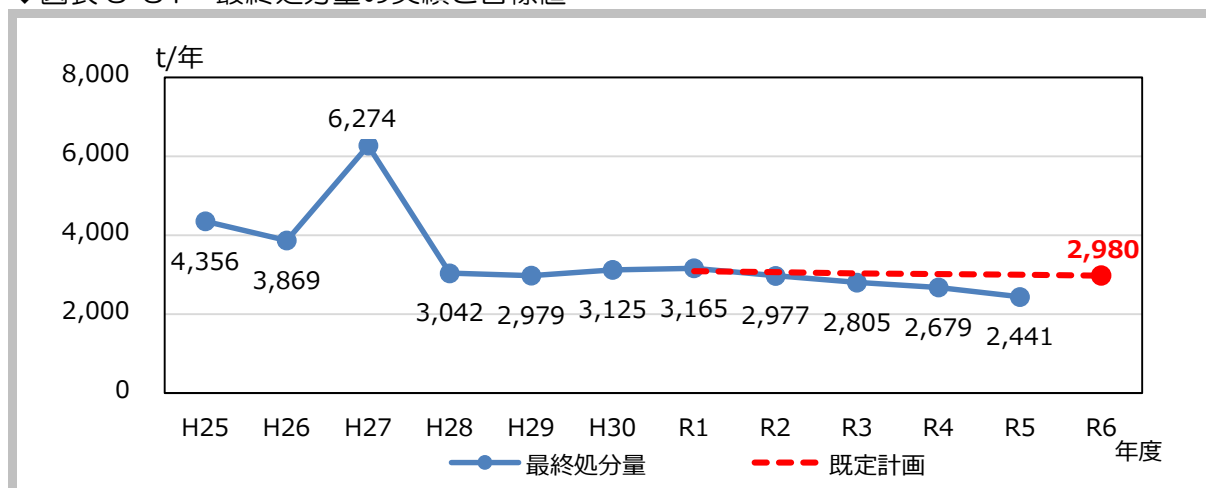
既定計画では、最終処分量は、ごみの発生抑制とリサイクルの推進により、令和6年度までに3,000t程度としています。

令和5年度最終処分量は2,441tであり、目標値を達成しています。

◆図表 3-30 既定計画における最終処分目標

項目	単位	H25年度	R5年度	R6目標値
最終処分量	t	4,356	2,441	2,980

◆図表 3-31 最終処分量の実績と目標値



第3節 これまでの取組

既定計画中に取り組んだ3R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル））に関する主な施策は、以下のとおりです。

◆図表 3-32 既定計画期間中に実施した主な施策

年度	主な施策
H27	環境学習施設「佐賀市エコプラザ」のリニューアル
	3010 運動及び食品ロスゼロ推進店登録制度の推進
	焼却主灰をセメントの原料としてリサイクルするためセメント業者への引き渡しを開始
H28	食品リサイクル業創業に向けた実証実験等の支援事業
	廃食用油からの高品質バイオディーゼル燃料実用化研究
	清掃工場から発生する二酸化炭素の農業等への利活用推進
H29	出前講座のメニュー充実と環境ミニ講座の実施
	家庭版 3010 運動の推進
	都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト
	事業系ごみの全量検査実施と事業所訪問による周知
H30	外国人向けのごみ出しガイド（6言語）の作成・配布
R1	従来の軽油代替燃料（BDF）の精製装置を、次世代型バイオディーゼル燃料（HiBD）の精製装置へ更新
R2	一般廃棄物のごみ処理手数料改定（直接搬入）
	乾電池のリサイクルを推進するために、「電池類」の分別収集を開始
	事業所用生ごみ処理機の導入費補助制度開始
	民間事業者と連携し、コンビニからの廃食用油回収を開始
R3	家庭用電動生ごみ処理機の補助開始
	土曜日及び祝日におけるごみの直接搬入の事前予約制を導入
	佐賀市一般廃棄物最終処分場施設整備基本構想の策定
R4	グリーン電力発電設備としての設備認証を取得
	民間事業者と連携し、衣類の店頭回収に協力
	民間事業者と連携し、コンビニでのペットボトル回収（ボトル to ボトル）に協力
	店舗等が食品ロスになりそうな食品を Web 上に出品し、市民がお手頃価格で購入できる食品ロス削減マッチングサービス（SAGAタベスケ）を開始
	環境学習施設「佐賀市エコプラザ」の一部リニューアル
R5	埋立処理や焼却処理をしていた陶器類や粗大ごみ等について、破碎処理前にピックアップし有価物として搬出
	ケミカル技術によるペットボトルの完全循環リサイクル（ボトル to ボトル）を開始
	西九州大学短期大学部と連携し、未就学児やその保護者をターゲットとしたSDGs環境紙芝居を共同制作
	佐賀市清掃工場長寿命化総合計画書の策定
	プラスチックごみの分別回収モデル事業として、拠点回収を実施
R6	脊振広域クリーンセンターの廃止に伴い、諸富町及び三瀬地区で収集されたごみを佐賀市清掃工場で処理開始
	粗大ごみ（定期収集）の申込方法の変更及び料金改定

第4節 ごみ処理や取組に関する課題

1. ごみ処理の課題

(1)ごみの減量化及び資源化

既定計画策定以降、様々なごみ減量化及び資源化の取り組みを行ってきた結果、ごみの排出量は減少傾向となっていますが、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は県の平均値や本市の類似自治体と比べ、数値が高い状況です。このため、今後も引き続き、ごみの減量化及び資源化の推進に向けた効果的な取り組みを進める必要があります。

(2)事業系ごみの減量

本市のごみ排出量のうち事業系ごみが約37%を占めており、1人1日当たりごみ排出量が全国平均より多い要因のひとつとなっています。事業者に対しては排出者責任と自己処理の徹底を図るよう、引き続き事業者の排出に対する指導・周知徹底が必要です。

(3)適正及び安定的な処理・処分

佐賀市清掃工場、佐賀市リサイクル工場、佐賀市一般廃棄物最終処分場については、今後も適正な補修工事や維持管理を行い、安定的な処理・処分を継続する必要があります。

佐賀市清掃工場においては、供用開始後21年が経過し、適正及び安定的な処理を継続していくため、基幹改良工事を行う計画としています。基幹改良工事については、地球温暖化の防止や災害時の運転継続に配慮する必要があります。

佐賀市一般廃棄物最終処分場においては、現有施設の延命化を行うため掘り起こし事業を行う計画があります。施設を長く使用していくため、埋立するごみの減量・リサイクルの推進、焼却残渣の資源化などを行い、埋立負荷を軽減する必要があります。

2. 社会情勢の変化への対応

(1)「SDGs」(持続可能な開発目標)に向けた取組

「SDGs」(持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。我が国では国、地方公共団体、事業者、国民などが協調し、目標達成に向けた取り組みが進んでいます。本市においても、SDGsの実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

(2)食品ロスの削減

食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」は、国連においてSDGs(持続可能な開発目標)の中で「令和12年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」と

提唱されており、我が国においても「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年10月1日）が施行されるなど、世界的に注目されています。

本市では、令和6年6月に実施した家庭のごみのごみ質組成調査では、手付かず食品や食べ残しなどの「食品ロス」が17.8%含まれていました。本計画では、「食品ロス削減推進計画」を包括しており、食品ロスの削減に向けた効果的な取り組みを今後も継続して実施する必要があります。

(3)プラスチック削減対策

プラスチック資源循環法の施行により、市町村に対して排出抑制やプラスチック製品のリサイクルなど、プラスチックの3R+Renewableの促進が求められています。本市が令和6年6月に実施した家庭のごみのごみ質組成調査では、プラスチック製容器包装類やプラスチック製品が23.7%含まれています。本市においてもプラスチック製容器包装やプラスチック製品の分別・リサイクルについて検討していく必要があります。

また、使い捨てプラスチック製品等の発生抑制、不法投棄防止のほか、海洋プラスチック問題などへの意識啓発等に取り組む必要があります。

(4)「ゼロカーボンシティさがし」の実現

本市は令和2年10月20日に「ゼロカーボンシティさがし」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにする目標を掲げました。本市では清掃工場で生み出された電気（再生可能エネルギー）の地産地消を行っていますが、その他にもリサイクル率の向上等「ゼロカーボンシティさがし」の実現に貢献するための取り組みの検討が必要です。

(5)高齢化社会への対策

本市の行政区域内人口(各年度9月30日現在、外国人含む)は、年々減少しており、令和5年度において228,289人となっています。年齢別人口を見ると65歳以上の高齢者の割合が年々増加し、令和5年度には29.2%となっており、高齢者を対象とした分別の支援や収集運搬体制の充実を図る必要があります。また、人口減少によってごみ量が減少し、集積場が散開するため効率的なごみの収集体制が必要です。

(6)災害廃棄物対策

災害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、一般廃棄物に該当するため、その処理の責任は市町村が負います。本市では、大規模災害等により発生した災害廃棄物について、迅速、安全、適正かつ衛生的な処理及びリサイクルの推進を図るとともに、市民の生活環境を確保し、速やかに復旧していくことを目的に災害廃棄物処理計画を策定しています。近年、我が国では豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生していることから、災害廃棄物処理計画に基づき、さまざまな災害を想定した災害廃棄物処理体制の確立が必要となっています。

第5節 ごみ処理の目標

1. 基本理念と基本方針

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらす一方で、大量廃棄型社会として地球環境への負荷を増大させてきました。その結果、自然破壊、地球温暖化、天然資源の枯渇など、地球規模での環境問題を生じさせています。こうした中、一方通行型の経済社会活動（直線型経済・リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への転換を目指す取組が進められています。

このような社会情勢の変化や本市の状況に対し、ごみ減量施策だけではなく持続可能な循環型社会の実現に向けた施策を推進していく必要があることから『「捨てる暮らし」から「活かす暮らし」への転換～未来のために循環型社会の実現を目指して～』を基本理念に掲げ、取組を進めていきます。また、本計画では、すべての人が参加するSDGsの考え方を踏まえ、市民・事業者・市がそれぞれの役割を担いつつ、協働・連携していきます。

◆図表 3-33 基本理念

■基本理念

「捨てる暮らし」から「活かす暮らし」への転換
～未来のために循環型社会の実現を目指して～

■基本方針

I. ごみの発生抑制・再使用・再生利用 (リデュース、リユース、リサイクルの推進)

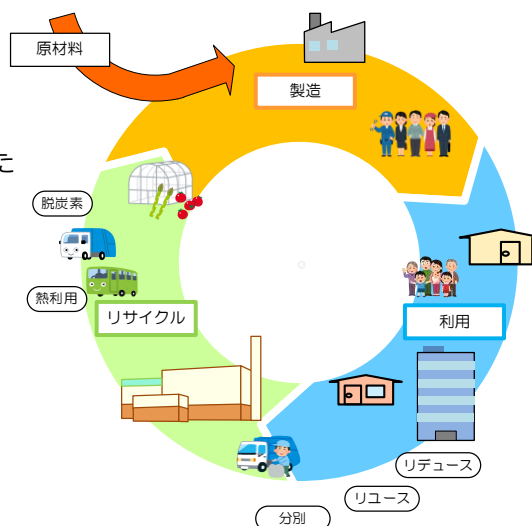
市民・事業者・行政が一体となり、「発生抑制」（リデュース）、「再使用」（リユース）、「再生利用」（リサイクル）の3Rの取組を推進することにより、循環型社会の実現を目指します。

II. 循環経済システムの構築

3Rの取組に加え、本市内で、資源の効率的・循環的な利用を図りながら、新たな付加価値を生み出すシステムを目指します。

III. ごみの適正処理

環境負荷を低減し、災害等にも強い安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制の構築を目指します。

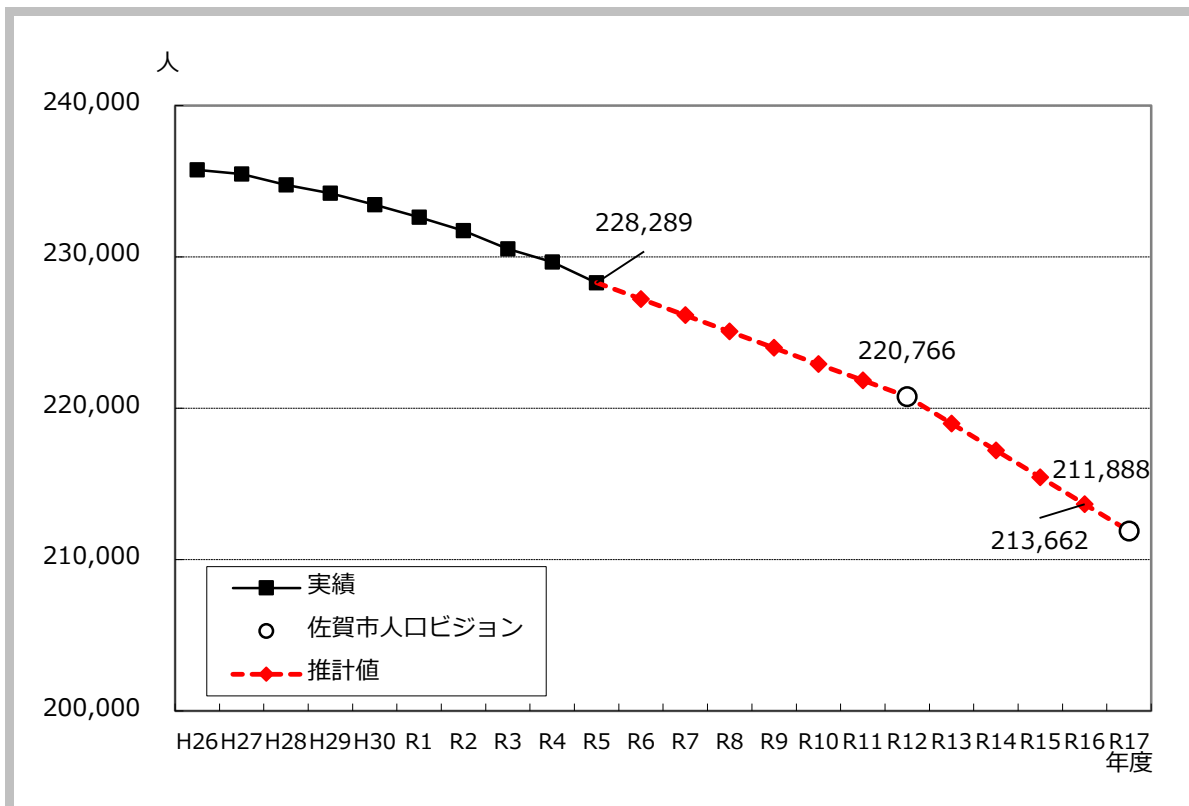


2 人口及びごみ排出量の見込み

人口推計は、佐賀市人口ビジョンの数値を採用しました。最新実績値（令和5年度）から令和12年度まで、令和12年度から令和17年度までをそれぞれ等差的に減少させる推計値としています。

本計画の計画目標年度である令和16年度は213,662人となります。

◆図表 3-34 人口推計



注) 実績は各年度9月末人口

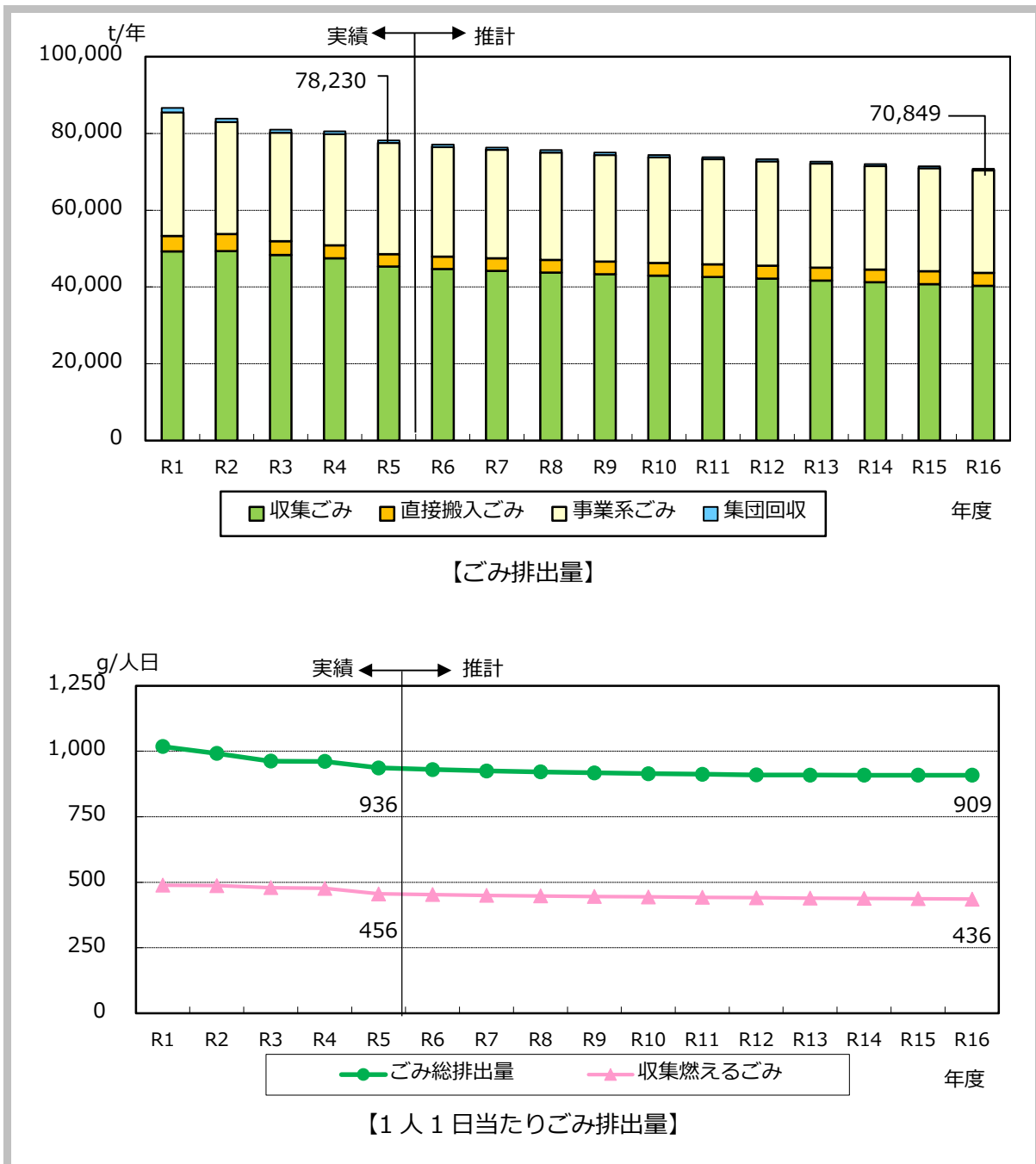


3 ごみ排出量の見込み

ごみ排出量の推計は、排出量実績の推移の傾向が今後も続くものとして、将来の数値を予測します。

- ◆ 家庭系ごみの排出量及び集団回収量の合計は、将来人口の減少に伴い減少傾向となることが予測されます。
- ◆ 事業系ごみの排出量は、現在行われているごみ減量の取組が今後も維持され、緩やかな減少傾向となることが予測されます。
- ◆ 1人1日当たりごみ総排出量（家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収）は、緩やかな減少となることが予測されます。

◆図表 3-35 ごみ排出量の見込み（現状推計）



4. 数値目標

(1) 目標値の設定

本計画では、排出抑制、資源化、最終処分の3つについて、目標値を設定します。

排出抑制のうち市民が取り組む指標として家庭からの排出される収集燃えるごみの1人1日当たりごみ排出量を抑制目標の指標とします。

◆図表 3-36 指標の設定

排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ●1人1日当たりごみ総排出量 (家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収) ÷ 総人口 ÷ 年間日数 ●収集燃えるごみの1人1日当たりごみ排出量 収集燃えるごみ ÷ 総人口 ÷ 年間日数
資源化	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル率 資源化量(集団回収量含む) ÷ ごみ総排出量
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ●最終処分量

◆図表 3-37 目標値の設定

排出抑制目標	1人1日当たりごみ総排出量	855g/人日
	収集燃えるごみの1人1日当たりごみ排出量	416g/人日
資源化目標	リサイクル率	22%以上
最終処分目標	最終処分量	2,200t 以下



(2)目標達成の方法

1)排出抑制目標

家庭で取組やすい以下の排出抑制の方法を啓発していきます。

また、事業系ごみについても事業所単位でごみ減量に取り組むよう啓発していきます。

『手付かず食品』

必要な分だけ買い、無駄なものを買わないなどの計画的な買い物を行う、残っている食材から使い切るなどを心がける。

『食べ残し』

食事の量はちょうどよい量をつくる、作り過ぎて残った料理は、リメイクやアレンジして食べきる。

『調理くず』

堆肥化や水切りを徹底する。

『草木類』

剪定枝や草類は乾燥させてからごみとして出す。

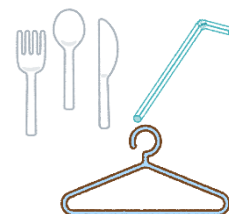
『プラスチック類』

使い捨てプラスチック製品の使用抑制やプラスチック使用量が少ない製品や代替え商品の利用などを行う。

市が行うプラスチック類の拠点回収やスーパーなどの容器包装類の店頭回収を利用する。

『古紙類』

燃えるごみに混入している古紙について分別徹底し、資源物として排出する。



2)資源化目標

プラスチック資源の積極的な取組を行うため、本市では、容器包装プラスチックをはじめとするプラスチック類の拠点回収・資源化を進めていきます。

以下の品目について、資源化の取組を啓発していきます。

『プラスチック』

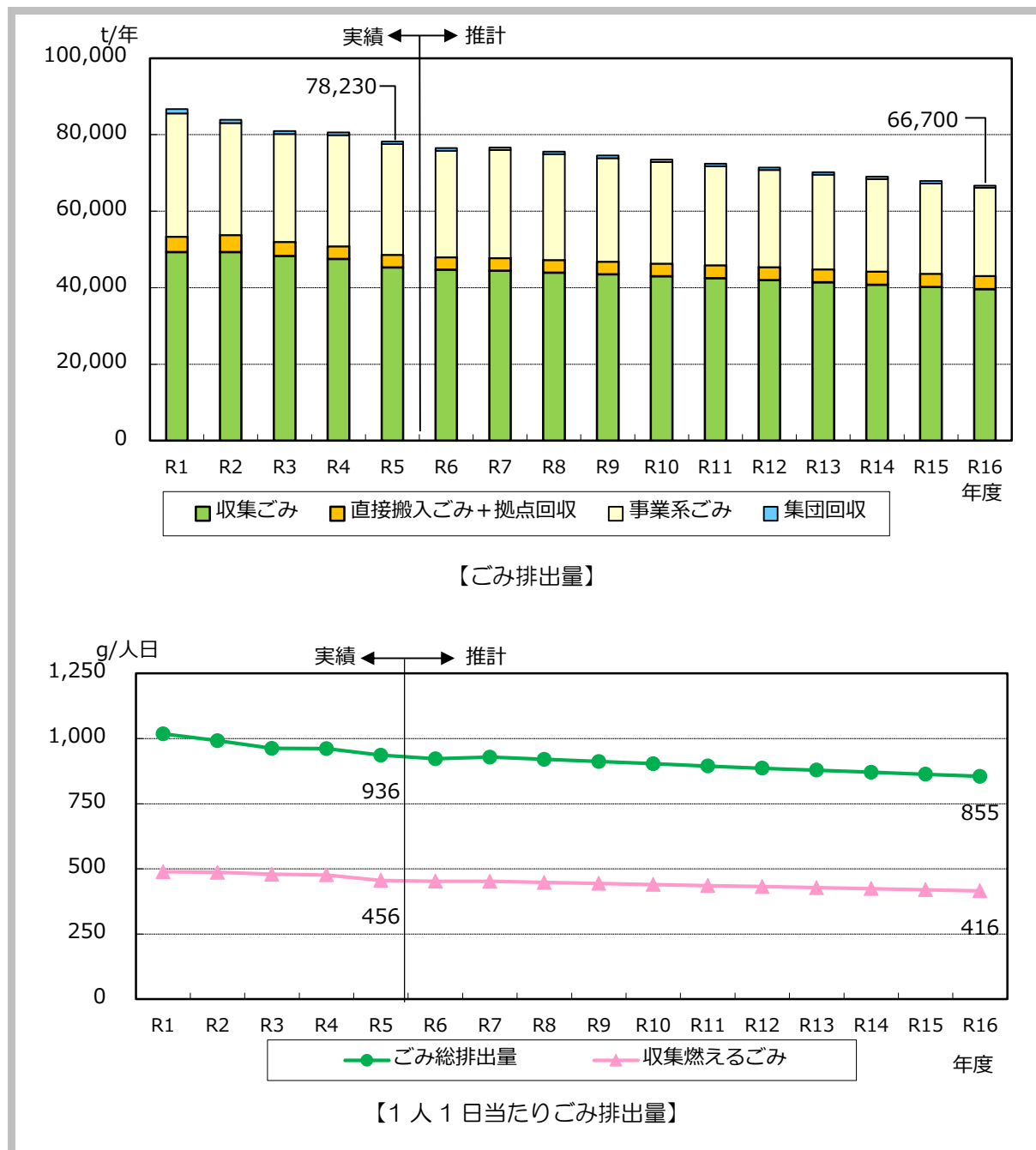
資源物として拠点回収を行うことで再資源化する。

『ダンボール』、『新聞紙・ちらし』、『雑誌・包装紙・紙箱』、『雑紙』等古紙類は、資源物として分別するか、集団回収に出すことで再資源化する。

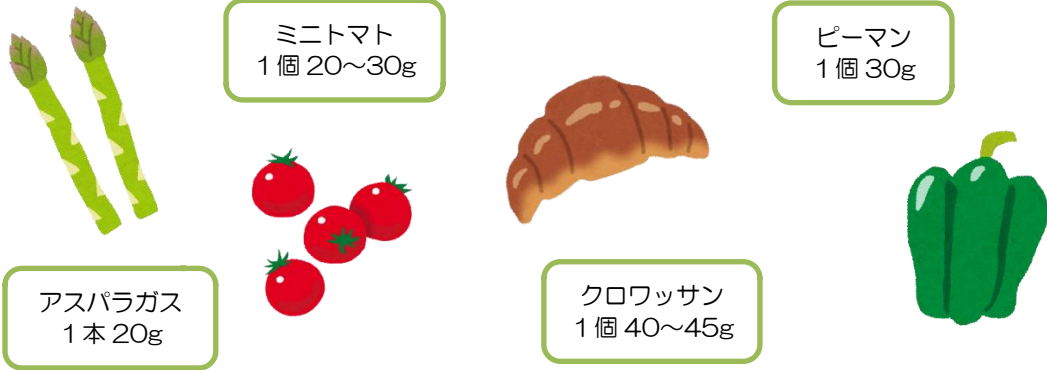
5. 目標達成後の将来推計

目標に向けたごみ排出量は以下のとおりです。

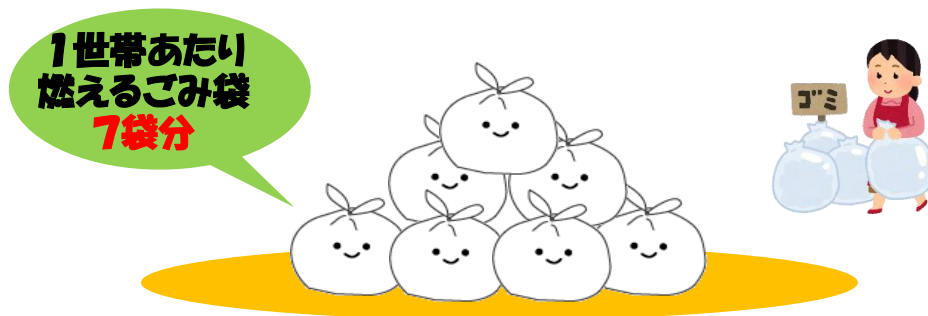
◆図表 3-38 ごみ排出量の目標



◆収集燃えるごみの1人1日当たりごみ削減目標の40gってどのくらいの重さ？



◆1人1日40g 燃えるごみを減らしたら、1世帯当たりで、年間どのくらいごみ量が減るの？



注) 2.20人/世帯(佐賀市の平均世帯人員) : R5.9月末の住民基本台帳より
燃えるごみ袋1袋の重さ約4.5kg : ごみ組成調査結果より

第6節 目標達成に向けた取組

1. 施策の体系

目標値に向けた本計画の施策の体系は以下のとおりです。

◆図表 3-39 施策の体系

基本方針	基本施策	個別施策
Ⅰ. ごみの発生抑制・再使用・再生利用 (リデュース、リユース、リサイクル)	1.普及啓発、環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 啓発、情報提供の充実 ● 環境学習の推進 ● エコプラザの活用
	2.家庭系ごみの3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみを出さない行動の推進 ● リユースの推進 ● 資源化の推進 ● ごみ処理にかかる費用負担の透明化・適正化
	3.事業系ごみの 3R の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者への指導・協力要請 ● 事業所内での取組の推進 ● 事業者への情報提供
	4.食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロス削減推進計画
	5.協働体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者との協働体制の推進
Ⅱ. 循環経済システムの構築	1.プラスチックごみの資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチックごみの削減 ● プラスチックの資源循環利用
	2.バイオマスの有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 草類、剪定枝のリサイクル ● 廃食用油のリサイクル ● 民間活用による新たな地域循環圏リサイクルの研究
	3.廃棄物エネルギーの利活用	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの燃焼により発生する熱、二酸化炭素及び電気の有効利用
Ⅲ. ごみの適正処理	1.収集・運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な収集運搬体制の整備 ● 資源持ち去り行為防止対策 ● ごみステーションの維持管理対策 ● 高齢者へのごみ排出支援
	2.中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル（再生利用）の推進 ● 既存施設の維持管理 ● 既存施設の基幹的設備改良工事の実施 ● 焼却施設の跡地利用
	3.最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終処分場の適正管理 ● 最終処分場の延命化

基本方針 I. ごみの発生抑制・再使用・再生利用

【関連する SDGs】



基本施策 1 普及啓発、環境教育の推進

(1) 啓発、情報提供の充実

市民や事業者に対してごみ問題に対する意識向上を図るため、市報、ホームページ、新聞、生活情報誌、テレビ、ラジオ等各種メディアを利用して、市のごみの現状、分別方法、減量方法等について情報提供を継続して行っていきます。

また、幅広い年齢層に関心を持ってもらうため、市内各地で開催されるイベントへの出展や、ごみカレンダーアプリの配信、SNSを活用した情報発信等を行うことにより、啓発活動を推進します。

【取組例】

○市報、ホームページ、新聞、生活情報誌、テレビ、ラジオによる広報	継続
○ごみカレンダー・分別表の作成、配布	継続
○佐賀市公式スーパーアプリでのごみカレンダーミニアプリの配信	継続
○外国人のためのごみ出しガイドの作成・配布	継続
○外国人のためのごみの出し方解説動画の配信	継続
○環境イベント等での啓発	継続
○各種3R啓発用リーフレットの作成・配布（ダンボールコンポスト、ペットボトル、古紙、食品ロスなど）	継続
○ごみ分別に関するAIチャットボットの導入	継続
○見える化システムの導入による電力の地産地消の啓発	継続
●SNSを活用した情報発信	新規

(2) 環境学習の推進

循環型社会を構築するためには、市民があらゆる機会を通じて環境問題について学習することが重要となります。

環境教育を進めるためには、自分が出したごみがどのように処理されているかを知ってもらうことが最優先であると位置付け、今後も、施設見学を通じた啓発を継続して推進します。

また、環境教育による啓発を実践支援するため、小学生向けの副読本「くらしとごみ」の作成・配布を始め、近年問題となっている食品ロスや海洋プラスチック等の内容も含めた出前講座、インターンシップの受入れなどについても、積極的に実施します。

更には、日本に来て間もない外国人のために「ごみの分別講座」も実施してまいります。

【取組例】

○小学生向け副読本「くらしとごみ」の作成・配布	継続
○出前講座（ごみ分別編、食品ロス編、海洋プラスチック編）の実施	継続
○外国人のためのごみ分別講座の実施	継続
○エコプラザ会議室利用者などを対象としたミニ講座（5分講座）の実施	継続
○環境学習用教材を用いた出前授業による電力の地産地消の広報活動	継続
○インターンシップの受入れ	継続
●企業と連携した環境教育の推進	新規

（3）エコプラザの活用

ごみ処理の現場の見学や、ごみの減量方法や再使用方法を体験することは、ごみ問題に対する意識を高めるだけでなく、家庭や職場での実践につながります。

本市では環境学習の拠点と位置付けた「佐賀市エコプラザ」において、これまで同様、市民の視点に立ったごみ処理施設の案内や3Rに関する展示や講座・イベントの開催等を継続して行います。

「佐賀市エコプラザ」では、施設見学や各種講座・イベント等を通じて、地球温暖化やごみ処理の現状、環境に対する様々な取組を知ってもらい、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会の構築と生活環境の向上を目指しています。

【取組例】

○施設見学案内、3Rに関する展示	継続
○3Rに関する各種講座やイベントの開催	継続
○佐賀市エコプラザのリニューアル（展示物更新）	継続
○佐賀市エコプラザの利活用推進（会議室利用促進、環境イベント等の誘致）	継続
●環境に関する映画上映会の開催	新規
●環境にやさしい教材の活用	新規

■佐賀市エコプラザの取組

【再生講座やイベントの例】

- ◆古着・和布のリメイク、木工工具入門等の体験講座
- ◆エコマーケット、おもちゃ病院等のイベント
- ◆環境に関する学習会



佐賀市エコプラザホームページより

基本施策 2 家庭系ごみの 3R の推進

(1) ごみを出さない行動の推進

ごみの排出抑制のため、買い物にマイバッグを持参、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品の購入などのごみの減量化に配慮した消費行動を促進します。

また、3Rに関する行動に対し、ポイント付与による特典をつけるなど、楽しみながらごみ減量の取組ができる環境づくりについても検討していきます。



○マイバッグ・マイボトル等の推奨	継続
○過剰包装削減の推進	継続
●3R 行動に対するインセンティブ（ポイント付与による特典など）の検討	新規

(2) リユースの推進

リユースは、リサイクルに比べ一般的にエネルギーの消費や資源の減失が少なく、その過程から発生する廃棄物等も少ないため、3Rの中ではリデュースに次ぐ優先順位となっています。

本市の処理施設に持ち込まれたごみには、利用可能なものがたくさんあります。「捨てる暮らし」から「活かす暮らし」への転換を目指して、本市のリユース推進の拠点である佐賀市エコプラザにおいて、不要品の受入や再生・販売、リユース食器の貸し出し、フリーマーケットなどを実施するとともに、不用品交換のマッチングや民間のリユースショップ等の情報提供を行うことでリユース促進を図っていきます。

また、処理施設に持ち込まれたごみの中から、リユース可能な陶器、ガラスコップ、家具等のピックアップ回収も行っています。

【取組例】

○不要品の受入や再生・販売、リユース食器・リユーススーツケースの貸し出し、リペア（修理・修繕）相談（佐賀市エコプラザ主催）	継続
○エコマーケットの開催	継続
○民間のリユースショップ等の情報提供と利用促進	継続
●陶器、ガラスコップ、家具等のピックアップ回収	新規
●学校や民間企業と連携した制服・体操服リサイクルの検討	新規



(3)資源化の推進

燃えるごみの減量と資源物の増加のため、市民へ分別徹底の啓発を図るとともに、地域での集団回収への奨励金交付、リサイクル工場での徹底した資源選別を行うことで、リサイクル率の向上を目指します。

また、民間企業と連携し、再生利用が可能な資源物の店頭回収なども推進していきます。



【取組例】

○雑がみの紙袋分別の更なる推進	継続
○資源物の集団回収に対する奨励金交付	継続
○小型家電（携帯電話、スマートフォン、小型デジタルカメラ）の拠点回収	継続
○小型家電品のピックアップ回収	継続
○蛍光管リサイクルの実施	継続
○乾電池リサイクルの推進	継続
○二次電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）リサイクルの推進	継続
●民間企業と連携したリサイクルの推進（古紙、古着などの店頭回収）	新規



(4)ごみ処理にかかる費用負担の透明化・適正化

ごみ処理の有料化の主な目的は、ごみの発生抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民、事業者の意識改革などです。

ごみ処理手数料については、ごみ処理原価の算出による処理費用の透明化を継続して行い、また、ごみ処理原価を反映した手数料の見直しを随時行っていきます。

【取組例】

○ごみ処理原価の算出による処理費用の透明化	継続
○ごみ処理原価を反映した手数料設定（排出量に応じた負担の公平化）の検討	継続

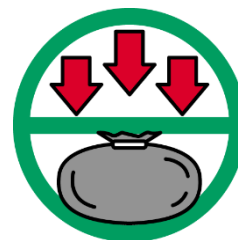
基本施策 3 事業系ごみの 3R の推進

(1) 事業者への指導・協力要請

適正分別の徹底や本市で受け入れない産業廃棄物等の違反ごみの搬入防止のため、許可業者がごみを搬入する際に、全量検査及びダンピング調査を実施しています。

調査の結果、分別の不徹底や違反ごみの搬入が判明した場合は、注意書を発行する等、改善を促します。また、必要に応じて、排出事業所へ出向き指導を行います。

市の施設へ年間 36t 以上搬入する事業者を「多量排出事業者」と位置づけ、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成及び提出や廃棄物減量等推進責任者の選任を義務付けます。



【取組例】

○搬入検査員によるダンピング調査	継続
○事業所への訪問調査及び指導	継続
○多量排出事業者への事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成及び提出や廃棄物減量等推進責任者の選任の義務化	継続

(2) 事業所内での取組の推進

事業所における 3R の推進を含む脱炭素に向けた取り組みを行う事業所を、ゼロカーボンシティさがし推進パートナーに認定し、ホームページ等で優良事例等を紹介します。

また、事業所内でのごみ減量や分別の徹底に向け、事業所へ出向いた出前講座の実施を検討しています。



【取組例】

○ゼロカーボンシティさがし推進パートナーへの登録推奨と優良事例紹介	継続
●事業所向けの出前講座の実施検討	新規

(3) 事業者への情報提供

燃やせるごみとして持ち込まれていたシュレッダーダスト紙などの「難古紙」について、地元の製紙会社でリサイクルが可能であることから、事業者や収集運搬業者へ分別を促し、リサイクルを推進します。

【取組例】

○難古紙の資源化	継続
----------	----

基本施策4 食品ロス削減の推進

(1)食品ロス削減推進計画

食品ロス削減に向けた市民、事業者、行政が協力する取組みを「第7節 食品ロス削減推進計画」にまとめています。

基本施策5 協働体制の推進

(1)市民・事業者との協働体制の推進

市民との協働体制として、自治会などの代表者で構成される佐賀市環境保健推進協議会と連携して、地域ぐるみで家庭系ごみの減量に関する取組を進めていきます。

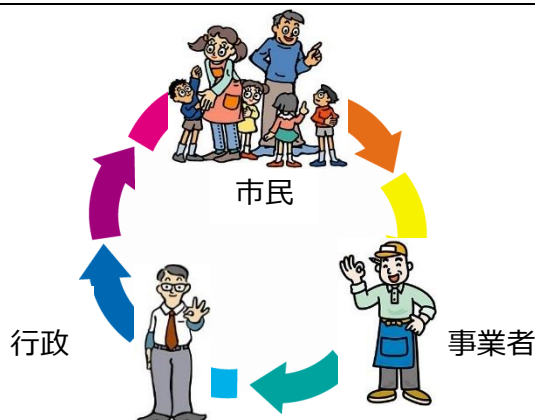
また、NPO法人との連携などにより、そのノウハウやネットワークを活用した3R 及び環境教育の推進を図っていきます。

事業者との協働体制については、本市の収集運搬業の許可業者と連携して、事業系ごみの減量や適正排出を推進します。

その他、本計画の各種施策を推進するにあたり、必要に応じて、佐賀市環境審議会や佐賀市エコプラザ運営委員会へ報告や意見聴取等を行います。

【取組例】

○佐賀市環境保健推進協議会と連携した家庭系ごみ減量に関する取組	継続
○NPO法人のノウハウやネットワークを活用した3R 及び環境教育に関する取組	継続
○本市の収集運搬業の許可業者と連携した事業系ごみ減量に関する取組	継続
○災害廃棄物の処理時における市民や事業者との協働	継続



基本方針Ⅱ．循環経済システムの構築

【関連する SDGs】



基本施策 1 プラスチックごみの資源循環の推進

(1) プラスチックごみの削減

プラスチックごみの発生抑制を図るため、ホームページや SNS 等で市民に使い捨てプラスチックの使用を控え、繰り返し使える商品を選ぶなどの意識啓発を行います。

●ホームページや SNS を利用した使い捨てプラスチック削減の啓発	新規
●事業者のプラスチック削減の取組の推進	新規



(2) プラスチックの資源循環利用

家庭から排出されるプラスチック製容器包装類と製品プラスチックの両方を対象とした拠点回収を実施し、プラスチックの資源循環を推進します。回収されたプラスチック類は民間のリサイクル施設にて資源化します。

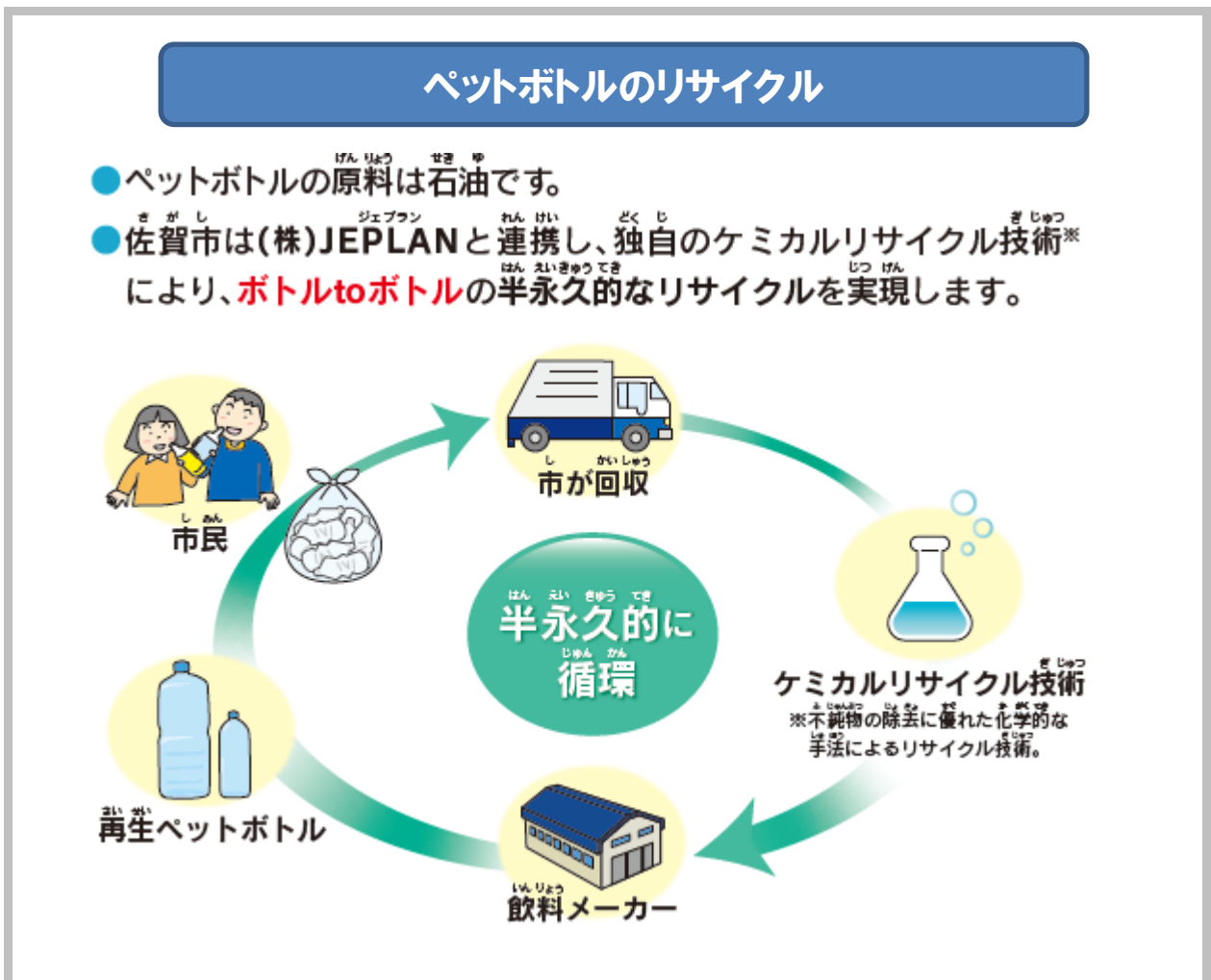
また、ペットボトルのリサイクルについては、高度な技術を用いたボトル to ボトルの完全循環リサイクルを実施します。

●家庭系プラスチックの拠点回収によるリサイクルの推進	新規
●ペットボトルの完全循環リサイクル（ボトル to ボトル）の推進	新規
●小売店における店頭回収等、自主回収の促進	新規

◆図表 3-40 拠点回収対象のプラスチック類の例



◆図表 3-41 ペットボトルの完全循環リサイクル（ボトル to ボトル）



基本施策 2 バイオマスの有効利用

(1) 草類、剪定枝のリサイクル

野外焼却が禁止されて以降、草類、剪定枝の搬入量は多くなっています。

現在、本市の施設に搬入された剪定枝の一部については、本市施設でチップ化し市民へ無料配布しています。しかし、施設的能力上、チップ化する量は限られており、ほとんどが焼却処分されているのが現状です。

そのため、平成 24 年度以降は草類や剪定枝について、民間業者へ処分業の許可を出すなど、市内でのリサイクル事業を推進しており、今後も引き続き、これらの許可業者の更なる活用を図るとともに、草類や剪定枝の処分にかかる新規許可についても検討します。

【取組例】

○本市施設に持ち込まれた剪定枝のチップ化と市民への配布	継続
○草類及び剪定枝の処分について許可業者の積極的な活用	継続

(2) 廃食用油のリサイクル

本市では、家庭や事業所で排出される使用済み天ぷら油等の植物性の廃食用油を回収し、本市の廃食用油再生施設でバイオディーゼル燃料へ再生し、市のごみ収集車や市営バス等の燃料として利用しています。

この事業は平成 16 年度から継続しており、市民の認知度も高く、市民のリサイクル意識の向上を図るだけでなく、燃えるごみや二酸化炭素排出量の削減にもつながっています。令和 2 年度に更新した再生プラントは、軽油と同等質の高品質バイオディーゼル燃料を精製することができます。

市民に対しては、今後も継続して廃食用油の出し方や回収ボックスの設置場所を広報するとともに、高品質バイオディーゼル燃料の付加価値等についても周知し、回収量を増やしていきます。

高品質バイオディーゼル燃料 (HiBD) とは？

ハイビディー HiBD (High quality Bio Diesel) とは、廃食用油を市販の軽油と同等質に精製する技術により再生した燃料のことです。



HiBDの利用

回収ボックス等に出された廃食用油はHiBDにリサイクルされ、市営バスやごみ収集車等の燃料として利用されます。回収量が増えればその分燃料の精製量も増えます。



【取組例】

○廃食用油の拠点回収	継続
○民間事業者と連携し、コンビニ等からの廃食用油の回収	継続
○廃食用油からの高品質バイオディーゼル燃料の精製	継続

(3)民間活用による新たな地域循環圏リサイクルの研究

商業施設や飲食店などから発生した多量の事業系一般廃棄物や食品廃棄物について、それらを単にごみとして処理するのではなく、様々な資源として再利用する動きが加速しています。このような再生利用事業者などに対して、再生利用指定、補助、情報提供、マッチングなど必要に応じて連携を図り、事業所から排出される廃棄物を資源化する取り組みを推進していきます。

また、民間企業の活力や創意工夫を積極的に活用できる環境を整備し、生ごみの新たなリサイクル方法や紙おむつなどリサイクル方法の研究支援をします。

【取組例】

○地域の課題解決に向けた新たなリサイクル（生ごみ、紙おむつなど）の研究	継続
●食品廃棄物のリサイクル推進	新規

基本方針Ⅲ. ごみの適正処理

【関連する SDGs】



1. 処理主体

本市から排出されるごみの処理主体は、以下に示すとおりとします。

【排出段階】

排出段階におけるごみ発生抑制、再生利用の主体は、ごみの排出者である市民・事業者とします。本市は、排出者の取組に必要な広報や啓発等を行います。

【ごみステーション】

家庭系ごみの集積所であるごみステーションは、設置者が、自治会や市と協議して設置場所や規模を定めます。また、その維持管理は、利用する自治会や共同住宅の住民などが行います。

【収集運搬】

家庭系ごみの収集運搬は、現状のとおり本市を主体とします。

事業系ごみの収集運搬は、原則として事業者自らの責任により行うものとし、事業者自らが処理施設へ搬入するか、あるいは許可業者への委託によるものとします。

【処理・処分】

ごみの中間処理及び最終処分は、現状のとおり本市を主体とします。

また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

◆図表 3-43 ごみ処理の段階ごとの処理主体（責任者）

排出者	発生抑制 再生利用	収集運搬	中間処理	最終処分
市民	市民	本市	本市	本市
事業者	事業者	事業者 又は 許可業者	事業者 本市	事業者 本市

基本施策1 収集・運搬計画

(1) 収集運搬方法

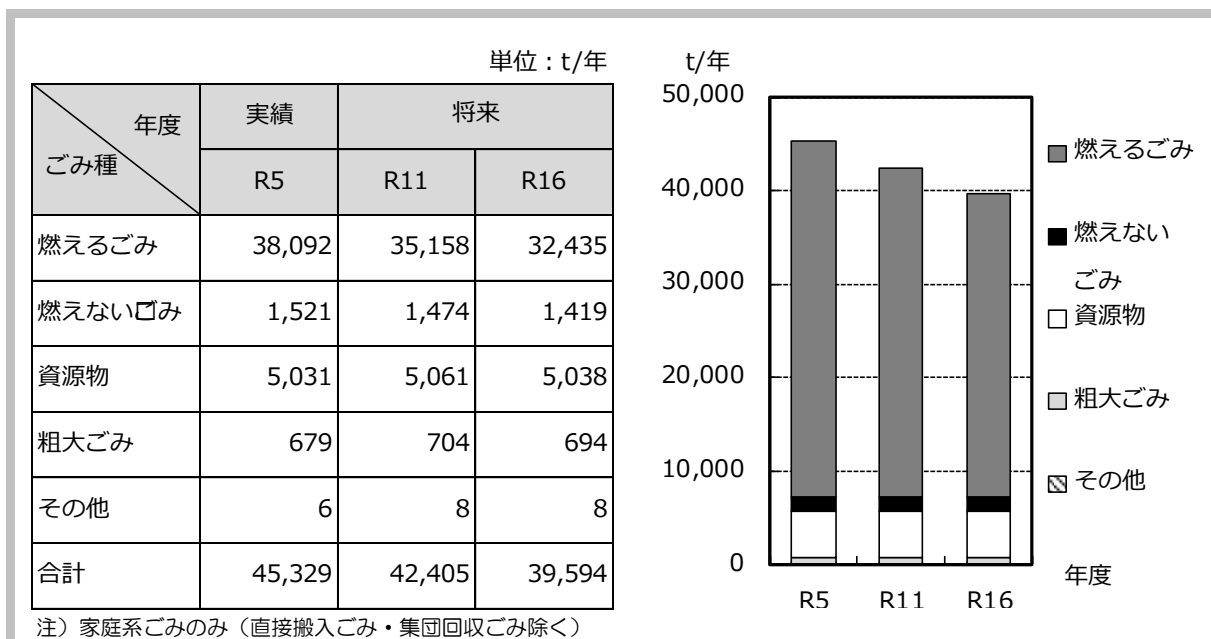
計画収集区域は、本市全域とします。

家庭から排出されるごみの収集運搬は、ステーション方式を継続します。また、事業系ごみの収集運搬は、事業者自らが処理施設に搬入するか、本市の収集運搬業の許可業者によるものとします。

(2) 収集運搬量

目標達成後における家庭系ごみの収集・運搬量の見込みは、令和16年度において約40,000tとなる見込みです。

◆図表 3-44 家庭系ごみの収集運搬量



(3) 収集・運搬に関する施策

1) 効率的な収集運搬体制の整備

ごみの減量化を進め、これに応じた適正な現状のごみ・資源物の収集運搬車両の配置や収集ルートを活用した収集運搬体制を継続するものとします。ただし、ごみ減量化が進んだ場合は、これに応じた適正な収集運搬体制を整備するものとします。

2) 資源物持ち去り行為防止対策

資源物(紙布類)の持ち去り行為防止対策として、今後も「佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例」に基づき、警察署と連携し、取り締まりを行っていきます。

3)ごみステーションの維持管理対策

ごみステーションの美化を図るため、ごみ出しルールの周知徹底を行い、管理する自治会等と協力して、ごみステーションの適正な維持に努めます。

■ごみステーションの維持管理対策の取組

○ごみ分別掲示板の配布

ごみの種類とごみ出し日を記載した掲示板を自治会に配布します。

○ごみステーション維持管理活動補助金の交付

ごみステーションの定期的な清掃やごみ出しルールの住民への周知等ごみステーションの維持管理を適正に行う自治会に補助金を交付します。

*補助金額：40円×実施月数×利用世帯数

○カラスネット購入費補助金の交付

ごみステーションの管理を行う自治会がカラスネットを購入する場合、購入費の補助を行います。

*補助金額：購入費の半額（上限あり。）

○ごみステーション整備費補助金の交付

既存のカラスネットに代わるボックス型等のごみステーションの整備を行う自治会に補助金を交付します。

*補助金額：整備費の半額（上限あり。）



カラスネット

4)高齢者へのごみ排出支援

ごみステーションまでごみを運ぶことが困難な高齢者を対象に、玄関前でごみを収集する戸別収集の実施を検討します。



基本施策2 中間処理計画

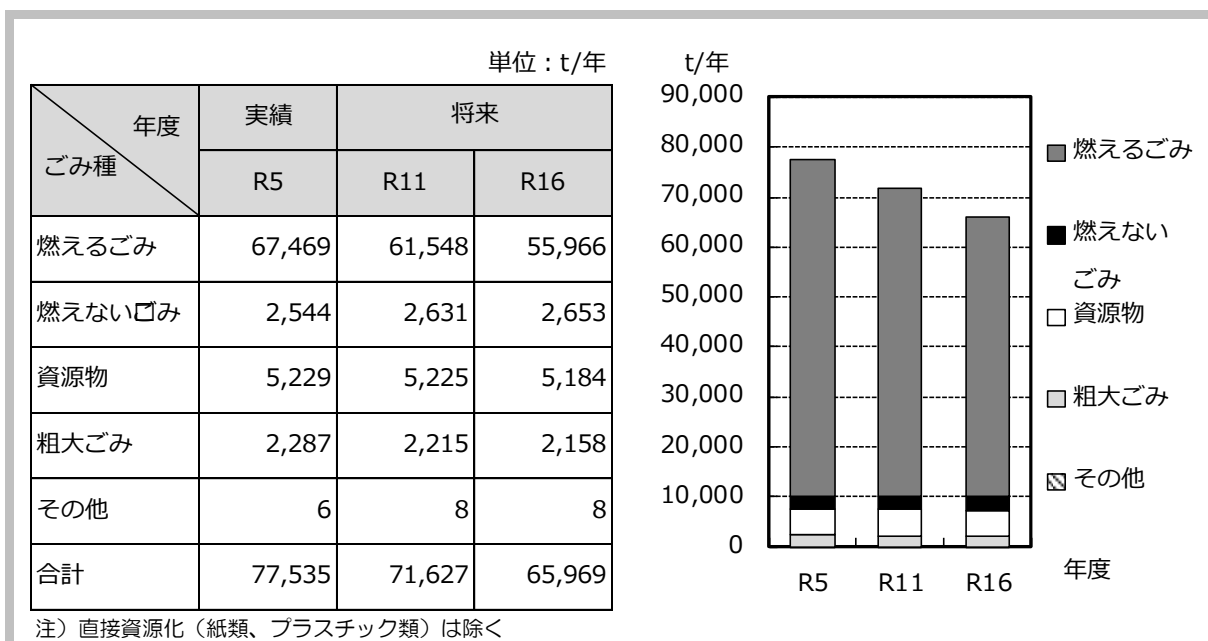
(1)中間処理方法

ごみの減量・再資源化を推進した上で、現状の処理方法を継続して中間処理を行います。ごみ処理が安定かつ長期的に継続できるよう、既存施設の基幹的設備改良工事と適正な維持管理を行うものとします。

(2)中間処理量

中間処理量は、排出抑制目標の達成により減少し、年間排出量は令和 16 年度において約 66,000t/年となる見込みです。

◆図表 3-45 中間処理量



(3)中間処理に関する施策

1)リサイクル(再生利用)の推進

草類や剪定枝は、今後も継続して、民間処理施設を活用してリサイクルを推進します。

また、生ごみについては、食品リサイクル法に基づくリサイクルの推進及び民間施設でのリサイクル事業の展開を目指します。現在、燃えるごみとしている容器包装プラスチック類をはじめとしたプラスチック類については、できるだけ早期に資源化を行っていきます。

2)既存施設の維持管理

安定的な処理を継続していくため、既存施設の計画的な保守管理により、適正な維持管理を行います。

3)既存施設の基幹的設備改良工事の実施

佐賀市清掃工場は、供用開始から約 20 年以上を経過しており、機器の一般的な耐用年数を超えており、各設備・機器に劣化が見受けられます。そのため、施設を今後長期に渡り安全に稼働させることを目的に、各炉の主要機器の更新を含めた基幹的設備改良工事を実施します。

◆図表 3-46 スケジュール

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
長寿命化総合計画	→					
発注支援			→			
基幹的改良設備工事				→		

4)焼却施設の跡地利用

本市では、ごみ処理施設の統廃合を行ったことにより、焼却を停止した施設があります。こうした施設については、今後適切な方法で解体撤去を行っていきます。

一方で、解体撤去に当たっての財源として、循環型社会形成推進交付金制度を活用する方法がありますが、現交付金制度においては、新たな廃棄物処理施設等を建設することが交付条件となることから、こうした点も含めて将来的な方向性を検討していくものとし

基本施策 3 最終処分計画

(1)最終処分方法

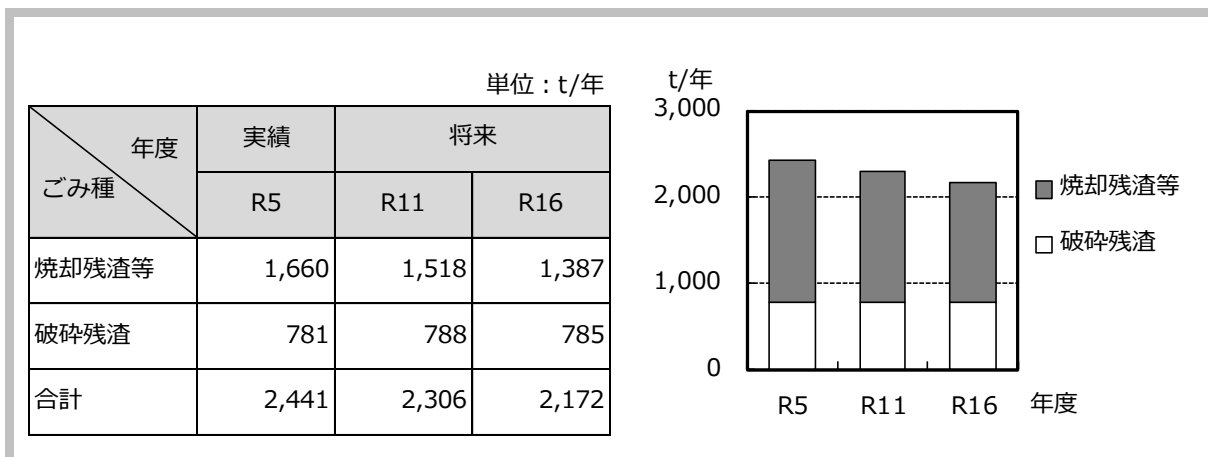
本市から排出されるごみの最終処分は、現状の処分体制を継続するものとします。

具体的には、佐賀市清掃工場から排出される焼却残渣のうち焼却灰（主灰）は、セメント原料として民間施設で資源化を行います。佐賀市リサイクル工場から排出される処理残渣と資源化できない飛灰は佐賀市一般廃棄物最終処分場にて埋立を行うものとします。

(2)最終処分量

最終処分量は、排出抑制目標の達成により減少し、年間排出量は令和 16 年度において約 2,200t/年となる見込みです。

◆図表 3-47 最終処分量



(3)最終処分に関する施策

1)最終処分場の適正管理

最終処分場は、廃棄物処理法に基づく維持管理が必要です。また、埋立終了後も浸出水や埋立物等が廃棄物処理法に基づく廃止基準に達成するまでは維持管理が必要です。

そのため、引き続き、法に基づく適正な維持管理を行い、周辺地域の環境保全に努めるものとします。

2)最終処分場の延命化

佐賀市一般廃棄物最終処分場は、残余容量が少なくなっているため、埋立容量の確保が必要です。

そのため、周辺環境に配慮しつつ、ごみの適正処理及び循環型社会の形成を推進していく最終処分場再生事業を行います。

◆図表 3-48 スケジュール

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
基本計画・基本設計 地質等調査	→					
生活環境影響調査	→					
実施設計・発注支援		→				
整備工事				→	→	→

3)最終処分場跡地利用

最終処分場は、埋立終了後、廃棄物処理法に基づく手続きにより廃止することになります。廃止後の跡地利用方法については、地域の意見も取り入れ、検討を行う方針としています。

第7節 食品ロス削減推進計画

1. 計画策定の趣旨

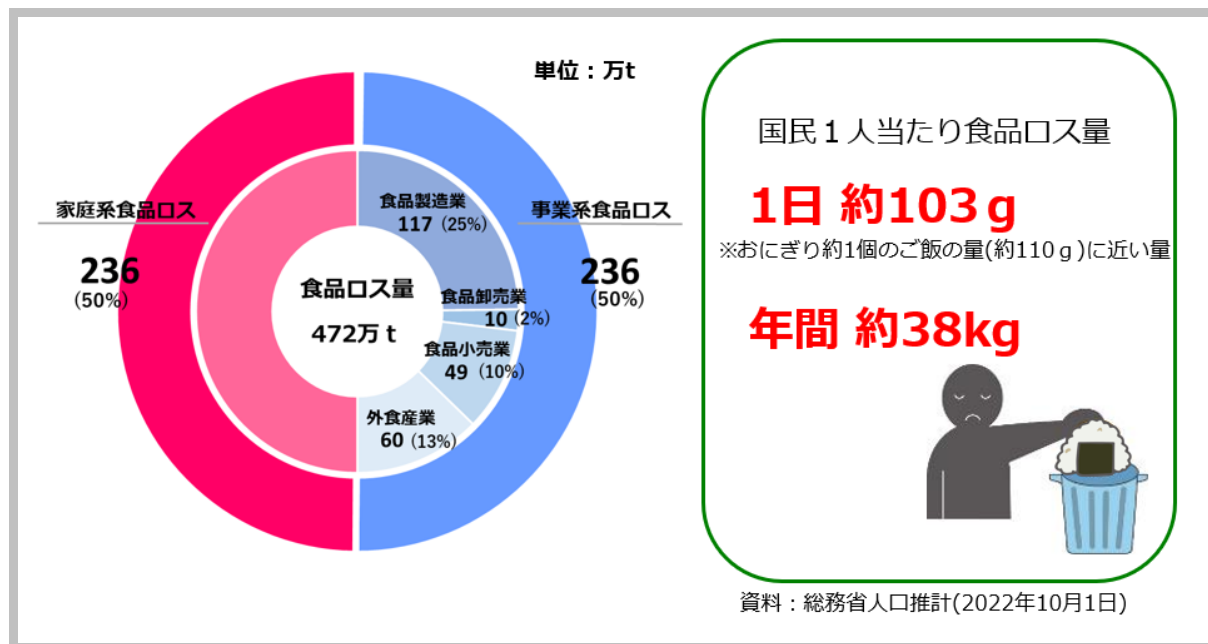
「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品であり、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に、大量の「食品ロス」が発生しています。この食品ロスの問題は、平成 27 年の国際連合総会において採択された「持続可能な開発目標」いわゆる SDGs においても重要な課題と位置付けられています。

令和 4 年度の国の推計によると、日本では約 472 万 t が食品ロスと試算されており、その内訳は、家庭系が約 236 万 t、事業所由来が約 236 万 t と半分ずつとなっています。食品ロスの発生は、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、食品ロスを削減することにより、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の軽減、さらには CO₂ 排出量の削減による気候変動の抑制といった効果が期待できます。

このような状況のもと、令和元年 10 月に施行された食品ロス削減推進法では、市町村は市町村食品ロス削減推進計画の策定に努めることとされました。食品ロス削減推進法に基づく国の食品ロス基本方針では、地域における食品ロスの削減を推進するため、より生活に身近な地方公共団体において、地域特性を踏まえた取組を推進していくことが重要であると謳われています。

今回策定する「食品ロス削減推進計画」は、食品ロス削減推進法に基づき、本市における食品ロスの削減に向け、適切な将来目標を設定し、目標達成に向けて必要な施策等を明らかにすることで、市民、事業者、行政が一体となって食品ロスの削減に取り組むことを目的とします。

◆図表 3-49 日本の食品ロスの状況（令和 4 年度推計）



出典：農林水産省

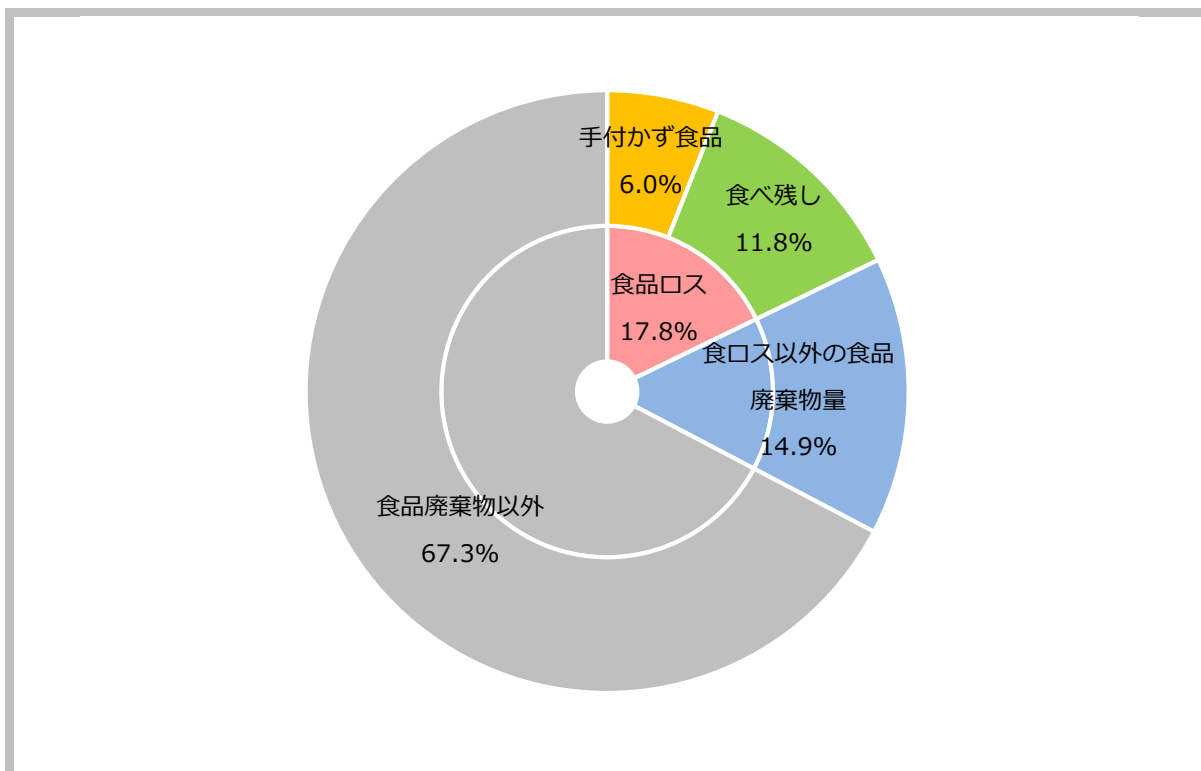
2. 本市の食品ロスの状況

(1) 家庭系食品ロスの状況

本市では、令和6年6月に、家庭系燃えるごみの組成調査を実施しました。この調査では、家庭系燃えるごみ中の食品廃棄物の割合は32.7%で、うち食品ロスが占める割合は17.8%となっています。

令和5年度の家庭系燃えるごみ量の換算値では6,780tとなり、1人1日当たりの家庭系食品ロス量は約81gと推計されます。これは、全国平均（令和4年度推計値1人1日当たり約52g）と比較すると多い状況です。

◆図表 3-50 家庭系食品ロスの状況（家庭系燃えるごみ組成調査結果より）



◆図表 3-51 手付かず食品の状況



(2) 事業系食品ロスの状況(参考値)

国の推計による事業系食品廃棄物の発生量から、本市の事業系食品廃棄物の発生量を推計すると、令和3年度において21,728t、食品ロスは4,224tとなります。

なお、事業系食品廃棄物は、食品産業全体の食品廃棄物であるため、食品製造業から排出される産業廃棄物も含まれます。



◆図表 3-52 事業系食品ロスの状況（令和3年度推計）

項目	単位	食品廃棄物	食品ロス	食品廃棄物に占める食品ロス割合
食品製造業	t	17,029	1,516	8.9%
食品卸売業	t	8	5	58.6%
食品小売業	t	1,670	869	52.0%
外食産業	t	3,021	1,834	60.7%
食品産業計	t	21,728	4,224	

注) 端数処理のため若干の誤差を生じる。

資料：農林水産省「令和5年度食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査」
環境省「令和3年度食品リサイクル法に基づく定期報告の取りまとめ結果の概要」



3. 食品ロスの目標

本計画における家庭系食品ロス削減目標値は令和 16 年度において令和 5 年度比で 25% の削減となります。

◆図表 3-53 食品ロスの削減目標

項目	基準年 (令和 5 年度)	目標年度 (令和 16 年度)	目標設定
家庭系 食品ロス量 (推計)	約 6,780 t	約 5,069 t	△25%

※基準年度は、令和5年度の家庭系収集燃えるごみ量に、ごみの組成調査の食品ロス発生率（17.8%）をかけることで推計
※目標年度は、収集燃えるごみの排出抑制目標をもとに設定

なお、本計画においては、家庭系食品ロスのみ目標値を設定していますが、食品ロス全体を減らすためには「事業系食品ロス」を減らすことも重要であるため、事業所における食品ロス削減も推進していきます。

コラム（食品ロスを 25%減らそう）

二人暮らしの家庭から、1週間で約 1.1kg のまだ食べられるの食品が捨てられています。
2人×81g×7日=1,134g ⇒ 約 1.1kg
二人暮らしの家庭から 1週間で 300g 前後の食品ロスを減らすと 25%削減になります。

おにぎり 2個半 で 275g
焼きそば 1人前 で 280g



4. 食品ロス削減に向けた取組

(1) 市民や事業者に対する食品ロスに関する知識の普及啓発

市民が食品ロスの削減に自発的に取り組んでいけるよう、「出前講座」や「環境学習」などを活用し、食品ロス削減に取り組む意義や理解を深めるため、子どもから大人まで正しい知識と行動を学ぶ機会をつくります。

本市では、「えがお おいしく かしこく さがの食」を食育推進キャッチフレーズとし、佐賀市食育推進計画を策定しています。食に関する知識を得るほか、食に対する感謝の念を深めることで、持続可能な食の循環を含めた食育の推進を図り、食品ロスの削減に努めます。

【取組例】

○食品ロスに特化した出前講座の実施
○市報、ホームページ、新聞、生活情報誌、テレビ、ラジオによる広報
○環境イベント等での啓発

(2)家庭における食品ロス削減の推進

家庭系食品ロスを減らすため、様々な場面に応じた食品ロス削減に資する心掛けや方法を普及啓発し、家庭での食品ロス発生抑制につながる行動の促進及び習慣づけを図る必要があります。

本市では、賞味期限や消費期限の違いに対する無理解や、買いすぎから生じる手付かず食品の廃棄、過剰除去による調理くずや作りすぎによる食べ残しなど、食品ロスの発生要因にも触れた啓発を行うとともに、環境に配慮したエコ料理レシピやフードドライブ活動の紹介など、ライフスタイルに応じた食品ロス削減方法の提案を行っていきます。

また、専用の処理容器を使った生ごみ堆肥化の提案とその継続利用に向けた取組も実施するとともに、生ごみ処理容器等の購入費補助も行っていきます。



【取組例】

○もったいないプロジェクト（家庭版 3010 運動の推進）
○クックパッド（消費者庁のキッチン）によるエコ料理レシピの紹介
○フードドライブ活動の推進
○家庭用生ごみ処理容器の購入費補助
○家庭用電動生ごみ処理機の購入費補助
○生ごみ堆肥化を促進するため、生ごみ減量体験型講座の開催、生ごみ処理容器に関する相談対応、地域や学校などで生ごみ堆肥化に取り組む際の支援などを実施
○3キリ運動（使い切り、食べきり、水きり）の推進
○てまでどりの推進



余った野菜でエコクッキング



買い物に行く時は冷蔵庫をチェック

(3)事業所における食品ロス削減の推進

本市に搬入される事業系の燃えるごみは、生ごみが最も多く排出されています。

そのため、食品ロスを発生する可能性の高い「卸売業・小売業」、「飲食サービス業、宿泊業」及び「医療、福祉」などの事業者に対して、訪問調査等の機会を利用して、水きり徹底の周知や食品関連事業者へは食品リサイクルに関する情報提供を行っていきます。

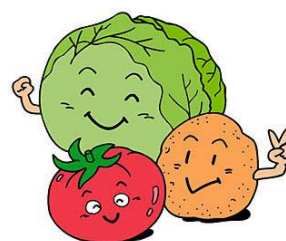
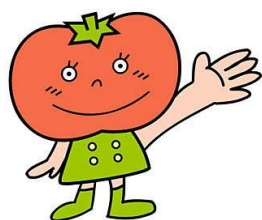
また、発生抑制対策として飲食店や結婚式場等での食べ残し削減を目的とした3010運動（※宴会等から出る食べ残しを削減するため、開始後30分と終了前10分を離席せず食事を楽しむ運動）をはじめとした「佐賀市もったいないプロジェクト」を展開します。

更に、排出事業者が自己処理を行うための生ごみ処理機等の設置補助を実施していきます。



【取組例】

○もったいないプロジェクト（3010運動、食品ロスゼロ推進店登録制度）
○多量排出事業者への訪問調査や廃棄物減量等推進責任者研修会での食品リサイクルに関する情報提供
○排出事業者が自己処理を行うための生ごみ処理機等の設置補助
○食品廃棄物のリサイクル推進



(4)未利用食品を提供するための活動の推進

佐賀市内の食料品店等にて期限の近い商品在庫や訳あり食品など、食品ロスになりうる食品をウェブサイトに出品し、出品された商品を消費者が予約購入するためのマッチングサービスを提供することで、未利用食品の有効活用を推進するものとします。また、フードバンク活動の広報啓発を実施していきます。

【取組例】

○フードバンク活動の広報啓発
○食品ロス削減マッチングサービスの提供

協力店大募集
(市内の事業所のみ)

ユーザー大募集
(市外・県外の方も登録できます)

STEP 1

スマートフォンやパソコンから簡単登録

STEP 2

期限の近い商品在庫や
状態あり食品など、ロスに
なりそうな食品を出品

STEP 3

マッチング

指定の時間に受け渡し、
あなたの「お得」が
地球環境を救います。

STEP 2

気になるお店や
食品を検索し、
決まれば購入予約
を選択

STEP 1

スマートフォンや
パソコンから簡単登録

協力店
(市内事業者)

ご参加いただくメリット

- ・お店の PR や新規顧客の獲得
- ・食品ロス削減でSDGsに貢献
- ・サービスの登録、利用料無料

商品画面

購入予約画面

ユーザー
(市民の方)

ご参加いただくメリット

- ・家計にやさしく、お得に買い物
- ・食品ロス削減に手軽に参加
- ・サービスの登録、利用料無料

5. 各主体の役割と行動

(1)市民

市民は食品ロス削減の重要性を理解するとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスの把握に努め、食品ロスを削減するために一人ひとりが実施できることを考え行動に移すことが重要な役割となります。

- ・ 期間間近商品の優先購入や食材を使い切る。
- ・ 食べきりなど、身近な食品ロス削減のための行動を実践する。
- ・ 食品ロスの削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する。
- ・ 事業者や行政が行う食品ロス削減のための取組の理解・協力を努める。



(2)事業者

事業者はサプライチェーン全体で食品ロスの状況と削減の必要性について、理解を深めるとともに、食品リサイクル法に基づいた食品ロスの削減や食品リサイクルを推進し、自らの事業活動において食品ロスの削減につながる取組を実践することが重要な役割となります。

- ・ 食品ロスの状況と、その削減の必要性についての理解を深める。
- ・ 消費者に対し、自らの取組に関する情報提供や啓発を行い、社会全体で食品ロス削減が推進されるよう努める。
- ・ 未利用食品を提供するための活動とその役割を理解し、積極的にフードバンク等へ未利用食品の提供を行う。
- ・ 本市が実施する食品ロス削減に関する施策に積極的に協力する。

(3)行政

本市として食品ロスを削減するために、市民、事業者に対して役割の認識や行動を実践してもらえるように周知・啓発を行い、関連施策を積極的に実践することが重要な役割となります。

- 普及啓発を始めとする食品ロス削減に関する施策を実施する。
- 自ら率先して食品ロス削減に向けた取組を実践する。
- 消費者や事業者、民間団体等の取組を積極的に支援する。
- 全国の自治体で構成する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」へ引き続き参加し、関係機関との連携を図る。



第8節 その他

1. 地域環境美化推進活動

清潔で美しい佐賀のまちづくりを進めるとともに、海洋プラスチック対策の一環として、地域における市民や事業所等による散乱ごみや落ち葉などの清掃活動に対し、清掃ボランティア用ごみ袋や清掃用具の貸与、ごみの回収等の支援を行います。



2. 不法投棄対策

市ホームページや市報などを活用して不法投棄をしないよう啓発を図るとともに、市内の環境パトロールを毎日行い、不法投棄を早期に発見し、不法投棄の多い場所には監視カメラや防止看板を設置するなど投棄の防止に努めます。

また、不法投棄防止対策協議会において、効率的かつ効果的な対策を協議し、市民、事業者及び行政が一体となって、不法投棄の撲滅を推進していきます。



3. 災害廃棄物対策

災害時に対応するため、佐賀県では「災害廃棄物処理計画（平成29年3月策定）」を、本市では「地域防災計画（令和5年10月改定）」及び「佐賀市災害廃棄物処理計画（平成30年1月改定）」を策定しています。災害時には状況に応じ、県、近隣市町、関係業者へも応援依頼が必要となるため、関係機関との連携体制を構築していくことが必要です。

災害時に発生する廃棄物は、大量かつ多種・多様にわたることが多いため、環境衛生上、できるだけ速やかに回収するものとし、県の廃棄物対策部署など関係機関との連携を図り適正な処理を行います。



第4章 生活排水処理基本計画

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況と課題

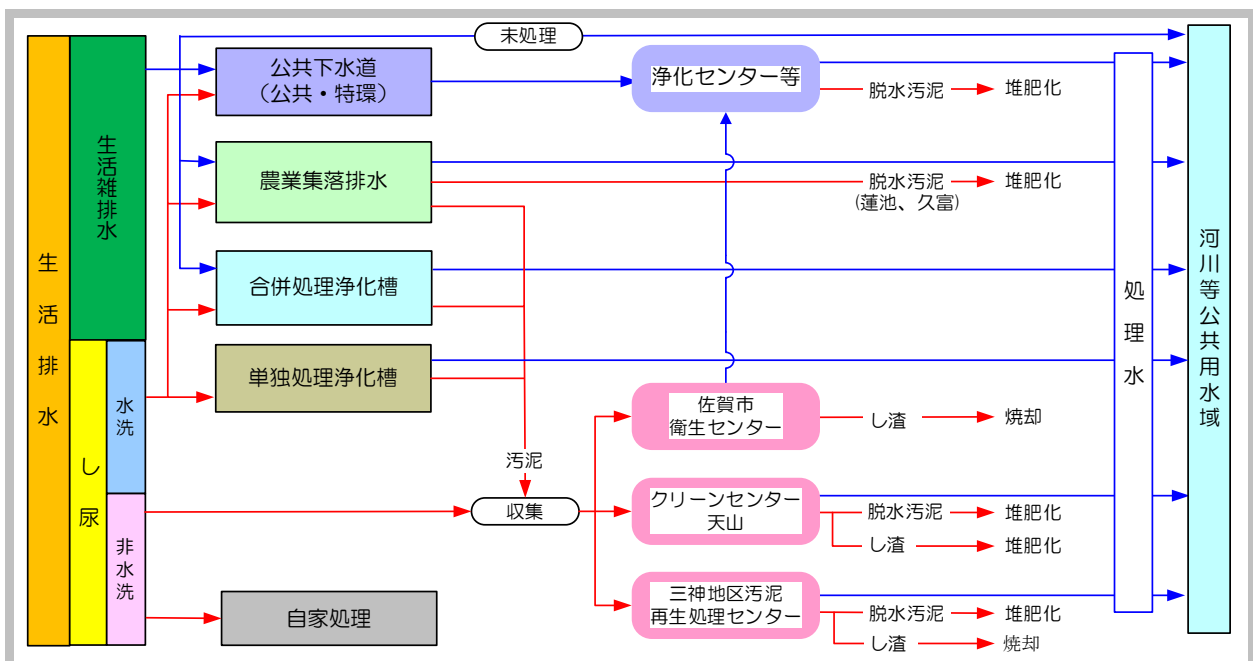
1. 生活排水処理の現況

(1) 生活排水の流れ

本市で排出される生活排水のうち、台所排水などの生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により処理しています。ただし、一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。

くみ取り便槽、合併処理浄化槽等から収集されるし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設等へ搬入され、処理しています。

◆図表 4-1 生活排水処理の流れ



1) 公共下水道

公共下水道事業は、佐賀地区が昭和 47 年に事業認可を受け、昭和 53 年に供用開始し、その後、諸富町、大和町、川副町に事業を展開しています。なお東与賀町は、特定環境保全公共下水道事業として供用開始を行いました。現在は、公共下水道事業に編入しています。

富士町、久保田町については特定環境保全公共下水道事業を展開しています。

◆図表 4-2 公共下水道事業整備状況（令和5年度末）

施設名	佐賀市 下水浄化センター	富士南部 環境センター	久保田 浄化センター
処 理 対 象 地 区	佐賀地区・諸富町・大和町・ 川副町・東与賀町	富士町	久保田町
計画処理区域面積	4,555.7 ha	80.9 ha	140.0ha
計画汚水処理能力	67,000 m ³ /日	1,900 m ³ /日	2,200 m ³ /日
計 画 処 理 人 口	164,700 人	1,300 人	4,400 人
供 用 開 始 年 月	昭和 53 年 11 月	平成 14 年 4 月	平成 13 年 12 月
処 理 方 式	標準活性汚泥法(4 池) ・担体投入活性汚泥法(3 池)	オキシレーションディッチ法	オキシレーションディッチ法
汚 泥 処 分 方 式	堆肥化	堆肥化（外部委託）	堆肥化（外部委託）
面 積 整 備 率	94.51%	100.0%	94.10%
水洗化率（世帯）	93.54%	81.6%	89.3%

2) 農業集落排水処理施設

農業集落排水事業は、平成5年度から、順次事業に着手し、全地区で整備は完了しています。供用開始後、20 年を経過した施設もあるため、老朽化対策を実施しながら、下水道事業の効率化を図るため、施設の統廃合を実施していきます。

◆図表 4-3 農業集落排水処理施設整備状況(1)（令和5年度末）

施設名	元相応地区	蓮池地区	諸富北部地区	無津呂地区
	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設
計画処理区域面積	6.2 ha	84.4 ha	12.5 ha	40.0ha
計画汚水処理能力	64.8 m ³ /日	659 m ³ /日	113 m ³ /日	211 m ³ /日
計 画 処 理 人 口	240 人	2,680 人	420 人	790 人
供 用 開 始 年 月	平成 12 年 3 月	平成 20 年 4 月	平成 12 年 3 月	平成 9 年 5 月
処 理 方 式	間欠ばっ気法 JARUS-XIV ₉₆ 型	間欠ばっ気法 JARUS-XIV _G 型	接触ばっ気法 JARUS-I ₉₆ 型	接触ばっ気法 JARUS-III ₉₆ 型
汚 泥 処 分 方 式	佐賀市衛生センター	堆肥化 (外部委託)	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター
面 積 整 備 率	100%	100%	100%	100%
水洗化率（世帯）	83.1%	63.7%	96.0%	87.6%

※令和7年度から諸富北部地区を蓮池地区に集約する予定。

◆図表 4-3 農業集落排水処理施設整備状況(2) (令和5年度末)

施設名	藤瀬地区	杉山地区	合瀬地区	市川地区
	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設
計画処理区域面積	35.7 ha	5.1 ha	9.3 ha	12.6 ha
計画汚水処理能力	211 m ³ /日	54 m ³ /日	51 m ³ /日	126.9 m ³ /日
計画処理人口	780 人	200 人	190 人	470 人
供用開始年月	平成 13 年 4 月	平成 11 年 3 月	平成 11 年 4 月	平成 12 年 8 月
処理方式	接触ばっ気法 JARUS-III ₉₆ 型	接触ばっ気法 JARUS-S ₉₆ 型	接触ばっ気法 JARUS-S ₉₆ 型	間欠ばっ気法 JARUS-XIV ₉₆ 型
汚泥処分方式	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター
面積整備率	100%	100%	100%	100%
水洗化率(世帯)	81.5%	87.1%	83.3%	84.9%

施設名	鎌原地区	上小副川地区	富士北部地区	大授地区
	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設
計画処理区域面積	4.8 ha	7.4 ha	36.2 ha	8.3 ha
計画汚水処理能力	29.7 m ³ /日	45.9 m ³ /日	235 m ³ /日	83 m ³ /日
計画処理人口	110 人	170 人	780 人	250 人
供用開始年月	平成 13 年 4 月	平成 14 年 3 月	平成 19 年 5 月	平成 12 年 6 月
処理方式	接触ばっ気法 JARUS-S ₉₆ 型	接触ばっ気法 JARUS-S ₉₆ 型	間欠ばっ気法 JARUS-XIV ₉₆ 型	接触ばっ気法 JARUS-I ₉₆ 型
汚泥処分方式	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター	佐賀市衛生センター
面積整備率	100%	100%	100%	100%
水洗化率(世帯)	77.8%	81.8%	88.9%	84.8%

施設名	下新ヶ江地区	久富地区	江戸地区
	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設
計画処理区域面積	25.9 ha	59.5 ha	10.0ha
計画汚水処理能力	754 m ³ /日	789 m ³ /日	103 m ³ /日
計画処理人口	2,790 人	2,920 人	380 人
供用開始年月	平成 10 年 10 月	平成 12 年 4 月	平成 14 年 4 月
処理方式	回分式活性汚泥法 JARUS-XI ₉₆ 型	回分式活性汚泥法 JARUS-XI ₉₆ 型	間欠ばっ気法 JARUS-XIV ₉₆ 型
汚泥処分方式	クリーンセンター 天山	堆肥化 (外部委託)	クリーンセンター 天山
面積整備率	100%	100%	100%
水洗化率(世帯)	87.8%	82.8%	70.8%

3)浄化槽(市営浄化槽事業)

浄化槽は、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽とし尿のみを処理する単独処理浄化槽に区分されます。

公共下水道や農業集落排水の区域外において、市が主体となって合併処理浄化槽（市営浄化槽）の設置、維持管理を行っています。また、個人設置の合併処理浄化槽は、処理機能などの条件を満たした場合、市に帰属（寄付受納）を行うことができ、帰属した合併処理浄化槽は、市営浄化槽として、市が維持管理を行っています。

◆図表 4-4 市営浄化槽整備状況（基数）

項目 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
市管理基数	3,570	3,773	3,975	4,120	4,253
設 置	184	191	192	134	120
帰 属	20	12	10	11	13

4)し尿処理施設等

し尿及び浄化槽汚泥は、佐賀市衛生センター（佐賀地区・諸富町・富士町・川副町・東与賀町）、クリーンセンター天山（大和町・久保田町）、三神地区汚泥再生処理センター（三瀬村）で処理を行っています。

佐賀市衛生センターでは、令和5年度から、し尿及び浄化槽汚泥を前処理し、公共下水道に投入した後、下水浄化センターで処理しています。

三神地区汚泥再生処理センターは、基幹的設備改良事業を実施しており、その期間は令和4年度から令和6年度までとなっています。

◆図表 4-5 し尿処理施設等の概要

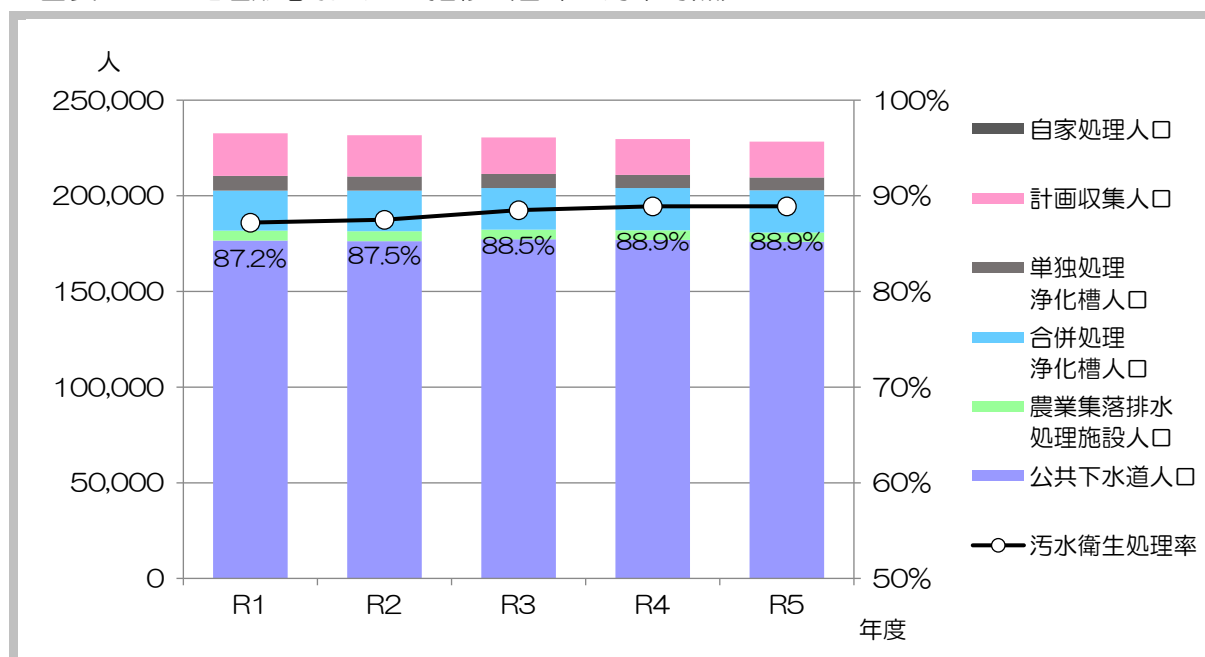
施設名	佐賀市衛生センター (佐賀市)	クリーンセンター天山 (天山地区共同衛生 処理場組合)	三神地区汚泥再生 処理センター (三神地区環境事務組合)
所在地	佐賀市巨勢町大字牛島 528	小城市牛津町勝 861	神崎市千代田町柳島 1290
処理方式	前処理 + 下水道投入	標準脱窒素処理方式 + 高度処理	膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理
公称能力	72 kL/日	180 kL/日 し 尿 : 169.4 kL/日 浄化槽汚泥 : 10.6 kL/日	基幹的設備改良事業後 139 kL/日 し 尿 : 38.6 kL/日 浄化槽汚泥 : 80.2 kL/日 農集汚泥 : 20.2 kL/日
竣工年月	令和 5 年 6 月	平成 3 年 3 月	平成 13 年 3 月

2. し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

(1) 処理形態別人口

本市の処理形態別人口は、合併処理浄化槽人口が増加し、し尿収集人口は減少しています。生活雑排水を処理している人口の割合である汚水衛生処理率は、年々向上しており令和5年度は88.9%となっています。

◆図表 4-6 処理形態別人口の推移（各年9月末時点）

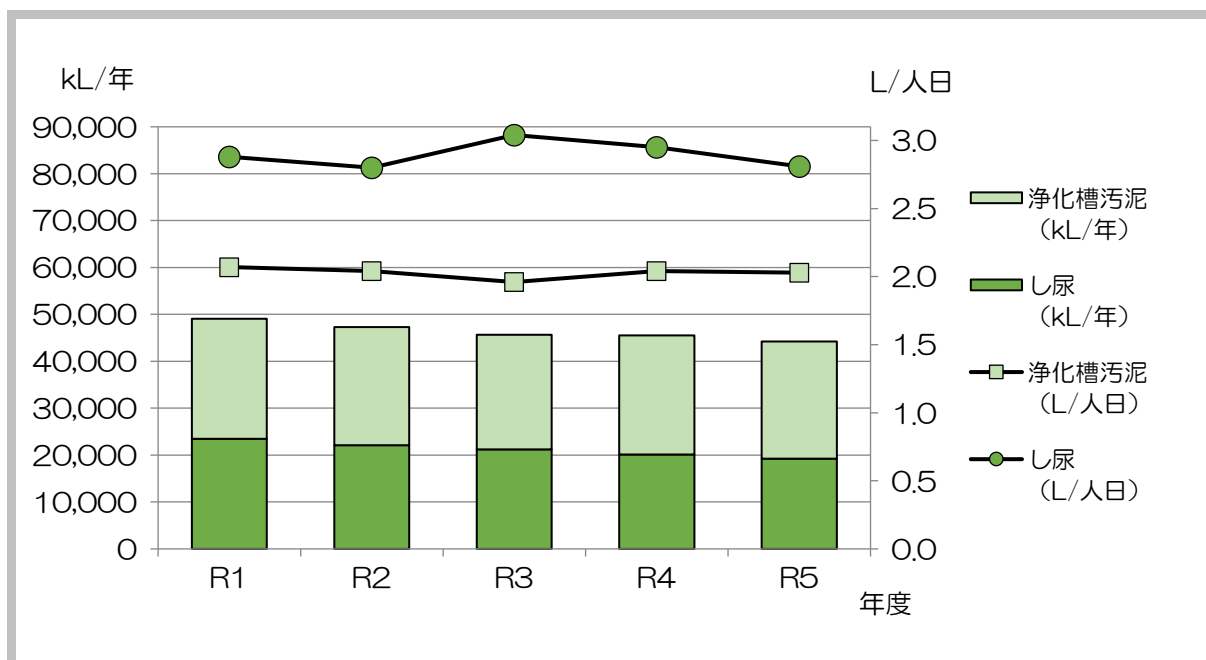


項目	年度	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	[人]	232,624	231,725	230,531	229,662	228,289
計画処理区域内人口	[人]	232,624	231,725	230,531	229,662	228,289
非水洗化人口	[人]	22,255	21,614	19,108	18,701	18,695
し尿収集人口	[人]	22,255	21,614	19,108	18,701	18,695
自家処理人口	[人]	0	0	0	0	0
水洗化人口	[人]	210,369	210,111	211,423	210,961	209,594
公共下水道人口	[人]	176,537	176,337	177,241	176,892	175,862
浄化槽人口	[人]	33,832	33,774	34,182	34,069	33,732
合併処理浄化槽人口	[人]	26,233	26,339	26,873	27,242	27,027
集落排水処理施設人口	[人]	5,250	5,140	5,108	5,069	5,019
合併処理浄化槽人口	[人]	20,983	21,199	21,765	22,173	22,008
単独処理浄化槽人口	[人]	7,599	7,435	7,309	6,827	6,705
汚水衛生処理率		87.2%	87.5%	88.5%	88.9%	88.9%

(2)し尿及び浄化槽汚泥量

本市管内から排出されるし尿の排出量は、し尿収集人口の減少により年々減少しています。浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥の一部を含む。以下同じ。）の排出量は、市営浄化槽事業により合併処理浄化槽が普及している一方で単独処理浄化槽人口や農業集落排水処理施設人口が減少しているため、概ね横ばいで推移しています。

◆図表 4-7 し尿及び浄化槽汚泥量の推移（各年9月末時点）



項目	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	し 尿	kL/年	23,480	22,093	21,207	20,138
kL/日		64.15	60.53	58.10	55.17	52.54
L/人日		2.88	2.80	3.04	2.95	2.81
浄化槽汚泥	kL/年	25,573	25,184	24,444	25,416	25,019
	kL/日	69.87	69.00	66.97	69.63	68.36
	L/人日	2.07	2.04	1.96	2.04	2.03
合 計	kL/年	49,053	47,277	45,651	45,554	44,247
	kL/日	134.02	129.53	125.07	124.80	120.90
	L/人日	2.39	2.34	2.35	2.36	2.31

3. し尿及び浄化槽汚泥の処理実績

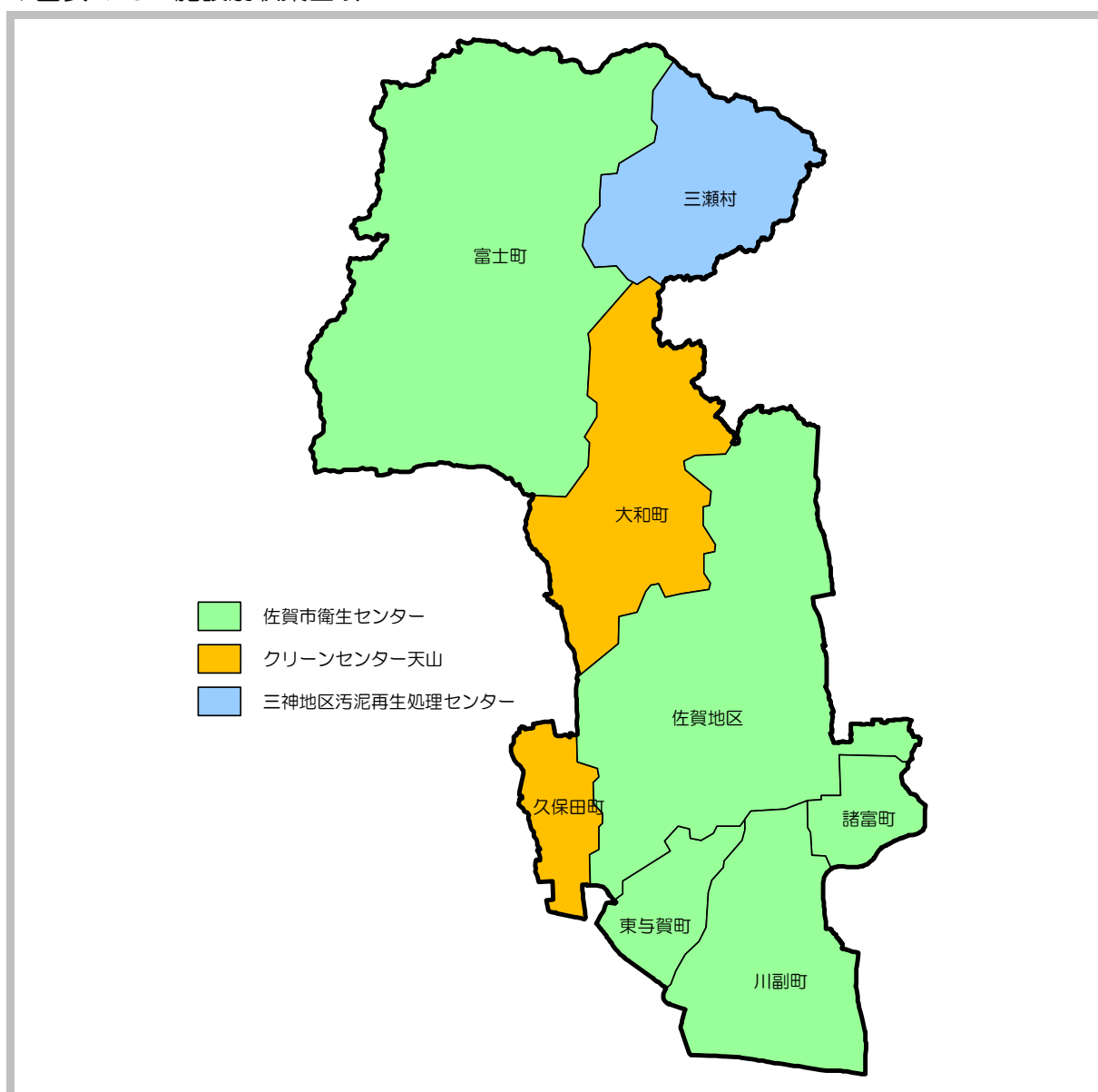
(1)収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、本市が許可する業者（一部委託業者）が行っています。本市は市町村合併前の処理体制を維持しており、し尿及び浄化槽汚泥は3つの処理施設へ搬入し、処理されます。

◆図表 4-8 し尿等収集運搬

項目	し尿	浄化槽汚泥
区分	収集・運搬	収集・運搬
形態	委託・許可	許可

◆図表 4-9 施設別収集区域

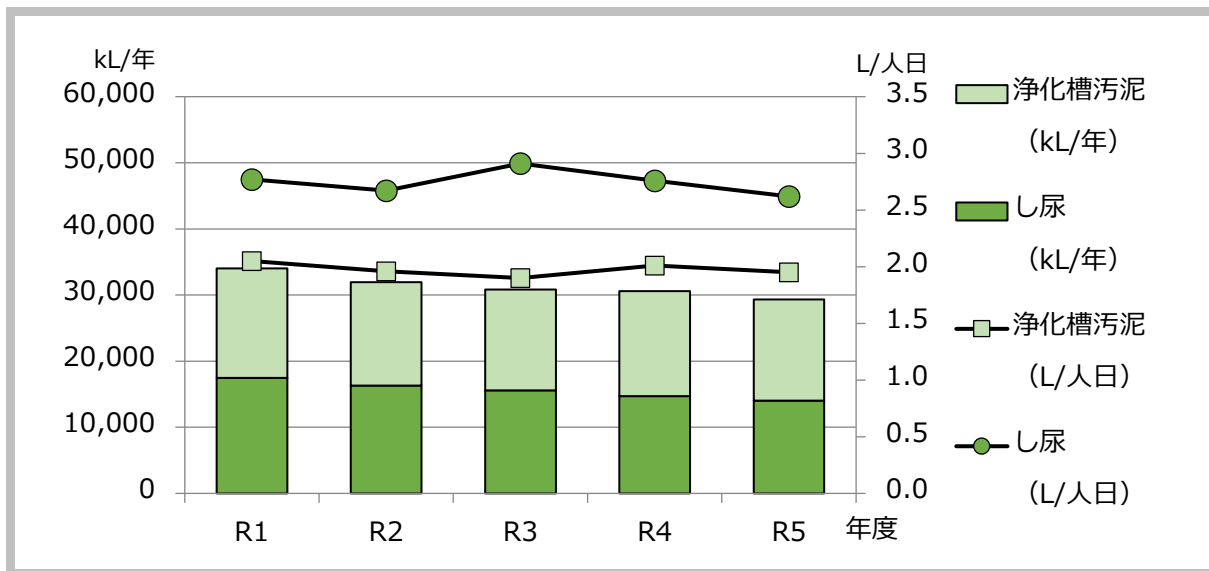


(2)中間処理

1)佐賀市衛生センター(佐賀地区・諸富町・富士町・川副町・東与賀町)

佐賀市衛生センターへの搬入量は、し尿及び浄化槽汚泥ともに天候や大型浄化槽の解体により変動していますが、1日当たり排出量も同様の傾向により変動しています。

◆図表 4-10 佐賀市衛生センターへの搬入量（各年9月末時点）

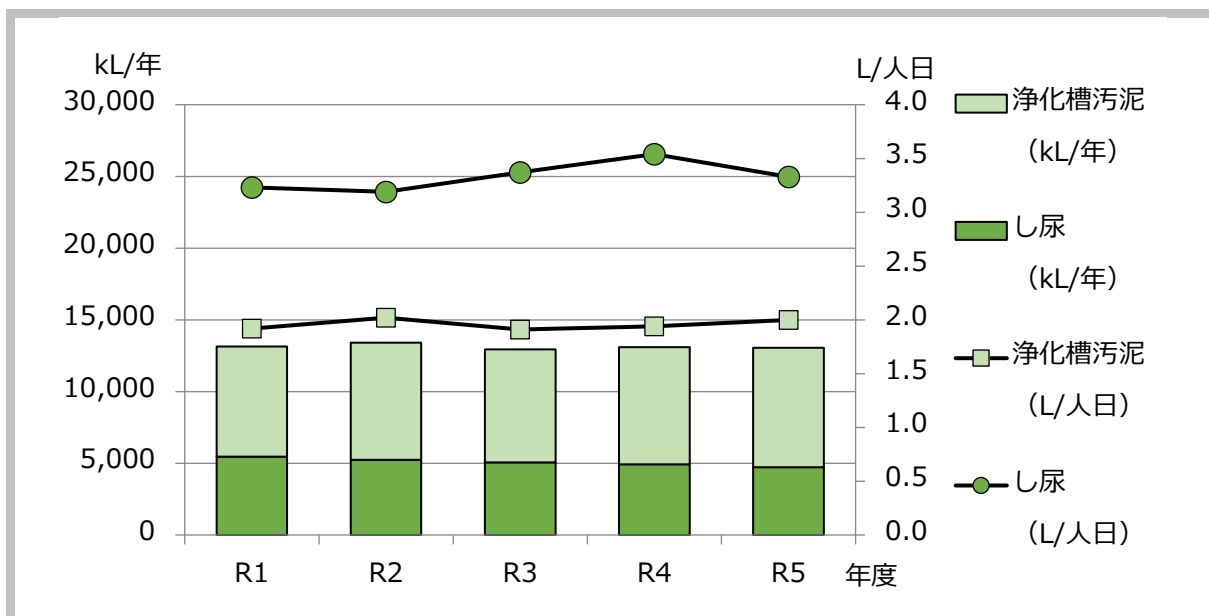


項目	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	し尿	kL/年	17,457	16,285	15,589	14,698
kL/日		47.68	44.70	42.65	40.27	38.30
L/人日		2.77	2.67	2.91	2.76	2.62
浄化槽汚泥	kL/年	16,585	15,644	15,239	15,885	15,297
	kL/日	45.21	42.88	41.86	43.59	41.71
	L/人日	2.05	1.96	1.90	2.01	1.95
合計	kL/年	34,042	31,929	30,828	30,583	29,319
	kL/日	92.89	87.58	84.51	83.86	80.01
	L/人日	2.37	2.27	2.30	2.31	2.22
合計 (%)	し尿	51.3	51.0	50.5	48.0	47.9
	浄化槽汚泥	48.7	49.0	49.5	52.0	52.1

2)クリーンセンター天山(大和町・久保田町)

クリーンセンター天山への搬入量は、し尿については減少傾向、浄化槽汚泥については概ね横ばいの傾向にあります。1人1日当たり排出量においては、し尿については増加傾向、浄化槽汚泥については年度により増減はあるものの減少傾向となっています。

◆図表 4-11 クリーンセンター天山への搬入量（各年9月末時点）

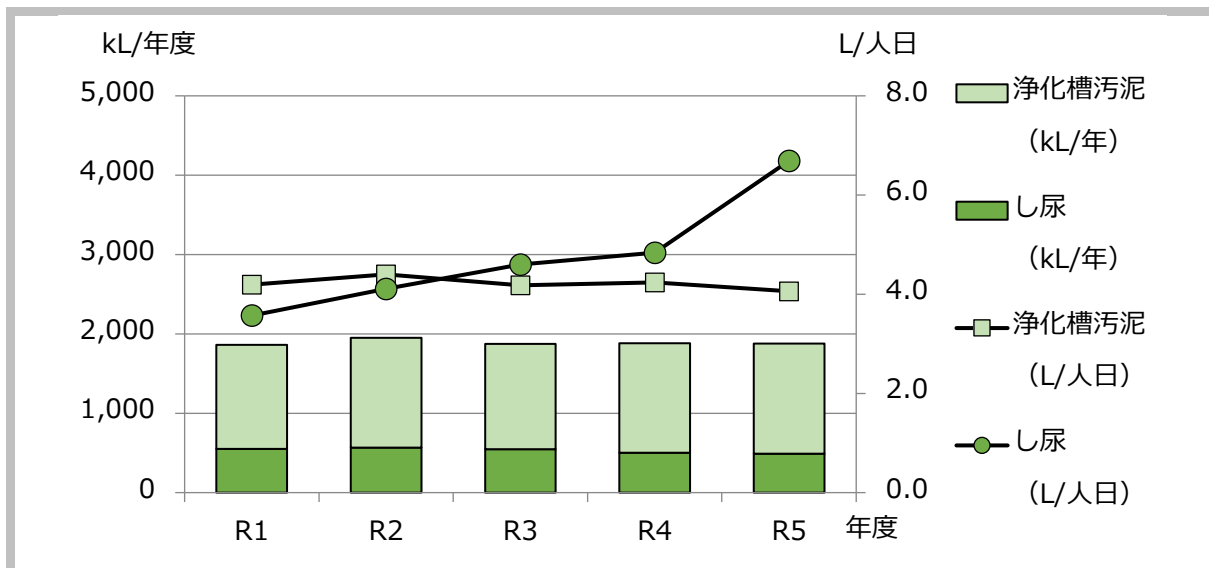


項目	年度	R1	R2	R3	R4	R5
し尿	kL/年	5,471	5,242	5,072	4,937	4,716
	kL/日	14.93	14.34	13.91	13.54	12.90
	L/人日	3.23	3.19	3.37	3.54	3.33
浄化槽汚泥	kL/年	7,677	8,156	7,878	8,151	8,333
	kL/日	20.97	22.29	21.55	22.29	22.81
	L/人日	1.92	2.02	1.91	1.94	2.00
合計	kL/年	13,148	13,398	12,950	13,088	13,049
	kL/日	35.90	36.63	35.46	35.83	35.71
	L/人日	2.31	2.36	2.30	2.34	2.33
合計 (%)	し尿	41.6	39.1	39.2	37.8	36.1
	浄化槽汚泥	58.4	60.9	60.8	62.2	63.9

3)三神地区汚泥再生処理センター(三瀬村)

三神地区汚泥再生処理センターへの搬入量は、し尿については減少傾向、浄化槽汚泥についても多少増減はあるものの概ね横ばい傾向となっています。1人1日当たり排出量は、し尿は増加傾向となっており、浄化槽汚泥は年度により増減はあるものの減少傾向となっています。

◆図表 4-12 三神地区汚泥再生処理センターへの搬入量（各年9月末時点）



項目	年度	R1	R2	R3	R4	R5
	し尿	kL/年	552	566	546	503
kL/日		1.51	1.55	1.50	1.38	1.34
L/人日		3.57	4.11	4.60	4.84	6.69
浄化槽汚泥	kL/年	1,311	1,384	1,327	1,380	1,389
	kL/日	3.58	3.79	3.63	3.78	3.79
	L/人日	4.19	4.40	4.18	4.24	4.06
合計	kL/年	1,863	1,950	1,873	1,883	1,879
	kL/日	5.09	5.34	5.13	5.16	5.13
	L/人日	3.99	4.31	4.30	4.38	4.53
合計 (%)	し尿	29.7	29.0	29.2	26.7	26.1
	浄化槽汚泥	70.3	71.0	70.8	73.3	73.9

(3)最終処分

佐賀市衛生センターにおいては、廃棄物としての最終処分は行っていません。下水道投入されたし尿や浄化槽汚泥は、他の生活排水とともに、佐賀市下水浄化センターで処理し、堆肥化しています。

三神地区環境事務組合及び天山地区共同衛生処理場組合においては、堆肥化や汚泥焼却後の農地還元などを実施しています。

4. 生活排水処理に関する課題

本市における生活排水処理の現状に対して、今後の課題は次のとおりです。

(1) 汚水衛生処理率の向上

本市の汚水衛生処理状況としては、公共下水道区域では高く、特定環境保全公共下水道や農業集落排水の区域では低く、下水道の接続が進んでいない区域があります。

生活雑排水を適切に処理し、公共用水域への汚濁負荷を低減させるため、くみ取り便槽や単独浄化槽の使用に対して、公共下水道や農業集落排水施設への接続の推進、合併処理浄化槽への転換の促進に取り組む必要があります。

(2) 生活排水処理事業の継続

本市の水環境保全及び下水道事業を効率よく経営するためには、接続率の増加は重要な課題です。

また、汚水処理施設の老朽化に対する対応及び施設の統合・再編はコスト削減のための重要な検討事項であり、これらへの適切な対応が必要です。

(3) 適正及び安定的な処理の継続

佐賀市衛生センターは、施設が老朽化したため、下水道施設でし尿等の処理を行う前処理施設の整備を実施し、令和5年度から稼働しています。三神地区汚泥再生処理センターは老朽化と処理量を考慮して、基幹的改良事業を令和6年度まで実施しました。

クリーンセンター天山においても施設の老朽化が進んでいることにより、将来的なし尿及び浄化槽汚泥の発生量を踏まえ、施設更新を進めているところです。

適切な施設の運営による適正及び安定的なし尿等の継続的な処理が必要です。

第2節 生活排水処理の目標

1. 基本方針

本市では、市営浄化槽を除く下水道事業は、概ね面整備が終了していることを踏まえて、本計画における基本方針は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、生活雑排水による環境負荷に係る啓発や負荷を低減させるための効果的な方法の実施などを基本的な考え方として、次のとおりとします。

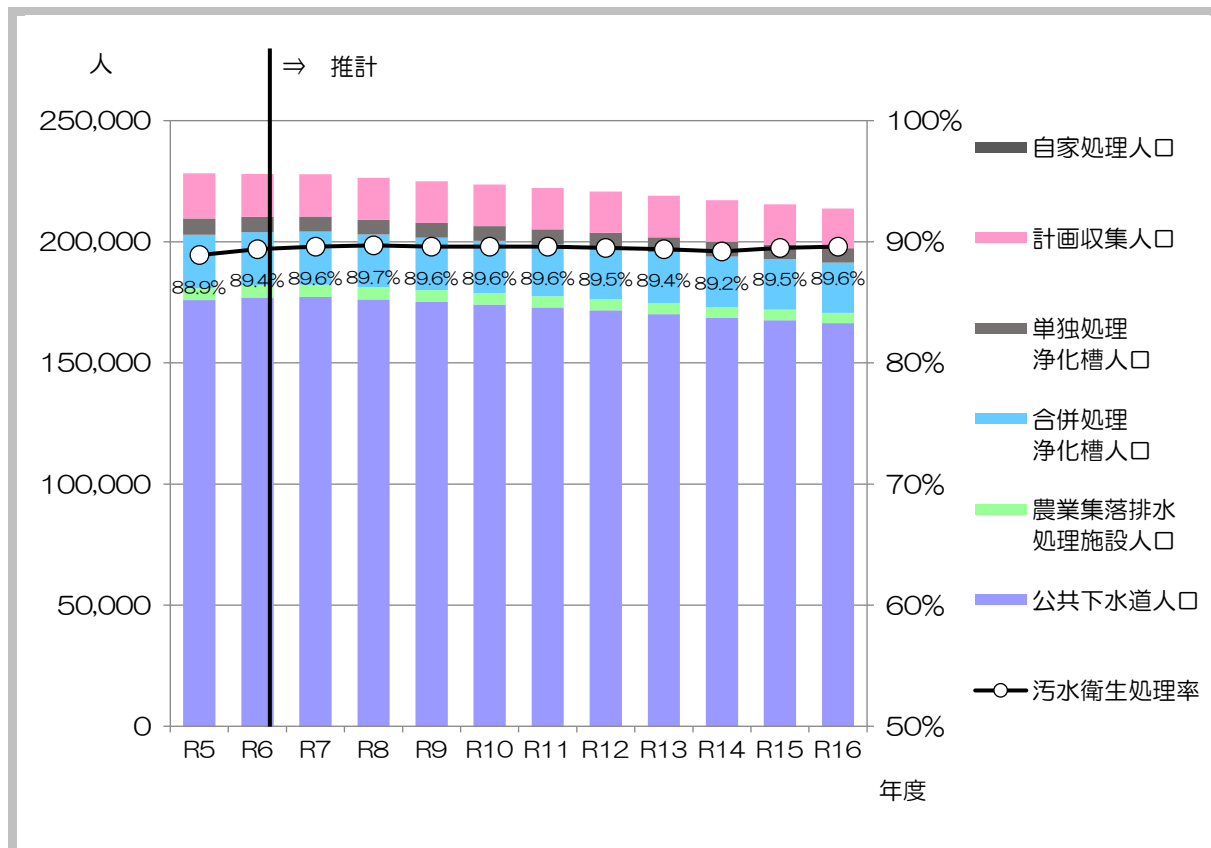
◆図表 4-13 生活排水処理に関する基本方針（案）

- ① 市内全域において生活排水対策の必要性について啓発活動を推進します。
- ② 公共下水道または農業集落排水が整備されている地区においては、下水道への接続を推進します。
- ③ 公共下水道または農業集落排水処理区域外の地区においては、合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ④ 排出されるし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理します。

2. 生活排水処理形態別人口の推計

全体の人口減少と合わせ、下水道事業の推進により、し尿処理人口及び単独処理浄化槽人口は減少する見込みとしています。

◆図表 4-14 処理形態別人口の推計（各年9月末時点）



項目	年度	R 5	R 1 1	R 1 6
行政区域内人口	[人]	228,289	222,174	213,662
計画処理区域内人口	[人]	228,289	222,174	213,662
非水洗化人口	[人]	18,695	17,080	16,345
し尿収集人口	[人]	18,695	17,080	16,345
自家処理人口	[人]	0	0	0
水洗化人口	[人]	209,594	205,094	197,317
公共下水道人口	[人]	175,862	172,891	166,422
浄化槽人口	[人]	33,732	32,203	30,895
合併処理浄化槽人口	[人]	27,027	26,077	25,033
集落排水処理施設人口	[人]	5,019	4,651	4,244
合併処理浄化槽人口	[人]	22,008	21,426	20,789
単独処理浄化槽人口	[人]	6,705	6,125	5,862
汚水衛生処理率		88.9%	89.6%	89.6%

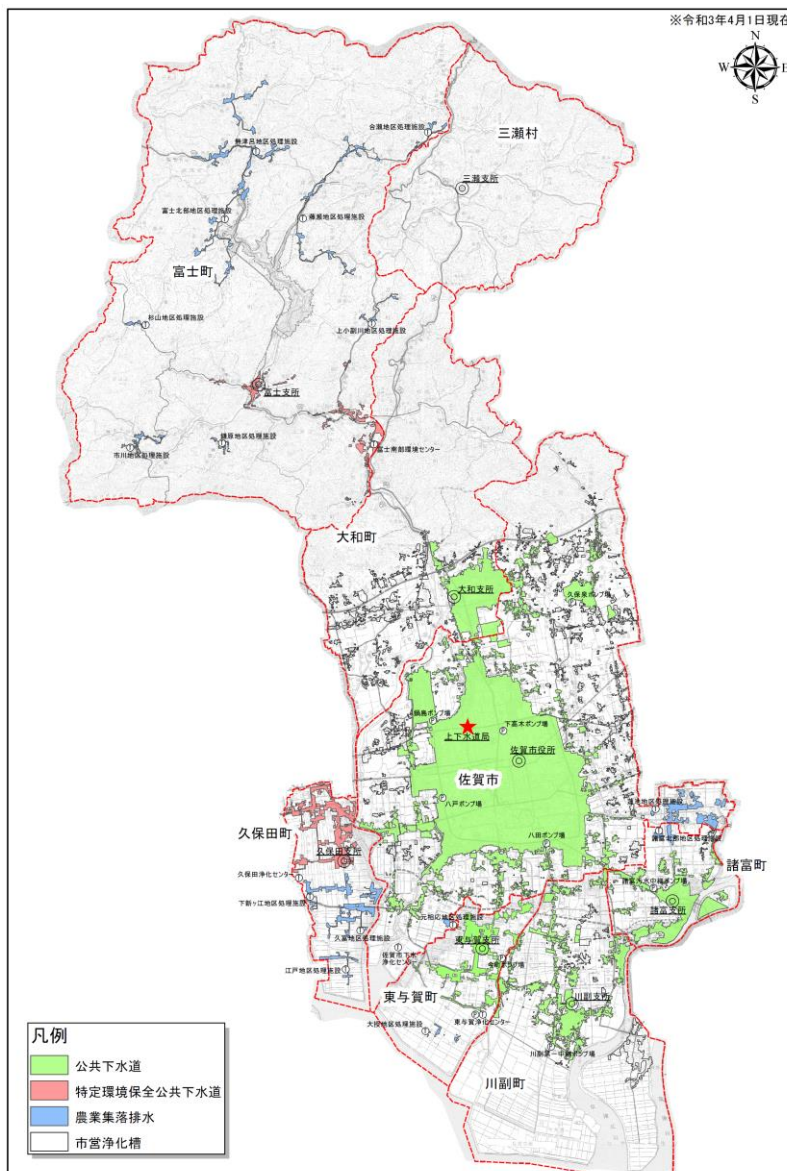
3. 生活排水の処理主体

本市における生活排水関係施設における処理主体は、図表 4-15 のとおりです。

◆図表 4-15 生活排水関係施設の処理主体

生活排水関係施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
特定環境保全公共下水道事業		
農業集落排水処理施設		
合併処理浄化槽 (市営浄化槽)	し尿	個人等 (本市)
単独処理浄化槽		個人等
し尿処理施設等	し尿及び浄化槽汚泥	本市 天山地区共同衛生処理場組合 三神地区環境事務組合

◆図表 4-16 下水道等エリア



第3節 生活排水処理計画

1. 処理の目標

本市における汚水衛生処理率は、88.9%（令和5年度）です。

計画目標年度の令和16年度までに89.6%とすることを目標とします。

◆図表 4-17 処理の目標（案）

項目	令和5年度	令和16年度 (計画目標年度)
汚水衛生処理率	88.9%	89.6%

2. 生活排水を処理する区域及び人口等

本市における生活排水処理区域は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備事業ごとに区域を分けており、各処理施設や地域の特性を踏まえた効率的な生活排水処理を行います。

◆図表 4-18 生活排水区域及び処理人口

項目	処理計画区域	令和16年度 (計画目標年度)
公共下水道	佐賀地区（八田、厘外、大島、下高木、兵庫、久保泉、金立） 諸富町（諸富、大中島） 大和町（春日） 川副町（東部、西部、北部、中央） 東与賀町	166,422人
	富士町（富士南部） 特定環境保全公共下水道	
	久保田町 特定環境保全公共下水道	
農業集落排水	佐賀地区（元相応、蓮池） 諸富町（諸富北部） 富士町（無津呂、藤瀬、杉山、合瀬、市川、鎌原、上小副川、富士北部） 東与賀町（大授） 久保田町（下新ヶ江、久富、江戸）	4,244人
合併処理浄化槽 (市営浄化槽)	市全域 (公共下水道、農業集落排水処理区域外の区域)	20,789人

3. 処理施設とその整備計画

本市では、市営浄化槽を除く下水道事業は、概ね面整備が終了していることを踏まえると、次の内容となります。

(1) 公共下水道・農業集落排水

面整備がおおむね終了しており、汚水処理施設の新規整備の計画はありません。しかし、供用開始後、施設の老朽化が進んでおり、各設備の更新工事・構築物の耐震工事を計画的に実施する必要があります。また、人口減少等の社会情勢の変化により処理能力の余裕率の上昇が予想されるため、汚水処理施設の統廃合やダウンサイジングの検討も必要です。

新規の計画区域はないため、既設の計画区域内で、汚水衛生処理率の向上を図ります。

(2) 市営浄化槽

市営浄化槽については、宅地開発や建て替えなど新築物件への設置が多く、既存の単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの切り替えが少ない状況です。

啓発活動により、市営浄化槽への切り替えを促進していきます。

(3) し尿処理施設等

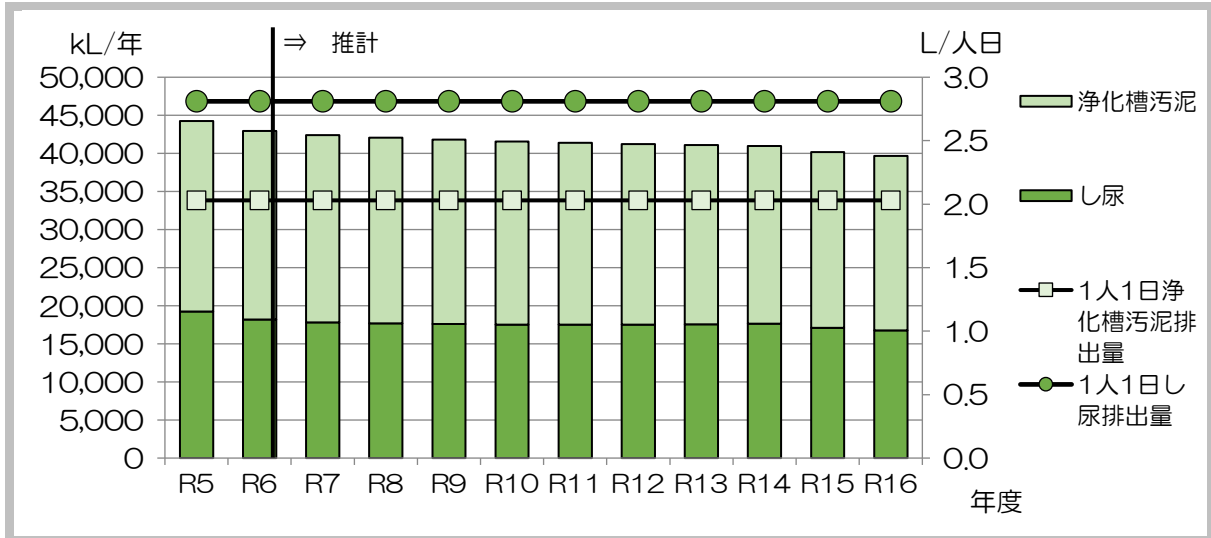
佐賀市衛生センターと三神地区汚泥再生処理センターは、適切なし尿等の処理を実施するため、施設の更新を行いました。クリーンセンター天山においても、施設の老朽が進んでおり、天山地区共同衛生処理場組合で施設更新が予定されています。

第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

し尿及び浄化槽汚泥排出量の総量は、人口の減少とともに、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換により、減少する見込みです。

◆図表 4-19 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計



◆図表 4-20 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

項目	令和5年度	令和16年度 (計画目標年度)
し尿	19,228kL	16,764kL
浄化槽汚泥	25,019kL	22,893kL

2. 排出削減・再資源化計画

(1) 市民への啓発

公共用水域の汚濁防止等のために、生活雑排水対策の必要性、公共下水道等への早期接続、などについて啓発し、汚水衛生処理率の向上により、し尿や浄化槽汚泥の削減を図り、また、生活雑排水の公共用水域への排出量削減に努めます。

(2) 浄化槽管理の適正化

浄化槽による処理水が、適正に処理されることにより、不適切な処理水が公共用水域に排出されることを防止するため、浄化槽の定期的な管理を推進します。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の再資源化

し尿及び浄化槽汚泥の処理により発生する汚泥等の堆肥化など再資源化に努めます。

3. 収集・運搬計画

(1) 収集運搬体制の維持

長期的には、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量は、減少していくと見込まれます。現状の収集運搬体制を維持するため、許可業者の経営の安定化を図ります。

なお、生活排水処理施設の統廃合や合併処理浄化槽の整備により変動するし尿等の排出量を注視しつつ、収集運搬体制の再構築を行うことも視野に入れていきます。

(2) 許可業者への指導

し尿処理施設等へのし尿及び浄化槽汚泥を搬入するまでの、適正な収集運搬について、許可業者へ指導を行います。

4. 中間処理計画

佐賀市衛生センターにおいては、廃棄物としての中間処理は実施せず、下水道投入のための前処理を実施しています。処理は、佐賀市下水浄化センターで実施するため、佐賀市上下水道局と協議のうえ、適切な処理に努めます。

三神地区環境事務組合及び天山地区共同衛生処理場組合においては、施設老朽化対策として、三神地区環境事務組合では、基幹的設備改良事業を実施しており、天山地区共同衛生処理場組合においては、施設更新を予定されています。

佐賀市全体の効率的な処理のため、将来的な処理施設のあり方について検討を行います。

5. 最終処分計画

佐賀市衛生センターにおいては、廃棄物としての中間処理は実施せず、下水道投入のための前処理を実施しており、その工程で発生した残渣は、法の規定に従い、焼却処分等適切に処理します。

なお、下水道投入されたし尿や浄化槽汚泥は、佐賀市下水浄化センターで再資源化を実施します。

三神地区環境事務組合及び天山共同衛生処理場組合においても、中間処理で発生した残渣は、法の規定に従い、焼却処分や再資源化を実施します。また、発生した汚泥は、堆肥化や焼却後の農地還元などを実施します。天山地区共同衛生処理場組合では、施設更新の検討を行っており、更新後は、汚泥の再生化を実施する予定です。

第5節 その他

1. 生活排水処理の推進体制

公共用水域の汚濁防止等のために、生活雑排水対策の必要性などの啓発、公共下水道等への早期接続などの推進、浄化槽管理の適正化などは、佐賀市上下水道局が主体として、実施することとなります。

また、佐賀市衛生センターにおける前処理施設は下水道施設であることから、維持管理については佐賀市上下水道局と連携して実施していく必要があります。

総合的な生活排水処理の推進は、佐賀市上下水道局の施策との整合が必要であり、佐賀市上下水道ビジョンの内容を含んだ施策の推進が必要です。

2. 災害廃棄物対策

災害時に発生するし尿等は、災害地域の衛生面を悪化させるため、早急な収集運搬が必要であり、その処理体制を構築する必要があります。災害時に発生するし尿等は、「地域防災計画」や「災害廃棄物処理計画」に従い適正処理を行っていきます。

